

順天堂大学国際教養学部紀要
Juntendo University Faculty of International Liberal Arts Bulletin

順天堂グローバル教養論集
Juntendo Journal of Global Studies

第九巻 2024年3月 Vol. 9 March 2024



順天堂大学 国際教養学部
Juntendo University Faculty of International Liberal Arts

目 次 (Contents)

研究論文 (Original Articles)

| | | |
|--|---|----|
| 学校の第三者評価の活用・推進に向けた課題と可能性 －教育委員会への意識実態調査から－ | 白川 正樹 | 3 |
| Challenges and Possibilities for Utilizing and Promoting External Evaluation of Schools － From the questionnaire survey to the board of education on the implementation and awareness of external evaluation. － | Masaki SHIRAKAWA | |
| 医療通訳者の専門教育と報酬満足度の関連性についての検討 | 徐 磊、姜 曉霞、李 鑫、中村 明音、仙 令羽、 大野 直子、野田 愛、ニヨンサバフランソワ | 19 |
| Examination of the Relationship between Specialized Education for Medical Interpreters and Job Satisfaction Lei XU, Xiaoxia JIANG, Xin LI, Akane NAKAMURA, Lingyu XIAN, Naoko ONO, Ai NODA, François NIYONSABA | | |
| 「やさしい日本語」の使用と外国人患者の診療満足度の関連性検討 | 李卓、王 悦、大西 明、風見 杏奈、住永 留理子、田 重成、 ニヨンサバフランソワ、野田 愛、大野 直子 | 31 |
| The research of satisfaction level for the diagnosis and treatment with easy Japanese to foreign patients Zhuo LI, Yue WANG, Akira ONISHI, Anna KAZAMI, Ruriko SUMINAGA, Enari DEN, Francois NIYONSABA, Ai NODA, Naoko ONO | | |
| 研究ノート (Research Notes) | | |
| コンゴへの主権移譲に伴うベルギーの権益維持戦略と法的枠組みの策定 －「基本法」および「友好援助条約」の制定過程を中心に | 玉村 健志 | 41 |
| Belgium's Strategy for Maintaining Its Colonial Interests during the Transfer of Sovereignty to the Congo: The Process of Drafting the "Fundamental Law" and the "General Treaty of Friendship, Assistance, and Technical Cooperation" | Takeshi TAMAMURA | |
| Snake and fox in medieval literature: Depiction of otherness issue in literary trope of human-animal unions | Chloé VIATTE | 51 |
| 中世文学における蛇と狐 －異類婚姻譚を文学的に描写する中での「他者認識」問題－ | ヴィアート・クロエ | |
| 書 評 (Book Review) | | |
| The Impact of a Sense of Belonging in College Erin M. Bentrim and Gavin W. Henning (2022) Routledge | Tetsuya FUKUDA | 63 |
| 大学における学校帰属意識の効果 ベントリム、ヘニング (2022) ラウトレッジ | 福田 哲哉 | |
| 教員推薦卒業論文 (Teacher-recommended Graduation Theses) | | 69 |
| 投稿規程 (Instructions to Authors) | | 93 |
| 編集後記 (Editor's Note) | 大野 直子 Naoko OHNO | 99 |

研究論文

学校の第三者評価の活用・推進に向けた課題と可能性
－教育委員会への意識実態調査から－

白川 正樹^{1)*}

【要 旨】

学校評価ガイドラインが指摘しているように、学校は、教育活動その他の学校運営の状況についての第三者評価による専門的視点からの評価を活用して、自らの優れた取組や課題、改善策を明確化し、学校運営を改善することを期待されている。しかし、日本の第三者評価は歴史が浅く、法令上の実施義務や実施の努力義務が課されていないこともあり、実施率は極めて低く、その活用・促進が課題となっている。

そこで、本稿は、第三者評価の全国的な推進の観点から、第三者評価において「誰が（評価者）」、「何を（評価内容）」、「どのように（実施体制）」評価すべきかという問いを立て、全国の教育委員会への質問紙調査を実施した。調査結果から、第三者評価を全国的に推進するためには、大学教授や有識者などの外部の専門家だけでなく、校長経験者や指導主事経験者、教員等の教育実務経験者、学校と地域の連携に知見を有する PTA (Parent-Teacher Association) や青少年団体の役員、学校関係者など、学校や地域の状況に応じた多様な評価者による柔軟な実施体制を工夫し、学校運営全般についての多角的で専門的な視点からの評価や具体的な改善提案等の専門的助言を行う必要性が明らかになった。

キーワード：学校評価、第三者評価、教育委員会、学校関係者評価、ピア・レビュー

Original Articles

Challenges and Possibilities for Utilizing and Promoting External Evaluation of Schools
－ From the questionnaire survey to the board of education on the implementation and awareness of external evaluation. －

Masaki SHIRAKAWA^{1)*}

【Abstract】

As the School Evaluation Guidelines point out, schools are expected to improve their operations by clarifying their own outstanding efforts, issues, and improvement measures through external evaluation from a professional perspective on the status of educational activities and other school operations. However, external evaluation in Japan has a short history and is neither legally obligated nor required to make efforts to implement it. As a result, the implementation rate is extremely low, and its utilization and promotion are an issue.

Therefore, from the perspective of promoting external evaluation nationwide, this report conducted a questionnaire survey of boards of education nationwide, asking the questions "By Whom (evaluators)," "What (evaluation contents)," and "How (implementation system)" should be evaluated in external evaluation. The survey results indicate that it is necessary to devise a flexible implementation system with a variety of evaluators according to the conditions of schools and communities to promote external evaluation nationwide. Possible evaluators include teachers, PTA (Parent-Teacher Association), youth group executives with knowledge of school-community cooperation, and school officials. The survey results also revealed the need to provide expert advice, including evaluations from a multifaceted and specialized perspective on overall school management and specific suggestions for improvement.

Key words: School Evaluation, External Evaluation, Board of Education, School Personnel Evaluation, Peer Review

¹⁾ 順天堂大学・国際教養学部 (Email: m.shirakawa.um@juntendo.ac.jp)

[2023年9月11日原稿受付] [2024年1月23日掲載決定]

1. 緒言 (背景と目的)

1.1. 問題の背景

日本の学校の第三者評価 (以降、第三者評価と表記) は、学校評価ガイドラインで、「学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの」(文部科学省, 2016, p.30) と位置付けられている。また、第三者評価の意義と特性として、専門的な分析や助言によって、学校が自らの状況を客観的に振り返り、学校の優れた取組や課題、改善策を明確化することで、学校運営を改善し学校の活性化につながることを期待できると明記されている (同上)。

このように、第三者評価は「学校改善の支援ツール」(古田, 2013) として、その積極的な活用を通じた「学校運営の改善による教育水準の向上」(文部科学省, 2016) が期待されている。学校評価等実施状況調査(平成 26 年度間)でも、「第三者評価の実施により効果のあったと感じられた点」として、61.5%の学校が「学校運営の組織的・継続的な改善」、49.2%が「自己評価や学校関係者評価の客観性の向上」、46.8%が「教職員の意識改革」、43.8%が「保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり」を挙げている (文部科学省, 2014)。加藤 (2011) も、学校関係者評価を「応援団」、第三者評価を「専門的な支援」として活用する重要性を指摘している。

しかしながら、学校教育法施行規則で自己評価の実施義務と公表義務、学校関係者評価の実施と結果公表の努力義務が定められているのに対して、第三者評価は、学校評価ガイドラインで学校とその設置者が必要であると判断した場合に行うものと記載されているのみで、法令上の実施義務や実施の努力義務が課されていない。国や都道府県の役割についての記述もない。そのため、第三者評価の実施率は全国で 6% と

いう極めて低い水準にとどまっている (文部科学省, 2014)。他にも、評価者や予算の確保等の実務的な課題や、「必要性を感じない」「時間がない」といった職員の意識の問題が第三者評価の取組が広がらない要因として指摘されている (白川, 2022)。

1.2. 本研究の目的

本稿は、第三者評価の活用・促進の観点から、第三者評価において「誰が (評価者)」、「何を (評価内容)」、「どのように (実施体制)」評価すべきかという問いを立て、質問紙調査に基づいて全国の教育委員会の第三者評価の実施状況と第三者評価に関する意識を詳細に調査分析することで、第三者評価の現状と課題、その可能性を明らかにすることを目的とする。その上で、第三者評価の全国的推進に資する組織づくりやシステム構築に係る論点を示す。

日本の第三者評価は、1 世紀以上の歴史があるイギリスの学校査察 (久保木 (2019), 高妻 (2013A)) やアメリカの認証評価 (中留 (1994), 浜田 (2014))、ニュージーランドの第三者評価 (Wylie (2012), 福本 (2013)) 等の諸外国の取組と比較して歴史が浅く実践事例も少ない。そのため、第三者評価のシステム作りも十分に確立しておらず、その理論構築と活用、推進も今後の課題である。

日本の学校評価や第三者評価に関連した論考として、学校評価の当初の制度化の過程における、教育改革国民会議等の教育政策共同体の外部からの NPM 的、統制的な提言が与えた影響について論じた青木 (2009) や、第三者評価が学校の主体性を重視したシステムに変遷してきた政策形成過程を論じた (古田, 2013) がある。また、第三者評価のフォーマット分析等から学校評価の現状と課題を指摘した西川 (2008) や第三者評価の専門性と第三者性、専門的な助言機能の重要性を指摘した小柳 (2013) などがあげられる。第三者評価の実践事例に基づいた論考としては、横浜国立大学附属中学校と近隣 2

校の教員主体の学校間評価（ピア・レビュー）の実践や（横浜国立大学教育人間科学部附属横浜中学校編，2009）、岡山県矢掛町での学校・教育委員会・大学教員・地域関係者の協働による第三者評価システムの開発（諏訪・福本・小山・岡野・高瀬，2011），（梶田・武泰，2011）がある。他にも、福岡県（高妻，2013b）や広島市（藤井，2013）における第三者評価の実践報告などがあげられる。

学校評価と教育委員会の関わりに関連した研究については、学校関係者評価の結果に応じて市区町村教委が学校支援を行うことの有効性を指摘した三浦（2011）などの一部論考がある。しかしながら、本稿のように、学校とともに第三者評価の実施主体と位置付けられている教育委員会の第三者評価に対する意識や認識に着目し、第三者評価の実施状況やその全国的実施に向けた課題、可能性について質問紙調査の結果を基に詳細に考察した論考は管見の限り見当たらない。

実効性のある第三者評価の全国的な推進を通じて、自己評価、学校関係者評価を含む学校評価全体の機能を向上させ、学校運営や教育活動を点検・改善することで、学校の活性化を図ることは、日本の学校教育全体のさらなる発展に向けた重要な教育課題のひとつである。

2. 研究方法

2.1. 調査対象者と調査方法

調査対象者は、全国の500教育委員会である。内訳は47都道府県教育委員会、20政令指定都市教育委員会、62中核都市教育委員会、205区市教育委員会、166町村教育委員会である。都道府県、政令指定都市、中核都市は全国すべての教育委員会を調査対象とした。区市教育委員会、町村教育委員会は全都道府県からそれぞれ無作為抽出した。調査対象の500教育委員会の事務局に、郵送法による質問紙調査を実施し、最終的に157教育委員会より回答を得た。回収率は31.4%である。調査にあたっては、教育

委員会への依頼文にて研究の趣旨、目的、アンケートの取り扱いを説明し、アンケートの回答・提出を以て同意とする旨を記載した。なお、本調査では質問項目の作成にあたり、「学校評価等実施状況調査」（文部科学省，2014）の質問項目と学校評価ガイドライン（平成28年改訂）を一部引用した。

2.2. 調査時期

2023年7月上旬～2023年8月上旬

2.3. 質問紙の構成

①回答者の属性に関する項目

（Q1）教育委員会名、（Q2）所轄の学校数（多肢選択式）の2項目。

②第三者評価の実施状況に関する項目

（Q3）所轄学校における第三者評価の実施状況、（Q4）所轄学校の第三者評価実施体制と実施体制別実施校数、（Q5）評価者選定・確保の実施者、（SQ5-1）評価者選定・確保の難易度、（SQ5-2）評価者選定の重視点、（Q6）第三者評価実施による所轄学校運営改善への役立ち度、（SQ6-1）第三者評価実施が所轄学校運営改善に役立った点、（Q7）第三者評価の課題や困難点、（Q8）第三者評価結果を受けて行った学校への支援、（Q9）第三者評価未実施理由、の9項目。いずれも多肢選択式である（Q5、SQ5-2、SQ6-1、Q7、Q8は「その他」の選択肢に自由回答欄を含む）。Q4、SQ5-2、SQ6-1、Q7、Q8、Q9は複数回答可である。なお、Q4～Q8は、Q3で所轄の学校が第三者評価を「全ての（大多数の・一部の）学校が実施している」と答えた教育委員会のみ、Q9は「実施している学校はない」と答えた教育委員会のみを回答の対象とした。

③第三者評価に対する意識に関する項目

（Q10）第三者評価の必要性、（Q11）第三者評価への期待点、（Q12）最も適切な第三者評

価実施体制、(Q13) 適当な第三者評価の評価者、(Q14) 第三者評価の評価者を安定的、継続的に確保・養成する方策、の5項目。いずれも多肢選択式である (Q11、Q12、Q13、Q14は「その他」の選択肢に自由回答欄を含む)。Q11、Q13、Q14は複数回答可である。

④第三者評価の活用、推進についての意見

(Q15) 第三者評価を学校運営の改善ツールとして多くの学校が活用できるようにする方策に関する回答者の考え、の1項目。自由記述。

3. 結果

3.1. 回答者の属性について

回答があった157教育委員会の種別は、都道府県教育委員会20(12.7%)、政令指定都市教育委員会7(4.5%)、中核都市教育委員会21(13.4%)、区市教育委員会52(33.1%)、町村教育委員会57(36.3%)である(表1)。それぞれの回収率は、都道府県42.5%(20/47)、政令指定都市35%(7/20)、中核都市33.8%(21/62)、区市25.3%(52/205)、町村34.3%(57/166)であった。都道府県教育委員会の回答率がやや高く、区市教育委員会がやや低いという結果となった。

教育委員会の種別とそれぞれの所轄の学校数(都道府県教育委員会は都道府県立学校、区市町村教育委員会は区市町村立学校：幼稚園を除

く)は表1の通りである。

3.2. 第三者評価の実施状況

表2は各教育委員会の所轄学校における第三者評価の実施状況と学校数の一覧である(Q3)。「全ての学校が実施している」と回答した教育委員会が52(33.1%)と全体の約1/3を占めた。内訳は、都道府県教育委員会4、政令指定都市教育委員会2、中核都市教育委員会4、区市教育委員会15、町村教育委員会27である。学校数が5校未満の小規模な自治体で全ての学校が実施している率が高かった。すべての学校が実施しているという回答が比較的多かった要因の一つとして、学校運営協議会や学校評議員からの意見聴取を第三者評価と位置付けている教育委員会があること、教育委員会が主導して管轄の全ての学校で実施している例が含まれているためと想定される。一方で、「大多数の学校が実施している」「一部の学校が実施している」教育委員会は非常に少なかった。「実施している学校はない」と回答した教育委員は過半数の55.4%であった。

調査結果からは、所轄のすべての学校が第三者評価を実施している自治体と、実施している学校が全くない自治体に2極化していることがわかった。また、「わからない」という回答が5.7%あったこと、他の設問の自由回答欄でも、「評価結果が教育委員会にすべて報告される訳

表1. 所轄学校数と教育委員会の種別

| | 都道府県 | 政令都市 | 中核都市 | 区市 | 町村 | N | % |
|--------|------|------|------|------|------|-----|------|
| 5校未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | 37 | 23.5 |
| 5～9校 | 0 | 0 | 0 | 2 | 15 | 17 | 11.4 |
| 10～19校 | 0 | 0 | 0 | 25 | 5 | 30 | 19.1 |
| 20～29校 | 1 | 0 | 0 | 10 | 0 | 11 | 7.0 |
| 30～39校 | 0 | 0 | 1 | 9 | 0 | 10 | 6.3 |
| 40～49校 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 | 6 | 3.8 |
| 50～99校 | 10 | 0 | 17 | 5 | 0 | 32 | 19.7 |
| 100校以上 | 5 | 7 | 1 | 1 | 0 | 14 | 8.9 |
| N | 20 | 7 | 21 | 52 | 57 | 157 | |
| % | 12.7 | 4.5 | 13.4 | 33.1 | 36.3 | | 100 |

ではない」という回答があったことから、学校が第三者評価を実施しても、教育委員会に報告していないため、教育委員会が第三者評価の実施状況を把握していないケースが一定数存在する実態が明らかになった。評価結果を「設置者等にも報告することが望ましい」（文部科学省，2016, p.35）と記載されているだけで、報告義務が課されていないことが背景にあると想定される。

続いて、Q3で「全ての学校が実施している」「大多数の学校が実施している」「一部の学校が実施している」と答えた61の教育委員会に対して、Q4で所轄学校の第三者評価の実施体制と実施校数（実施校数を把握している教育委員会のみが回答）を調査した（表3）。表3の選択肢1～3は、学校評価ガイドライン（平成28年改訂）で例示されている第三者評価の3つの実施体制（文部科学省，2016）を引用した。なお、この設問は複数回答可である。

表3の選択肢1の学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価が過半数を占め、3の外部の専門家を中心とする評価チームによる評価が2番目、2の互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価（ピア・レビュー）が最も少ないという結果になった。「その他」の実施形態として4の自由回答欄で、学校運営協議会の委員や学校評議員が評価を実施したという回答が多くみられた。

表4は、評価者確保・選定の実施者（Q5）と第三者評価の実施体制（Q4）の一覧表である（表中の①～⑤は表3の選択肢1～5に対応）。学校評価ガイドラインは、学校とその設置者を第三者評価の実施者と明記しているが（文部科学省，2016）、調査では評価者の選定・確保を学校単独で行っているケースが過半数を超える結果になった。実施体制との関連では、①の学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価と②の互いの学校の教職員を第三者評

表2. 第三者評価実施状況と所轄学校数

| | 5校未満 | 5～9校 | 10～19校 | 20～29校 | 30～39校 | 40～49校 | 50～99校 | 100校以上 | N | % |
|-------------|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|------|
| 全ての学校が実施 | 18 | 8 | 7 | 5 | 3 | 1 | 7 | 3 | 52 | 33.1 |
| 大多数の学校が実施 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 4 | 2.5 |
| 一部の学校が実施 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 5 | 3.2 |
| 実施している学校はない | 18 | 8 | 21 | 6 | 6 | 5 | 19 | 4 | 87 | 55.4 |
| わからない | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 | 9 | 5.7 |
| 全体 | 37 | 17 | 30 | 11 | 10 | 6 | 32 | 14 | 157 | |

表3. 所轄学校の第三者評価実施体制

| Q4 | | N | % | 実施校数 |
|----|--|----|------|------|
| 1 | 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を実施 | 31 | 50.8 | 890 |
| 2 | 例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を実施 | 8 | 13.1 | 91 |
| 3 | 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を実施 | 9 | 14.8 | 180 |
| 4 | その他 | 15 | 24.6 | 223 |
| 5 | わからない | 6 | 9.8 | 0 |
| | 全体 | 61 | | 1384 |

価の評価者として評価する実施体制において、学校が単独で評価者を選定しているケースが多かった。③の外部の専門家を中心とする評価チームによる評価では、設置者が中心となって評価者の選定を行う傾向がみられた。

表 4. 評価者選定の実施者と実施体制

| Q5/Q4 | | 第三者評価実施体制 | | | | | | |
|--------|--------|-----------|---|---|----|---|----|------|
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | N | % |
| 評価者選定者 | 設置者 | 3 | 2 | 5 | 3 | 0 | 13 | 19.1 |
| | 設置者と学校 | 8 | 1 | 1 | 2 | 2 | 14 | 20.6 |
| | 学校 | 20 | 5 | 3 | 9 | 4 | 41 | 60.3 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 全体 | 31 | 8 | 9 | 14 | 6 | 68 | |

*①～⑤は表3の1～5に対応

表5は、第三者評価の評価者の選定・確保が容易であったかどうかについての回答結果である (SQ5-1)。「どちらともいえない」という回答の比率が64%と非常に高く、「容易」と「どちらかというとも容易」は合わせて20%にとどまった。「どちらかというとも困難」「困難」についても合わせて16%であった。この設問は実際に第三者評価を実施した教育委員会のみを対象としており、評価者の確保が困難なため第三者評価を実施しなかった教育委員会のデータは含まれていない。したがって、「どちらかというとも困難」「困難」と回答する割合が実態より低くなる可能性がある点には留意が必要である。また、学校が単独で評価者を選定した場合は、教育委員会がその過程に関与しておらず、状況を把握できていない結果として、「どちらともいえない」という回答が多くなった可能性が想定される。古田 (2013) も指摘しているように、実施者が評価者を選定する際に直面する課題に対して、誰がどのように支援を行うか曖昧である点は、今後の検討課題である。

評価者を選定する上で重視した点に関する設問 (SQ5-2:複数回答可) では、「学校との関係」が68%と最も多く、「居住地域」の56%が2番目という結果となった (表6)。この調査結

表 5. 評価者選定・確保の難易度

| SQ5-1 | | N | % |
|-------|-------------|----|------|
| 1 | 容易 | 3 | 12.0 |
| 2 | どちらかというとも容易 | 2 | 8.0 |
| 3 | どちらともいえない | 16 | 64.0 |
| 4 | どちらかというとも困難 | 3 | 12.0 |
| 5 | 困難 | 1 | 4.0 |
| 全体 | | 25 | |

果は、Q4で「学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価」が実施体制の過半数を占めた実態とも一致する。また、「教育実務経験」と「経歴・業績」がともに過半数を超えて「専門分野」(40%)を上回った点も、後述するQ13の回答の傾向とほぼ同様である。

一方、「第三者性」は24%にとどまった。これらの回答結果は、「第三者性」や「客観性」より、学校の教育活動や地域の実態をよく把握している学校関係者や教育実務経験者による学校や地域への理解に根差した評価が期待されていることを示唆している。

表 6. 評価者選定の重視点

| SQ5-2 | | N | % |
|-------|----------|----|------|
| 1 | 専門分野 | 10 | 40.0 |
| 2 | 経歴・業績 | 13 | 52.0 |
| 3 | 居住地域 | 14 | 56.0 |
| 4 | 第三者性 | 6 | 24.0 |
| 5 | 現在の職業・役職 | 12 | 48.0 |
| 6 | 教育実務経験 | 13 | 52.0 |
| 7 | 学校との関係 | 17 | 68.0 |
| 8 | 設置者との関係 | 7 | 28.0 |
| 9 | その他 | 1 | 4.0 |
| 全体 | | 25 | |

第三者評価の実施が、所轄する学校の学校運営の改善に役立ったかどうかに関する設問 (Q6) に対しては、第三者評価を実施した全ての教育委員会が「非常に役に立つ」または「一定程度役立つ」と回答した (表7)。この評価結果は、「学校の第三者評価ガイドラインの策

定に向けた実地検証」を受けて2010年にトーマツが実施した調査結果ともほぼ一致しており（トーマツ，2010）、第三者評価が学校改善の支援ツールとして寄与する可能性が再確認できた。

表7. 学校運営改善への役立ち度

| Q6 | N | % |
|------------|----|------|
| 1 非常に役立つ | 23 | 38.3 |
| 2 一定程度役立つ | 37 | 61.7 |
| 3 あまり役立たない | 0 | 0.0 |
| 4 役立たない | 0 | 0.0 |
| 全体 | 60 | |

第三者評価のどのような点が具体的に役立ったか（SQ6-1：複数回答可）について最も回答が多かったのが、「学校運営の課題の把握」と「保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり」であった（表8）。「学校運営全般の適切性の点検」についても7割の教育委員会が役立ったと回答した。

一方、第三者評価の実施が評価結果を受けた設置者による支援や改善措置、教職員の意識改革に役立ったとする回答は約3割にとどまった。

Q7は、第三者評価を実施した際に課題や困難を感じた点（複数回答可）についての調査で

表8. 学校運営改善に役立った点

| SQ6-1 | N | % |
|------------------------------------|----|------|
| 1 学校運営全般の適切性の点検 | 42 | 70.0 |
| 2 学校運営の課題の把握 | 47 | 78.3 |
| 3 学校運営の改善方策の把握 | 39 | 65.0 |
| 4 学校の教育活動の活性化 | 36 | 60.0 |
| 5 保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり | 47 | 78.3 |
| 6 設置者等の学校への支援や条件整備等の改善措置 | 18 | 30.0 |
| 7 自己評価と学校関係者評価の検証による学校評価全体の実効性の向上 | 25 | 41.7 |
| 8 教職員の意識改革 | 17 | 28.3 |
| 9 その他 | 0 | 0.0 |
| 全体 | 60 | |

ある（表9）。「評価の妥当性」や「評価者の専門性」を課題として挙げた回答が最も多かったことから、評価者の専門性や評価能力が必ずしも十分ではないと認識している教育委員会が少なからず存在することがわかった。その背景として、実施率の最も高い表3の選択肢1の学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価では、実質的には学校関係者に1名、多い場合でも2名程度の専門家を加えて第三者評価と称しているケースが多いため、学校教育に関する専門性が十分ではない評価者がほとんどを占めている実態があることが指摘できる。また、「客観性」や「評価項目・基準の設定」に加えて、「負担の大きさ」「財源の確保」等の実務上の課題を指摘した回答も一定数あった。これらは今後の第三者評価の普及、充実に向けて対処すべき課題といえる。一方、「第三者性」は課題としてほとんど意識されていないことが明らかになった。

表9. 第三者評価の課題や困難

| Q7 | N | % |
|----------------------|----|------|
| 1 評価者の専門性 | 18 | 34.0 |
| 2 評価者の第三者性 | 6 | 11.3 |
| 3 評価の妥当性 | 20 | 37.7 |
| 4 評価の客観性 | 14 | 26.4 |
| 5 財源の確保 | 9 | 17.0 |
| 6 負担の大きさ | 11 | 20.8 |
| 7 評価項目・基準の設定 | 12 | 22.6 |
| 8 教職員の第三者評価に対する理解・意識 | 5 | 9.4 |
| 9 特になし | 12 | 22.6 |
| 10 その他 | 1 | 1.9 |
| 全体 | 52 | |

第三者評価を受けて、学校に対してどのような支援を行ったか（表10：複数回答可）については、「学校運営に関する指導、助言」が61.4%と突出して多く、「教育課程の編成や学習指導、生徒指導などの教育活動に関する指導、助言」が続いた（Q8）。半面、第三者評価を予

算や人事に生かした事例は極めて少数で、特に何もなかった教育委員会が約1割あった。

表 10. 評価結果を受けた学校への支援

| Q8 | | N | % |
|----|-----------------------------------|----|------|
| 1 | 教育課程の編成や学習指導、生徒指導などの教育活動に関する指導、助言 | 25 | 43.8 |
| 2 | 学校運営に関する指導、助言 | 35 | 61.4 |
| 3 | 自己評価、学校関係者評価に関する指導、助言 | 17 | 29.8 |
| 4 | 学校内の施設、設備、教材などの管理、整備 | 17 | 29.8 |
| 5 | 教職員の異動や採用などの人事配置 | 3 | 5.2 |
| 6 | 予算措置 | 5 | 8.8 |
| 7 | 特になし | 6 | 10.5 |
| 8 | その他 | 2 | 3.5 |
| 全体 | | 57 | |

Q9では、Q3で第三者評価を「実施している学校はない」と回答した教育委員会に対してその理由（複数回答可）を調査した（表11）。最も回答が多かったのが、「第三者評価を実施する必要性が現時点では乏しいと考えられるため」であった。次に「第三者評価の評価者の確保が困難なため」が多く、「第三者評価を実施する予算がないため」と「法令上の実施義務や実施の努力義務が課されていないため」が3割強であった。「10 その他」の自由回答欄では、

学校運営協議会における意見聴取や評価が第三者評価的な役割を担っているという趣旨の回答が多くみられた。「教員不足で現場は疲弊しているため、更に負担が増えるのは避けたい」という意見もあった。これらの調査結果から、先行研究（白川，2022）でも指摘されているように、第三者評価の全国の実施に向けた課題は、評価者や予算の確保等の実務的な課題、法的な（努力）義務が課されていないという制度面の問題、第三者評価の必要性を感じない、時間的余裕がないという教職員の意識、の3点であることが再確認できた。

3.3. 第三者評価に対する意識

本節では、主に第三者評価への意識に関わる項目の調査結果を分析する。表12は、「自己評価、学校関係者評価に加えて、第三者評価を実施する必要はあると思いますか」（Q10）という質問に対する回答結果と第三者評価の実施状況（Q3）のクロス集計表である。第三者評価の必要性に関して、「とてもそう思う」「ややそう思う」という肯定的な回答は68%にとどまり、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた否定的な回答が32%にのぼった。特に、第三者評価を実施していない教育委員会では、第三者評価の必要性に対して否定的な回答が上回った。逆に「すべての学校が実施」と回

表 11. 第三者評価の未実施理由

| Q9 | | N | % |
|----|--------------------------------|----|------|
| 1 | 第三者評価を実施する必要性が現時点では乏しいと考えられるため | 43 | 50.0 |
| 2 | 第三者評価の実施方法が分からないため | 6 | 7.0 |
| 3 | 第三者評価の評価者の確保が困難なため | 40 | 46.5 |
| 4 | 第三者評価を実施する時間的余裕がないため | 19 | 22.1 |
| 5 | 第三者評価を実施する予算がないため | 30 | 34.9 |
| 6 | 来年度以降の実施に向けて準備中であるため | 1 | 1.2 |
| 7 | 過去に実施していたが、期待した成果が得られなかったため | 0 | 0.0 |
| 8 | 法令上の実施義務や実施の努力義務が課されていないため | 27 | 31.4 |
| 9 | わからない | 3 | 3.5 |
| 10 | その他 | 12 | 14.0 |
| 全体 | | 86 | |

答した 51 教育委員会の全てが、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した。この結果から、第三者評価の実施経験が、第三者評価の必要性に関する認識にポジティブな影響を与えている可能性が示唆された。

第三者評価に期待すること（Q11：複数回答可）に関しては、学校運営についての具体的な改善提案などの専門的助言や、専門的視点からの評価など、評価者の専門性に基づいた評価が最も求められていることが示唆された（表 13）。また、「学校と直接の関係を有しない者による、学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価」をあげた教育委員会が 46.6% あったことから、SQ5-2 の結果とやや矛盾するが、外部の第三者の視点からの客観的な評価に対する一定のニーズがあることがわかる。一方、数

値データ等を用いた定量的評価や監査的な評価の必要性を指摘する声は少数派であった。この設問で注視すべきは、評価結果を受けた学校への支援の提供や教育委員会自身に対する評価に消極的な反応が見られたことである。

どの実施体制が最も適切と考えるか、またその理由は何か（自由記述）という設問（Q12）に対しては、1 の学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価が 6 割以上を占め、Q4 の実際の実施体制より 1 割以上高かった（表 14）。3 の外部の専門家を中心とした評価チームによる評価が 2 番目に高く、2 の互いの学校の教職員を評価者とする相互評価（ピア・レビュー）を選んだ教育委員会が最も少ない点も Q4 と同じであった。

1 の実施形態を選んだ理由としては、「学校

表 12. 第三者評価実施の必要性と実施状況

| Q10/Q3 | | 第三者評価実施体制 | | | | | N | % |
|--------|-----------|-----------|-----------|----------|-------|-------|-----|------|
| | | 全ての学校が実施 | 大多数の学校が実施 | 一部の学校が実施 | 実施校なし | わからない | | |
| 評価の必要性 | とてもそう思う | 32 | 2 | 2 | 1 | 0 | 38 | 25.3 |
| | ややそう思う | 19 | 1 | 3 | 37 | 4 | 64 | 42.7 |
| | あまりそう思わない | 0 | 1 | 0 | 39 | 3 | 43 | 28.7 |
| | そう思わない | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 5 | 3.3 |
| | 全体 | 51 | 4 | 5 | 82 | 7 | 150 | |

表 13. 第三者評価への期待点

| Q11 | N | % |
|--|-----|------|
| 1 学校運営全般についての専門的視点からの評価 | 85 | 58.2 |
| 2 学校の優れた取組や重点的取組についての評価 | 63 | 43.2 |
| 3 学校運営についての具体的な改善提案などの専門的助言 | 89 | 61.0 |
| 4 教育に関する諸基準への適合状況等、監査的要素を含んだ評価 | 31 | 21.2 |
| 5 教育の成果に関する数値データ等を用いた定量的評価 | 20 | 13.7 |
| 6 設置者である教育委員会等の取組状況に対する専門的立場からの評価 | 19 | 13.0 |
| 7 学校と直接の関係を有しない者による、学校の教職員や保護者等とは異なる立場からの評価 | 68 | 46.6 |
| 8 自己評価・学校関係者評価の妥当性の検証・補足等、学校評価全体を充実する観点からの評価 | 48 | 32.9 |
| 9 評価結果に基づいた設置者等からの支援や条件整備等の改善措置 | 15 | 10.3 |
| 10 その他 | 4 | 2.7 |
| 全体 | 146 | |

や地域の状況を踏まえた専門的な助言を受けられる」「専門家の意見が反映され、学校関係者評価の質の向上が見込める」「現在の実施形態に近く、職員の負担も少ない」「効率的で、比較的实施しやすい」等の回答があった。2が適切と考える理由については、「互いの学校を違う視点で評価できる」「中学校区単位でコミュニティスクールの取組を推進している」「小中一貫教育を意識した地域とともにある学校づくりを推進していきたい」「新たに専門家を確保する必要がない」等の意見があった。3については、「学校関係者とは異なる立場からの新しい視点での評価を期待するため」「専門的な指導や助言が得られる」「客観性が保てる」「学校関係者と第三者の意見、評価が混同しない」「第三者評価の主旨に合っている」等の意見がみられた。「4 その他」の実施方法を選んだ回答者からは、「学校運営協議会や学校評議員による評価」「保護者と地域住民による評価」等が挙げられていた。

表 14. 最も適切な第三者評価実施体制

| Q12 | | N | % |
|-----|--|-----|------|
| 1 | 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を実施 | 92 | 63.9 |
| 2 | 例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を実施 | 15 | 10.4 |
| 3 | 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を実施 | 23 | 16.0 |
| 4 | その他 | 14 | 9.7 |
| | 全体 | 144 | |

表 15 は、誰が第三者評価者として適切と考えるかについての設問である (Q13: 複数回答可)。なお、Q13 の選択肢は、学校評価ガイドライン (平成 28 年改訂) で例示されているリスト (文部科学省, 2016) を参照して作成した。この設問で注視すべきは、「校長 (副校長・教

頭含む) 経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者」が適当であると回答した教育委員会が 67.8% であったのに対して、「他の学校の教職員 (元教職員含む) 等、学校の教育活動等に造詣の深い者」が 13.7% にとどまったことである。この結果から、第三者評価の評価者として求められている「教育実務経験」は、主に学校運営に関与した経験や知見であることがわかる。その他、「教育学等を専門とする大学教授等」や「経営学や組織マネジメント等を専門とする大学教授等の有識者」からは専門性、「学校と地域の連携に関する知見を有する者」からは学校と地域の連携の推進や学校・地域理解に基づいた評価が求められていることがわかる。一方、他の地方公共団体の指導主事・管理主事は評価者として適切と考えられていないことが明らかになった。

表 16 の評価者を安定的、継続的に確保する方策 (Q14: 複数回答可) については、「国、設置者、大学等による第三者評価者の候補者リストの作成・提供」と「校長 (副校長・教頭含む)・指導主事・教職員等の教育実務経験者の第三者評価者への登録制度の創設」が最も多かった。イギリスの Ofsted (久保木, 2019) やアメリカの Cognia (白川, 2023)、ニュージーランドの ERO (高橋 (2015), 福本 (2013)) 等の他国における第三者評価や認証評価では、評価を専門的に実施する組織が存在する。それらの外部評価機関では、校長等の管理職や教員等 (退職者含む) の教育実務経験者を中心とした評価者が登録しており、第三者評価に関する専門的な研修を受けて評価を実施している。評価方法や評価内容についてのノウハウも確立している。

日本でも、第三者評価を専門的に実施する機関の創設を期待する声が一定程度あることが調査結果から確認できた。「8 その他」では、「予算の確保」「地域住民や自治体関係者を評価者に加える」等の意見があった。

「第三者評価を学校運営の改善ツールとして

表 15. 適当な第三者評価の評価者

| Q13 | | N | % |
|-----|---|-----|------|
| 1 | 教育学等を専門とする大学教授等（教育学部等や教職大学院の教授等） | 75 | 51.4 |
| 2 | 経営学や組織マネジメント等を専門とする大学教授等の有識者 | 59 | 40.4 |
| 3 | 校長（副校長・教頭含む）経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者 | 99 | 67.8 |
| 4 | （公立学校の場合は他の地方公共団体の）教育委員会の指導主事・管理主事 | 11 | 7.5 |
| 5 | 他の学校の教職員（元教職員含む）等、学校の教育活動等に造詣の深い者 | 20 | 13.7 |
| 6 | 学校運営に関連する知見を有する民間研究機関等（調査研究機関、NPO法人等）の構成員 | 40 | 27.4 |
| 7 | P T Aや青少年団体など学校と地域の連携に取り組んでいる団体の統轄団体の役員など、学校と地域の連携に関する知見を有する者 | 68 | 46.6 |
| 8 | 組織管理に造詣の深い企業や監査法人等の構成員 | 17 | 11.6 |
| 9 | その他 | 4 | 2.7 |
| | 全体 | 146 | |

表 16. 第三者評価の評価者を安定的、継続的に確保・養成する方策

| Q14 | | N | % |
|-----|--|-----|------|
| 1 | 国、設置者、大学等による第三者評価の研修の実施 | 39 | 28.1 |
| 2 | 第三者評価を専門的に実施する機関の創設 | 37 | 26.6 |
| 3 | 国、設置者、大学等による第三者評価者の資格・認証制度の創設 | 10 | 7.2 |
| 4 | 校長（副校長・教頭含む）・指導主事・教職員等の教育実務経験者の第三者評価者への登録制度の創設 | 43 | 30.9 |
| 5 | 複数の学校の教職員による相互評価（ピア・レビュー）の推進 | 23 | 16.5 |
| 6 | 国、設置者、大学等による第三者評価者の候補者リストの作成・提供 | 49 | 35.3 |
| 7 | 大学・大学院等での第三者評価者の養成教育 | 4 | 2.9 |
| 8 | その他 | 17 | 12.2 |
| | 全体 | 139 | |

多くの学校が活用できるようにするためにはどのようにすればいいとお考えですか」（Q15）という自由記述の設問に対しては、「第三者評価の有効性や実施方法、評価者の確保などの啓発資料を発行し、広める」「第三者評価を取り入れて活用している学校、または自治体の活用例を集めた事例集を作成し、周知する」など、第三者評価の成功事例や効果的な実施方法を広く周知することで、第三者評価の意義や有効性、効果的な実施方法を学校や教職員が理解する必要性を指摘する声が多くみられた。また、安定した制度運営となるよう、行政（市教委、県教委等）が評価者をリストアップするなどして、

地域の実態に即した評価者の確保を支援・担保することや予算措置、人的補助を行う必要性を指摘する意見もあった。忙しい学校現場が第三者評価を実施するようにするためには、第三者評価を法的に義務付けることが必要とする声もあった。

4. 考察

総括として、これまで概観した調査結果を基に、第三者評価の活用、促進の観点から、第三者評価において、「誰が（評価者）」、「何を（評価内容）」、「どのように（実施体制）」評価すべきかという問いを考察する。その上で、第三者

評価の課題及びその全国的推進に資する組織づくり、システム構築に係る論点を示す。

1点目の、「誰が」評価すべきかという問いについては、評価者の選定において「学校との関係」「居住地域」「経歴・業績」が特に重視されていた。また、評価者として最も適切と考えられているのが「校長経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験があるもの」であり、次に「PTA (Parent-Teacher Association) や青少年団体の役員など、学校と地域の連携に知見を有するもの」、3番目が「教育学等を専門とする大学教授等」であったことから、「学校や地域との関係」や高度な「教育実務経験」「専門性」が評価者の属性や資質能力として特に求められていることが指摘できる。学校評価ガイドラインは「学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者」が評価すると明記しているが、調査結果からは外部の専門家だけではなく、教育実務経験者や学校・地域の状況をよく理解している評価者が望まれていることが明らかになった。

評価者を広く確保するためには、教育学や組織マネジメント等を専門とする大学教授等の有識者だけではなく、教育実務経験者を「教育実践の専門家」、PTA・青少年団体の役員、学校関係者、学校運営協議会委員等を「学校と地域の専門家」として評価者に加え、より多様な評価者による幅広い視点からの評価を行う必要性が示唆された。また、評価者を安定的に確保・養成し、学校や教育委員会の評価者選定を支援するためには、校長・指導主事・教職員等の教育実務経験者の第三者評価者への登録制度の創設や国、設置者、大学等による評価者リストの作成・提供等のシステム作りも必要である。評価の妥当性や評価者の評価の専門性を高めるために、第三者評価の研修制度の充実も重要である。

2点目の、「何を」評価すべきかという問題に関しては、第三者評価に期待する点として、「学校運営についての具体的な改善提案などの

専門的助言」「学校運営全般についての専門的視点からの評価」「学校の教職員や保護者等とは違う立場からの評価」を指摘する声が多かった。また、学校運営改善に役立った点として、「保護者、地域住民との連携協力による学校づくり」や「学校運営の課題の把握」「学校運営全般の適切性の点検、改善方策の把握」等が特に挙げられていたことから、学校運営全般についての評価や点検だけではなく、地域との連携協力による学校づくりを意識しながら、具体的な改善策の提案などの専門的助言を行うことが重要であることが明らかになった。

一方、第三者評価の実施が必ずしも自己評価、学校関係者評価を含む学校評価全体の機能向上や、評価結果を受けた設置者による支援に結び付いていない実態は、第三者評価の意義や目的を十分に具現化できていないことを示唆しており、今後の第三者評価の実践や仕組みづくりにおいて検討すべき課題といえる。

3点目の、「どのように」評価すべきかに係る実施体制については、表3、14で示したように「学校関係者評価と第三者評価両方の性格を併せ持つ評価」の実施数が群を抜いて多く、最も適切であると考えられていた。この結果等から、この実施体制が最も実施が容易で、第三者評価の活用・推進に親和的である可能性が示唆された。一方で、第三者評価の実施に関して課題や困難を感じた点として、「評価の妥当性」や「評価の専門性」を指摘する教育委員会が多かったことから、学校関係者の中に1名、多くても2名の専門家が加わって評価することが多いこの「学校関係者評価と第三者評価両方の性格を併せ持つ評価」では、評価の専門性や妥当性を担保することが難しいという側面があることがわかる。この方式では窪田(2014)も指摘しているように、評価者として加わった専門家の評価能力や専門性に評価結果が大きく作用されるという問題もある。また、全国的にこの実施体制で第三者評価を実施すると仮定した場合、専門家である評価者の確保が大きな課題となる。

5. 結論

調査結果から、第三者評価を全国的に活用・推進するためには、学校評価ガイドラインで示された表3の「学校関係者評価と第三者評価両方の性格を併せ持つ評価」「互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価」「外部の専門家を中心とする評価チームによる評価」の3つの実施方法に加えて、それ以外の多様な評価者を組み合わせた実施体制を検討する必要性を指摘することができる。その前提として、先に述べたように、国、設置者、大学等による第三者評価者の候補者リストの作成・提供等の支援策や教育実務経験者等の評価者への登録制度等も検討する必要がある。

その他の実施体制の具体的な例として、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価で専門家の確保が困難な場合は、校長経験者や指導主事経験者、他校の教職員等を加えて、1と2を融合したような実施体制を工夫するという方法が想定できる。他にも、2の互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価する実施方法（ピア・レビュー）に外部の専門家を1、2名加えて2と3の実施方法の弱点を補強したり、3の外部の専門家を中心とした評価者に学校関係者の一部を加えて、地域と学校の連携をより意識した評価を行うなどの方法がある。その他、学校運営協議会委員に教育実務経験者を加えるなど、地域や学校の実態、ニーズに応じて、多様な評価者構成による柔軟な実施体制を工夫することで評価者の確保を図り、より実効性のある第三者評価を推進していくことが必要である。第三者評価を専門的に実施する機関の創設も選択肢の一つである。

第三者評価の活用・推進に向けては、第三者評価の必要性が十分に認識されていない実態がある点も大きな課題である。特に、第三者評価を実施していない自治体でその傾向が顕著であったことから、今後は自由回答欄でも提言されていたように、第三者評価の先進事例や成功事例など、第三者評価を活用して学校改善を

行った学校の事例集等を作成、公開することで、第三者評価の重要性や有用性、効果的な実施方法を教育委員会や学校に広く周知していくことが必要である。予算措置等の行政からの支援も求められる。

6. 研究の限界

本稿は、これまで行われてこなかった第三者評価の全国的な活用・促進の観点からの教育委員会対象の第三者評価に関する実施状況と意識に関する大規模な質問紙調査を実施し、今後の第三者評価の全国的な推進に資する組織づくりやシステム構築に係る知見を示した。しかしながら、本調査において、第三者評価を実施していると回答した教育委員会数は必ずしも十分ではなく、管轄の学校の状況を十分に把握していないケースも少なからず見られた。そのため、第三者評価の実施状況の解明には一定の限界があった。

第三者評価のさらなる活用・推進による学校運営の改善と学校の活性化を具現化するためには、国、設置者、学校、教育学研究者が協働して実効性のあるシステムづくりを詳細に検討していくことが重要である。

今後は、本稿での調査分析を基に、第三者評価に関する教育委員会への訪問調査等の質的調査を行う。さらに、全国の学校に対する第三者評価の実施状況や第三者評価に対する意識に関する大規模な質問紙調査、訪問調査を実施する。その上で、第三者評価の活用・推進を通じた日本の学校教育全体のさらなる発展に資する第三者評価の組織づくり、システム構築に関するより精緻な知見を提示していきたい。

付記

本研究は、JSPS 科研費（若手研究 JP20K13852，代表：白川正樹）の助成を受けたものである。

引用文献

- 青木栄一(2009)。「評価制度と教育のNPM改革」『日本評価研究』第9巻3号, 41-54頁.
- 福本みちよ(2013)。「第15章 評価と支援のネットワークによる学校評価システム—ニュージーランド」福本みちよ編著『学校評価システムの展開に関する実証的研究』玉川大学出版部, 300-314頁.
- 藤井佐知子(2013)。「学校準拠型第三者評価を活用した学校評価システム—広島市」福本みちよ編著『学校評価システムの展開に関する実証的研究』玉川大学出版部, 223-244頁.
- 古田薫(2013)。「学校の第三者評価における政策形成過程」『京都聖母女学院短期大学研究紀要』第42集, 53-71頁.
- 浜田博文(2014)。「アメリカにおける学校認証評価の現代的展開」東信堂.
- 加藤崇英(2011)。「<討論まとめ>わが国の学校評価システムにおける今後の可能性—指導主事機能と第三者評価、それぞれの強化のあり方をめぐって—」『教育制度学研究』第18巻, 134-136頁.
- 梶田敦一[監修]・武泰稔[編著](2011)。「『学校力を培う学校評価(矢掛町の挑戦)』三省堂.
- 高妻紳二郎(2013a)。「第三者評価結果にもとづいた学校評価システム—イングランド」福本みちよ編著『学校評価システムの展開に関する実証的研究』玉川大学出版部, 287-299頁.
- 高妻紳二郎(2013b)。「ガイドラインに即した総合的学校評価システム—福岡県」福本みちよ編著『学校評価システムの展開に関する実証的研究』玉川大学出版部, 71-85頁.
- 久保木匡介(2019)。「現代イギリス教育改革と学校評価の研究—新自由主義国家における行政統制の分析」花伝社.
- 窪田眞二(2014)。「学校第三者評価の役割と制度設計上の課題探求のための予備的考察—学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議での議論を手がかりとして—」『教育学論集』第10集, 45-60頁.
- 小柳雅子(2013)。「学校評価をめぐる政策と研究動向:第三者評価の機能に着目して」『筑波教育学研究』第11号, 55-71頁.
- 三浦智子(2011)。「学校評価の実施にかかる教育委員会の役割と課題—全国市区町村教育委員会調査結果の分析—」『国立教育政策研究所紀要』第140集, 195-208頁.
- 文部科学省(2014)。「学校評価等実施状況調査(平成26年度間 調査結果)」.
- 文部科学省(2016)。「学校評価ガイドライン(平成28年改訂)」.
- 中留武昭(1994)。「アメリカの学校評価に関する理論的・実証的研究」第一法規.
- 西川信廣(2008)。「学校評価の現状と課題—第三者評価の検討を中心に」『京都産業大学教職研究紀要』第3号, 31-48頁.
- 白川正樹(2022)。「学校を主体とした第三者評価の全国的普及の推進に係る課題と展望—日本・イギリス・アメリカ・ニュージーランドの第三者評価の比較—」『教育実践研究論文集』第3巻, 30-41頁.
- 白川正樹(2023)。「学校第三者評価における評価項目(規準)に関する考察—Cogniaのスタンダード(認証評価規準)を中心に—」『順天堂グローバル教養論集』第8巻, 79-89頁.
- 諏訪英広・福本昌之・小山悦司・岡野浩美・高瀬淳(2011)。「学校改善を促す第三者評価システムの開発プロセスと実践:矢掛町における取組事例(教育経営の実践事例)」『日本教育経営学会紀要』第53巻, 102-112頁.
- 高橋望(2015)。「ニュージーランドの教育政策展開とその研究動向」『日本教育政策学会年報』第22巻, 166-173頁.
- 有限責任監査法人トーマツ(2010)。「平成21年度 第三者評価の実践結果を踏まえた評

価手法等の効果検証に係る調査研究 最終
報告書」.

横浜国立大学教育人間科学部附属横浜中学校編
(2009). 『学校間評価—自己評価と学校関
係者評価をつなぐ新しい学校評価システム

の構築—』学事出版.

Wylie, C. (2012). *Vital Connections: Why We Need
More Than Self-Managing Schools*, NZCER
Press.

研究論文

医療通訳者の専門教育と報酬満足度の関連性についての検討

徐 磊¹⁾, 姜 曉霞²⁾, 李 鑫³⁾, 中村明音⁴⁾, 仙 令羽⁵⁾,
大野直子⁶⁾, 野田 愛⁷⁾, ニヨンサバフランソワ⁸⁾*

【要 旨】

外国人向けの医療サービスの需要が急増しているなか、医療通訳者の役割は非常に重要である。しかし、医療通訳者の重要性と専門知識の習得方法に関する研究は存在するが、通訳者の待遇に関する研究は不足しており、現状では医療通訳者の待遇は整備されていない状況といえる。優秀な医療通訳者を確保するためには、通訳者たちの努力に見合う報酬が必要であり、医療通訳者の待遇に関する調査が期待されている。本研究の目的は、医療通訳者の専門教育と報酬満足度の関連を、質問紙調査を通して検証し、優れた医療通訳者が業界で安定して働けるよう、医療通訳者の報酬改善を提唱することである。本研究では、2023年2月から5月までに複数の通訳団体に登録されている現役医療通訳者2696名を対象に、アンケート調査を実施した。その結果、専門教育の受講時間が長いほど、報酬の満足度が低い可能性が示唆された(P値=0.031、オッズ比=3.804、95%信頼区間=1.131~12.795)。医療通訳者の報酬体系を見直し、改善することが今後の課題となる。

キーワード：外国人医療、医療通訳者、報酬満足度、キャリア開発

Original Articles

Examination of the Relationship between Specialized Education for Medical Interpreters and Job Satisfaction

Lei XU¹⁾, Xiaoxia JIANG²⁾, Xin LI³⁾, Akane NAKAMURA⁴⁾, Lingyu XIAN⁵⁾,
Naoko ONO⁶⁾, Ai NODA⁷⁾, François NIYONSABA⁸⁾*

【Abstract】

The demand for medical services for foreign residents has rapidly increased in recent years, and the role of medical interpreters is therefore increasingly important. Studies have shown the importance of medical interpreters and how to acquire specialized knowledge. However, there are few studies on the compensation of interpreters, and little is known about this subject. To secure talented medical interpreters, it is essential to provide compensation that they feel is appropriate, highlighting the need for research on this issue.

This study aimed to investigate the relationship between the specialized education of medical interpreters and their satisfaction with compensation, using a questionnaire survey. The aim was to propose improvements in the compensation of medical interpreters to ensure that exceptional professionals will continue to work in the field. The survey was

¹⁾ 順天堂大学・大学院医学研究科 (大学院生) (Email: l.xu.be@juntendo.ac.jp)

²⁾ 順天堂大学・大学院医学研究科 (大学院生) (Email: x.jiang.bn@juntendo.ac.jp)

³⁾ 順天堂大学・大学院医学研究科 (大学院生) (Email: x.li.on@juntendo.ac.jp)

⁴⁾ 順天堂大学・大学院医学研究科 (大学院生) (Email: a.nakamura.qp@juntendo.ac.jp)

⁵⁾ 順天堂大学・大学院医学研究科 (大学院生) (Email: r.sen.rv@juntendo.ac.jp)

⁶⁾ 順天堂大学・国際教養学部／大学院医学研究科 (Email: na-ono@juntendo.ac.jp)

⁷⁾ 順天堂大学・国際教養学部／大学院医学研究科 (Email: a-noda@juntendo.ac.jp)

⁸⁾ 順天堂大学・国際教養学部／大学院医学研究科 (Email: francois@juntendo.ac.jp)

* 責任者名：ニヨンサバフランソワ

[2023年9月15日原稿受付] [2024年1月23日掲載決定]

conducted from February to May 2023, using questionnaire, among 2,696 active medical interpreters registered with different interpreter organizations.

We found that spending more time on specialized education was associated with lower satisfaction with compensation (P-value = 0.031, odds ratio = 3.804, 95% confidence interval = 1.131-12.795). This emphasizes the need to reevaluate and improve the compensation system for medical interpreters, which should be a focus of future efforts in the field.

Key words: Medical care for foreign residents, Medical interpreters, Compensation satisfaction, Career development

1. 緒言

2023年現在、新型コロナウイルスのパンデミックの終息と共に、日本にいる長期滞在外国人と来日する外国人観光客の数は大幅に回復してきている。日本出入国在留管理庁のデータによると、2022年12月末の在留外国人数は約307万5213人に達し、前年末から約31万人増加した(出入国在留管理庁 2023年)。この数字は過去最高のもので、初めて300万人を超えた記録となった。さらに、JNTO 日本政府観光局の統計によると、2023年7月の訪日外国人数は約232万人になり、2ヶ月連続で200万人を超えた。日本政府の観光業に対する支援の下、2030年の目標値として6000万人の訪日外国人の来訪が期されている(国土交通省観光庁 2023年5月)。それと共に、医療目的で来日する外国人数も増加している。2020年のその数は1200人であったが、コロナの終息に伴い、さらに増加する見込みとなっている。

しかし、このような状況の中で、専門知識と適切な訓練を受けた医療通訳者の数が大幅に不足しているという問題がある。厚生労働省の2017年の調査によると、1710の医療機関に対して登録されている医療通訳者は2400名のみで、1つの医療機関に平均1.4人の医療通訳者がいる計算になる(厚生労働省 2017年8月)。多くの医療機関が医療通訳の担い手の確保や医療通訳に関する知識・理解の不足を問題視している。

まず、医療通訳者は言葉の媒介者として捉えられている。医療通訳者は「医療や保健に関連する知識や語彙、能力とスキルを備え、医療の

場面で言葉の媒介者として話者の意図を正確に理解し、それを聞き手に忠実に伝え、対話者間の効果的なコミュニケーションを可能にする」役割を果たしている(厚生労働省医療通訳育成カリキュラム 2021年11月)。患者と医療従事者が伝えたいことを正確に理解し、適切に相手に伝えるには、専門的な語彙や医療に関する知識を理解する必要がある。また、医療通訳者は、専門知識の理解に基づく言葉の媒介者としての役割も果たしている。医療通訳者は「言語的、文化的、社会的に異なる医療従事者と患者との間に入り、両者の共通理解を支援し、必要に応じて専門家と患者との文化的な橋渡しを行う」(厚生労働省医療通訳育成カリキュラム)役割を果たしている。医療通訳者とは「パイプのように機械的に通訳する」役割を基盤として、それに「患者・医療者の理解を確認する」「文化の説明をする」「患者を擁護する」という役割を加えた4つの役割を階層的に有するべく(押味 2010)、医療従事者と患者の間の文化的および社会的な違いを理解し、それぞれの文化や社会に関する説明を行い、互いの社会的背景や価値観を相互理解に結びつけることにより、衝突や誤解、偏見を解消し、治療プロセスを円滑に進める存在である。

医療通訳者育成の一環として、厚生労働省は「医療通訳育成カリキュラム」を策定した。このカリキュラムは、医療知識や通訳の理論、倫理規範、コミュニケーションスキルを網羅しており、民間の医療通訳者育成機関によって実施されているだけでなく、一部の医科大学(例: 順天堂大学院医学研究科のヘルスコミュニケー

ションコースや国際医療福祉大学大学院の医療通訳国際医療マネジメント分野)でも、医療通訳に特化したプログラムが提供されている。

しかし、医療通訳者の教育への社会的認識は高まっているものの、時間と労力を費やして厳格な訓練を受けた優秀な医療通訳者が医療通訳業界で自身の能力に相応しい報酬を受け取っているかどうかに関する研究はほとんど行われておらず、未知の分野とも言える。先行研究「医療通訳者の訓練状況と医療通訳訓練歴が報酬及び報酬満足度、職業継続意識に与える影響に関する研究」(鈴木ほか 2023)は、医療通訳者の報酬満足度をテーマにしていたが、その研究には限界があった。調査対象が限られており、ボランティア団体に集中していたため、報酬の実態についての幅広い理解は得られていない。

優秀な医療通訳者を育成し、更に優秀な人材を確保するためには、適切な報酬体系の整備も必要である。このため、本研究では、医療通訳者の専門教育と報酬満足度の関連を明らかにし、優秀な医療通訳者が業界で安定して働けるよう、報酬改善を提唱することを目的とした。質問紙調査を通じて、医療通訳者の専門教育と報酬満足度の関連を検証し、優れた医療通訳者が業界で安定して働ける環境を整備することが重要である。

2. 方法

2.1 調査対象および調査方法

本研究では、2696名の現役医療通訳者を対象に、アンケートを利用して調査を行なった。有効な回答は109件で、回答率は4%である。調査項目には、基本的な属性情報(年齢、性別など)のほか、医療通訳の専門教育に関する情報、専門教育を受けた場所、報酬に対する満足度、医療通訳を継続する意欲などが含まれている。

2.2 調査期間

本研究の調査期間は2023年2月から5月ま

でとした。

2.3 倫理的配慮

調査依頼時には、以下の事項を明記した。

- ・調査目的、調査目標、調査方法、調査対象、調査結果の取り扱いが自由意志であること
- ・調査協力者のプライバシー保護への配慮
- ・個人の匿名性の確保
- ・調査結果を研究目的以外に使用しないこと

さらに、アンケートには「本調査の内容を理解し、アンケート回答に同意する」というチェックボックスを設け、調査対象者が同意した場合のみ調査を実施することを明示した。また、この研究の実施計画は「順天堂大学医学部医学系研究等倫理委員会」によって承認されており、実施許可番号はE21-0235-M03であることも記載した。

2.4 調査項目

調査票は以下の内容で構成され、回答までに約15分を要する分量であった。

- ・基本情報：性別、年齢、地域、母国語、通訳言語、最終学歴、最終学歴専攻
- ・医療通訳訓練について：医療通訳の専門訓練を受けたかどうか、訓練の時間、訓練内容は厚生労働省のカリキュラムに準拠しているかどうかなど
- ・雇用形態、待遇について：雇用形態、医療通訳の報酬、個人の主な収入源、現在の雇用形態に満足か否かなど
- ・医療通訳の形態：通訳形態、職務満足感など
- ・ストレスコーピングについて：精神的ストレスの有無、ストレスの相談対象など
- ・職業キャリア成熟度：職業生活の設計、職業生活の目標など

これらの情報に基づいて、医療通訳者の専門教育と報酬満足度の関係について研究を実施した。

説明変数

1) 専門教育訓練時間

専門の医療通訳育成訓練時間について、「10時間以下」、「11～99時間」、「100時間以上」の3段階の回答とした。

2) 最終学歴の専攻分野

最終学歴の専攻分野について、「医薬学」、「言語類」、「その他」の3つの回答とした。

3) 医療通訳の報酬は適正だと感じるか

適正かどうかについては、「多い」、「どちらかといえば多い」、「適正」、「どちらかといえば少ない」、「少ない」の5段階の回答とした。

4) 雇用形態

雇用形態については、「病院勤務（正職員）」、「病院勤務（契約社員、パート、アルバイト、ボランティア）」、「通訳会社・機関（正社員）」、「通訳会社・機関（契約社員、パート、アルバイト、ボランティア）」、「フリーランス（個人事業主、自営業）」、「その他（自由記入）」の6つの回答とした。

5) 個人の主な収入源

個人の主な収入源については、「医療通訳・翻訳（病院等）」、「医療以外の分野の通訳・翻訳」、「上記に含まれない自営業（会社・商店営業）」、「上記に含まれない被雇用者（会社員、パート、アルバイト）」、「不労所得（家賃収入、年金、株の配当金等）」、「その他（自由記入）」の6つの回答とした。

6) 雇用形態満足度

雇用形態の満足度については、「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」の4段階の回答とした。

7) 仕事の継続意欲

医療通訳の仕事を長く続けたいと思うかについて、「できるだけ長く続けたい」、「長く続けたい」、「どちらともいえない」、「早くやめたい」、「できるだけ早くやめたい」の5段階の回答とした。

2.5 統計解析手法

回答結果に関して、報酬満足度と各説明変数の項目を χ^2 乗検定およびロジスティック回帰分析で解析した。統計処理にはSPSSを使い、有意水準は5%とした。

3. 結果

3.1 回答者の属性（表1）

表1

| 項目 | N (全体=109) | | % |
|----------|---------------|-----|------|
| | 性別 | 女性 | |
| | 男性 | 15 | 13.8 |
| 年齢 | 20代 | 7 | 6.4 |
| | 30代 | 29 | 26.6 |
| | 40代 | 34 | 31.2 |
| | 50代 | 23 | 21.1 |
| | 60代以上 | 16 | 14.7 |
| 最終学歴 | 専門学校 | 9 | 8.3 |
| | 短期大学 | 9 | 8.3 |
| | 学士 | 67 | 61.5 |
| | 修士 | 23 | 21.1 |
| | 博士 | 1 | 0.9 |
| 学歴専門 | 医薬学 | 14 | 12.8 |
| | 言語類 | 28 | 25.7 |
| | その他 | 67 | 61.5 |
| 医療通訳訓練時間 | 10時間以下 | 20 | 18.3 |
| | 11～99時間 | 48 | 44.0 |
| | 100時間以上 | 41 | 37.6 |
| 通訳報酬満足度 | 多いと適正 | 52 | 47.7 |
| | 少ない | 57 | 52.3 |
| 個人主な収入源 | 医療通訳関連 | 29 | 26.6 |
| | その他 | 80 | 73.4 |
| 雇用形態満足度 | 満足 | 69 | 63.3 |
| | 不満 | 40 | 36.7 |
| 通訳継続意欲 | 長く続けたい | 103 | 94.5 |
| | 辞めたい | 6 | 5.5 |

2023年2月から5月までに実施された調査において、2696名の調査対象者のうち109人が回答し、回答率は4%であった。この低い回答率は、主にコロナウイルスのパンデミックの

影響によるものと考えられる。調査対象者には、主にメディカルツーリズム会社に所属する通訳者が多く含まれていたが、このグループではコロナウイルスのパンデミックの影響により医療通訳の仕事が3年間で急減し、多くの通訳者が他の職種に転職したことが確認された。そのため、アンケートの回答を得ることが困難であった。この点が本研究の制約であり、コロナウイルスのパンデミックが研究の脆弱性に寄与したものと見える。しかし、コロナウイルスのパンデミックの終息に伴い、海外からの患者数が増加することで、メディカルツーリズム関連の通訳者数も増える見込みであり、今後の調査において回答率が上昇する可能性は高い。

回答者は女性が94人で全体の86.4%を占め、男性は15人で全体の13.8%を占めている。先行調査の結果では、回答者55人中女性は48人、男性は7人で、男性の割合は12.7%となり（鈴木ほか2023）、今回の男性の割合（13.8%）とほぼ同じであることがうかがえる。

年齢の構成については、最も多いのは40代で34人であり、全体の31.2%を占めている。20代と30代の医療通訳者の合計人数は36人で、全体の33%を占めている一方、40代と50代の合計は57人で、中年層が医療通訳の主力であることが分かる。また、60歳以上の医療通訳者も16人存在することから、医療通訳者の年齢層は全体的に高い傾向にあるといえる。医療通訳の専門教育の受講時間については、100時間を超えると答えた者が41人おり、全体の37.6%を占めている。

最終学歴に関して、最も多かったのは学士の資格を持つ者で、全体の61.5%にあたる67人が該当した。さらに、1人が博士号を取得していた。最終学歴の専攻分野については、医学や薬学に関連する分野を専攻した者は14人で、全体の12.8%にとどまり、少ない傾向が見られる。一方、言語に関連する専攻をした者は28人で、その他の専攻を持つ者は67人であり、全体の61.5%を占めている。

医療通訳の報酬に対する満足度について、適正だと感じる者は52人で、全体の47.7%を占める。医療通訳の収入を主な収入源としている者は29人で、全体の26.6%であった。医療通訳関連の仕事は副業として行っているケースが多いようであった。

現在の雇用形態に対する満足度については、満足していると回答した者が69人で、全体の63.3%を占める。医療通訳の仕事を継続したい意欲については、94.5%が長く続けたいと答え、その数は合計103人であった。

3.2 解析

クロス集計および χ^2 二乗検定を用いて、医療通訳の訓練時間と各項目との関連性を検討した。以下はその結果である（表2）。

1. 医療通訳の訓練時間と年齢の関連性：医療通訳の訓練時間と年齢には有意な関連性が認められた。つまり、医療通訳の訓練時間が異なる年齢層間で統計的に有意な違いがあることが示唆された。
2. 医療通訳の訓練時間と最終学歴の関連性：医療通訳の訓練時間と最終学歴に有意な関連性が認められた。医療通訳の訓練時間が異なる最終学歴の対象者の間で統計的に有意な違いがあることが示されている。
3. 医療通訳の訓練時間と医療通訳報酬満足度の関連性：医療通訳の訓練時間と医療通訳報酬満足度にも有意な関連性が見られた。つまり、医療通訳の訓練時間が報酬満足度に影響を与える可能性があることが示唆された。
4. 医療通訳の訓練時間と個人収入源の関連性：医療通訳の訓練時間と個人収入源にも有意な関連性がある。医療通訳の訓練時間が異なる場合、個人の収入源が異なることが示されている。
5. 医療通訳の訓練時間と職業継続意欲の関連性：医療通訳の訓練時間と職業継続意欲には有意な関連性がある。医療通訳の訓練時

表 2

| 項 目 | | N (全体=109) | 訓練時間 | | | P 値 |
|---------|--------|---------------|---------|----------|----------|--------|
| | | | 10 時間以下 | 11-99 時間 | 100 時間以上 | |
| 性別 | 女性 | 94 | 15 | 44 | 35 | 0.188 |
| | 男性 | 15 | 5 | 4 | 6 | |
| 年齢 | 20 代 | 7 | 2 | 1 | 4 | 0.008 |
| | 30 代 | 29 | 8 | 17 | 4 | |
| | 40 代 | 34 | 5 | 19 | 10 | |
| | 50 代 | 23 | 4 | 7 | 12 | |
| | 60 代以上 | 16 | 1 | 4 | 11 | |
| 最終学歴 | 専門学校 | 9 | 3 | 2 | 4 | 0.045 |
| | 短期大学 | 9 | 0 | 2 | 7 | |
| | 学士 | 67 | 14 | 32 | 21 | |
| | 修士 | 23 | 2 | 12 | 9 | |
| | 博士 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 学歴専門 | 医薬学 | 14 | 6 | 4 | 4 | 0.073 |
| | 言語類 | 28 | 3 | 11 | 14 | |
| | その他 | 67 | 11 | 33 | 23 | |
| 通訳報酬満足度 | 適正 | 52 | 13 | 27 | 12 | 0.009 |
| | 少ない | 57 | 7 | 21 | 29 | |
| 個人主な収入源 | 医療通訳関連 | 29 | 17 | 6 | 6 | <0.001 |
| | その他 | 80 | 3 | 42 | 35 | |
| 雇用形態満足度 | 満足 | 69 | 10 | 34 | 25 | 0.248 |
| | 不満 | 40 | 10 | 14 | 16 | |
| 通訳継続意欲 | 長く続けたい | 103 | 16 | 46 | 41 | 0.005 |
| | 辞めたい | 6 | 4 | 2 | 0 | |

間が異なる場合、この職業を継続したいかどうかには違いが見られる。

一方、医療通訳の訓練時間と雇用形態満足度の関連性については有意な関連性が認められなかった。

最終学歴の専攻（医薬学関連、言語類関連、その他）と各項目との χ^2 乗検定による関連性を検討した。以下はその結果である（表 3）。

1. 最終学歴の専攻と通訳報酬満足度の関連性：最終学歴の専攻と通訳報酬満足度に有意な関連性が認められた。つまり、最終学歴の専攻が通訳報酬満足度に影響を与える可能性があることが示唆された。
2. 最終学歴の専攻と個人収入源の関連性：最終学歴の専攻と個人収入源にも有意な関連

性が見られた。最終学歴の専攻が異なる場合、個人の収入源が異なることが示されている。

3. 最終学歴の専攻と雇用形態満足度の関連性：最終学歴の専攻と雇用形態満足度にも有意な関連性がある。最終学歴の専攻が異なる場合、雇用形態に対する満足度に違いが見られる。
4. 最終学歴の専攻と職業継続意欲の関連性：最終学歴の専攻と職業継続意欲に有意な関連性が認められる。最終学歴の専攻が異なる場合、この職業を継続したいかどうかには違いが見られる。

これらの結果から、最終学歴の専攻が医療通訳者の通訳報酬満足度、個人収入源、雇用形態

表 3

| 項 目 | | N (全体=109) | 学歴専攻 | | | P 値 |
|---------|--------|---------------|------|-----|-----|--------|
| | | | 医薬学 | 言語類 | その他 | |
| 性別 | 女性 | 94 | 8 | 26 | 60 | 0.003 |
| | 男性 | 15 | 6 | 2 | 7 | |
| 年齢 | 20 代 | 7 | 2 | 1 | 4 | 0.639 |
| | 30 代 | 29 | 4 | 8 | 17 | |
| | 40 代 | 34 | 3 | 9 | 22 | |
| | 50 代 | 23 | 1 | 7 | 15 | |
| | 60 代以上 | 16 | 4 | 3 | 9 | |
| 最終学歴 | 専門学校 | 9 | 1 | 2 | 6 | 0.122 |
| | 短期大学 | 9 | 1 | 5 | 3 | |
| | 学士 | 67 | 9 | 17 | 41 | |
| | 修士 | 23 | 2 | 4 | 17 | |
| | 博士 | 1 | 1 | 0 | 0 | |
| 通訳報酬満足度 | 多いと適正 | 52 | 1 | 12 | 39 | 0.002 |
| | 少ない | 57 | 13 | 16 | 28 | |
| 個人主な収入源 | 医療通訳関連 | 29 | 8 | 3 | 18 | 0.006 |
| | その他 | 80 | 6 | 25 | 49 | |
| 雇用形態満足度 | 満足 | 69 | 2 | 18 | 49 | <0.001 |
| | 不満 | 40 | 12 | 10 | 18 | |
| 仕事継続意欲 | 長く続けたい | 103 | 10 | 28 | 65 | <0.001 |
| | 辞めたい | 6 | 4 | 0 | 2 | |

満足度、および職業継続意欲に影響を与える可能性があることが示唆される。

ロジスティック回帰分析を用いて、医療通訳の訓練時間と報酬満足度の関連性を検討した結果（表 4）、

単変量分析および多変量分析のいずれも、医療通訳の訓練時間と報酬満足度の間に負の関連があることが示された。つまり、訓練時間が長い（100 時間以上の）場合、報酬に対する満足度が低い傾向があり、オッズ比からもその傾向が示された。

また、最終学歴の専攻と報酬満足度の関連性を検討した結果（表 5）、

医薬学関連専攻で卒業した人の報酬満足度が低い傾向が示された。つまり、医療通訳者の中で医薬学関連専攻の出身者は、他の専攻出身者と比較して報酬に対する満足度が低い可能性がある。

自由記入欄に報酬が低く感じる理由として、「責任の重さに比べて、報酬が低い」という意見や、「事前の準備に要する時間に対し、報酬が低い」という意見が見られた。これらのコメ

表 4

| | | 単変量分析 | | | 多変量分析（★性別、年齢で調整） | | |
|------|----------|-------|------------------|-------------|------------------|------------------|-------------|
| | | P 値 | オッズ比 | 95% 信頼区間 | P 値 | オッズ比 | 95% 信頼区間 |
| 訓練時間 | 10 時間以下 | 0.011 | 1.00 (Reference) | | 0.070 | 1.00 (Reference) | |
| | 11～99 時間 | 0.505 | 1.44 | 0.49-4.26 | 0.409 | 1.624 | 0.51-5.13 |
| | 100 時間以上 | 0.010 | 4.49 | 1.44-14.11 | 0.031 | 3.804 | 1.13-12.80 |

表 5

| | | 単変量分析 | | | 多変量分析 (★性別、年齢で調整) | | |
|------|-----|-------|------------------|-----------|-------------------|------------------|-----------|
| | | P 値 | オッズ比 | 95% 信頼区間 | P 値 | オッズ比 | 95% 信頼区間 |
| 学歴専攻 | 医薬学 | 0.015 | 1.00 (Reference) | | 0.013 | 1.00 (Reference) | |
| | 言語類 | 0.039 | 0.10 | 0.01-0.9 | 0.039 | 0.08 | 0.01-0.89 |
| | その他 | 0.007 | 0.06 | 0.01-0.45 | 0.006 | 0.04 | 0.00-0.41 |

ントから、医療通訳者たちは自身の役割や責任に対して、報酬がそれに見合わないと感じている可能性が高いとみられる。

医療通訳者の仕事は綿密なコミュニケーションと専門知識を必要とし、医療現場において誤解などの問題が生じないようにするという重要な役割を果たしている。そのため、医療通訳者が感じる報酬の低さは、仕事の責任や専門的なスキルを考慮した際に、不満の原因となっている可能性がある。

このような状況を改善するために、医療通訳者と雇用主もしくは医療機関との間で報酬体系や契約条件についての対話や交渉が行われることが重要といえる。また、医療通訳者のスキルや経験に見合った報酬体系の確立や、業界全体の報酬水準の向上に取り組むことも、医療通訳者のモチベーションを維持し、高品質のサービス提供を促進する上で役立つであろう。

4. 考察

本研究では、医療通訳者の専門教育訓練時間と報酬満足度の関係を調査した。医療通訳は、他の職種と比較して比較的新しい業種だが、ここ数年では在日外国人の増加、メディカルツーリズムの成長、そして厚生労働省の指導により、医療通訳の専門性への認識が高まっている。調査の結果、対象者 109 人中、専門教育訓練を 100 時間以上受けた者は 41 人で、全体の 37.6% を占めている。一方、11 ~ 99 時間の専門教育を受けた者は 48 人であり、全体の 44% を占めている。また、ほとんど専門教育を受けていない (10 時間以下の) 者は 20 人で、全体の 18.3% となる。この点に関しては、昨年

の調査 (鈴木ほか 2023) とほぼ同様の結果が得られた。さらに、最終学歴の専攻について、医薬学関連を専攻した者は 14 人で、全体の 12.8% に過ぎないが、これらの者は豊富な医療知識を持っており、医療通訳者全体の専門性が以前よりも高まっていることが示唆される。

ただし、医療通訳の報酬満足度については、『適正』と回答した者は 52 人で、全体の 47.7% に過ぎなかった。これは半数に達していない水準である。先行研究の結果では、適正と答えた人は 55 人中 22 人で、全体の 40% を占めた (鈴木ほか 2023)。わずかに上昇してはいるが、報酬満足度は依然として低いレベルにとどまっている。この上昇の原因としては、以下の 2 つの要因が考えられる。

1. 昨年の調査では、コロナウイルスのパンデミックの影響により調査対象者がわずか 55 人しかおらず分析に制約があったが、今年は調査対象者が増加したため、より正確なデータが得られている。
2. 昨年の調査では、主に在日外国人向けの医療通訳者が対象であり、ボランティアが中心であった。しかし、今回の調査ではメディカルツーリズム向けの医療通訳者も対象に含まれていた。メディカルツーリズム向けの医療通訳者は通常、ボランティアよりも高い報酬を受け取ることがあるため、全体の報酬満足度も向上した可能性がある。現状では、医療通訳者はサービス対象により、「ボランティア向け」「メディカルツーリズム向け」の 2 種類があり、サービス対象により報酬関係にも大きく差が出る。その違いは以下の通りである。

1) 「ボランティア向け」の場合：サービスの対象は主に日本在住の外国人。彼らの中には日本語を流暢に話せない年配者や経済的に厳しい状況にある方が多い。そのため、医療通訳者の必要性が高まっているが、その場合ボランティア団体や市役所などの在留外国人向け支援機関に頼むことが一般的である。ただし、これらの組織は医療通訳者に対する報酬をあまり支払う余裕がなく、通訳者への報酬はほとんどが交通費手当に限られる状況が続いている。「医療通訳の大部分はボランティアの手に委ねられており、彼等への謝金は僅かなものである」（灘光2008）。これは社会奉仕の分野に該当する。

2) 「メディカルツーリズム向け」の場合：サービスの対象は日本で治療を受けるために来日する人々で、特に各国の富裕層が多く含まれる。このため、医療通訳者に対するサービス料も通常の労働に見合ったものとなる。したがって、医療通訳者への報酬は通常の労働所得に分類され、高水準のサービス料が支払われる傾向がある。

上記2点の変化もある中で、今回の調査における報酬満足度は昨年より大幅に高くなるのではないかと予測したが、分析の結果は予想とは逆で、医療通訳者の報酬満足度は相変わらず低い状況であることが明らかになった。

特に100時間以上の専門教育を受けた医療通訳者については、勉強に関わる時間的コストや金銭的コストなどの要因も影響し、報酬満足度は訓練時間の短い通訳者と比べて低い傾向が示唆された。もう一つは医薬学関連の最終学歴を持つ通訳者たちで、医薬関連の専門知識を獲得するためには、他の専攻に比べて時間と努力が必要とされたことから、報酬に対する満足度が低かった可能性が考えられる。

これらの結果から、医療通訳者の報酬満足度には訓練時間や最終学歴の専攻が影響を与える可能性があることが示唆された。報酬への満足度を向上させるためには、訓練時間の適切な管

理や、異なる専攻出身者に対する報酬体系の検討が必要となるかもしれない。また、医療通訳者の仕事は綿密なコミュニケーションと専門知識を必要とし、医療現場において誤解やコミュニケーションの問題が生じないようにする重要な役割を果たしている。そのため、医療通訳者が感じる報酬の低さは、仕事の責任や専門的なスキルを考慮した際に、不満を引き起こす原因となる可能性がある。

転職サイト Liberty Works の調査によれば、医療通訳の平均年収は約350万円前後であり、非正規雇用が一般的で、時給が1000円から2000円の範囲での求人が多い状況にある（金井田2023）。特にボランティア通訳者の場合、活動地域や所属団体により異なるが、派遣1回あたりの報酬は通常2時間で2000円（広島県医療通訳協力金）、3時間で4000円（枚方市医療通訳士報酬）が支払われるようである。平均的な1時間あたりの報酬は1500円以下の水準にある。一方で、同じく医療分野の他の職種の年収については、薬剤師が約554万円、看護師が499万円、保健師が481万円となっており（厚生労働省 令和3年賃金構造基本統計調査）、これらは医療通訳者の年収よりも大幅に高い。

報酬満足度に関しては、パーソル総合研究所の2022年の賃金に関する調査結果を参考に（パーソル総合研究所 賃金に関する調査2022）、医療通訳者の報酬に関する不満の程度を検証した。報酬に関する不満の割合は、正規社員の場合が37%、パート・アルバイトの場合が35.7%であり、いずれも医療通訳者の42.3%よりも低いことが明らかになった。要するに、現在の医療通訳業界では、専門知識レベルの高い人々が報酬に不満を抱いており、通訳者の努力と実際の報酬との関連が薄いため、通訳者のモチベーションに悪影響を及ぼす可能性があると考えられる。ただし、幸いなことに、医療通訳の仕事長く続けたいと回答した人が103人もおり、全体の94.5%を占めていることから、医療通訳の仕事への情熱はいまだ高い状

況といえる。

5. 結論

外国人向けの医療環境の整備には、高度な専門知識を持ち訓練を受けた医療通訳者が不可欠である。しかし、適切な人材を確保するためには、適切な報酬体系も整備する必要がある。これまでは、外国人向け医療に焦点を当て、医療通訳者のスキル向上に力を入れることが一般的で、医療通訳者の報酬については研究が行われてこなかった可能性がある。しかし、近年の医療通訳業界の発展により、医療通訳者の全体的なスキルレベルは既に高まっており、社会全体で医療通訳者の訓練と報酬改善に対する関心も高まっている。今後は、医療通訳者のモチベーション向上や、優れた医療通訳者が業界で安定して働ける環境を整えるために、医療通訳業界全体の報酬体系を改善し、医療通訳者の報酬を増額すべきであると考えられる。医療通訳者の報酬改善については、今後の課題として幅広く議論される必要がある。

本研究には二つの主要な限界が存在する。これらはいずれもコロナ禍の制約に起因するものと考えられる。一つ目の限界は、回答率が4%に留まったことである。この低い回答率は、調査対象者の不足と、コロナ禍のさまざまな制約が関係している可能性がある。二つ目の限界は、インタビューを実施することができなかった点にある。コロナ禍の制約により、対面でのインタビューが難しい状況であったため、貴重な情報が得られなかったことが確認されている。今後の研究においては、インタビュー調査の導入を検討し、より深い洞察を得られるよう努力したいと考えている。

6. 謝辞

本調査に協力して下さった諸団体や医療通訳者の皆様、論文の執筆においてご指導や助言をいただいた順天堂大学大学院医療通訳の指導教員、そして博士課程の先輩方に、心から感謝

の意を表します。

引用文献

- 出入国在留管理庁 (編). (2023, March 24). 令和4年末現在における在留外国人数について. 出入国在留管理庁.
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00033.html
- 独立行政法人 国際観光振興機構 (編). (2023, August 16). 訪日外客数 (2023年7月推計値). JNTO 日本政府観光局.
https://www.jnto.go.jp/news/press/20230816_monthly.html
- 観光庁 (編). (2023, May 25). 訪日外国人旅行者の受入環境整備. 国土交通省観光庁.
<https://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/kokusai/ukeire.html>
- 厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 (編). (2017, August 1). 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」の結果. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230.html>
- 厚生労働省 (編). (2021, November 15). 医療通訳育成カリキュラム基準. 厚生労働省.
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056944.html>
- 押味貴之. (2010). 外国人患者受入れにおける言葉の壁. 日大医誌, 69(5), 282-286.
- 鈴田佐和子, 浅井ゆかり, 何婕, 楊婧華, ニヨンサバ フランソワ, 野田愛, 大野直子 (2023). 医療通訳者の訓練状況ならびに医療通訳訓練歴が報酬および報酬満足度, 職業継続意識に与える影響に関する研究. *Journal of Medical English Education*, 22 (2/3): 3-10.
- 楊 婧華, 浅井 ゆかり, 鈴田 佐和子, 何 婕, 大野 直子, 野田 愛, ニヨンサバ フランソワ (2023). 医療通訳者の雇用形態・収入への満足度と職業キャリア成熟度との関連性に

- 関する研究. 順天堂グローバル教養論集, 8, 3-12.
- 灘光洋子. (2008). 医療通訳者の立場, 役割, 動機について. 通訳翻訳研究, No.8, 19-24.
- 金井田健太 (編). (2023, October 20). 医療通訳の年収は高い? 医療通訳の平均年収・必要スキルと転職成功法. リバティワークス - Liberty Works -. <https://liberty-works.jp/1428/>
- 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 (編). (2022, March 25). 令和3年賃金構造基本統計調査 結果の概況. 厚生労働省. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2021/index.html>
- パーソル総合研究所シンクタンク本部 (編). (2022, September). 賃金に関する調査報告書. 株式会社パーソル総合研究所. <https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/data/wage-survey.html>
- 厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室 (編). (2019, January 25). 医療通訳の現状と課題. 厚生労働省. <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000472213.pdf>
- 西村明夫. (2016). 日本における医療通訳システムの進展と課題. 移民政策研究, 第8号.
- 伊藤美保. (2012). 外国人医療における医療通訳者の現状と課題. 国際保健医療, 第27巻 (第4号).
- 公益財団法人 ひろしま国際センター (hic) (編). (2023, April 24). 医療通訳ボランティア派遣事業. 公益財団法人 ひろしま国際センター. https://hiroshima-ic.or.jp/volunteer_medical/
- 枚方市 健康福祉総務課 (編). (2021, November 12). 枚方市医療通訳士登録派遣事業 医療通訳養成講座. 多文化共生センターきょうと. <https://www.tabunkakyoito.org/2021/11/12/> 枚方市医療通訳士登録派遣事業 - 医療通訳養成講座 /

研究論文

「やさしい日本語」の使用と外国人患者の診療満足度の関連性検討

李 卓^{1)*}, 王 悦²⁾, 大西 明³⁾, 風見杏奈⁴⁾, 住永留理子⁵⁾, 田 重成⁶⁾,
ニヨンサバフランソワ⁷⁾, 野田 愛⁸⁾, 大野直子⁹⁾

【要 旨】

外国人増加に伴い、外国人診療の場でのコミュニケーション支援として、医療通訳者のほかに、「やさしい日本語」も使用されているが、「やさしい日本語」の使用に外国人患者が満足しているかを示す先行研究はこれまでに見当たらない。本研究では、「やさしい日本語」の使用と外国人患者の診療満足度との関連を究明するために、日本の病院で受診経験のある日本語を母語としない患者 194 名を対象として、WEB アンケート質問紙調査を実施した。「患者満足度」の合計得点の中央値 43.00 を基準に、高低 2 グループに分け、二項ロジスティック回帰分析より、その関連を検討した。日常生活で日本語を使用する在留外国人 122 名のうち、日本語能力が「日本人と同程度に会話できない群」において、「やさしい日本語」の使用あり群はなし群と比較して満足度が有意に高かった (オッズ比 4.921;95% 信頼区間 1.284 ~ 18.868)。さらに、全対象者における、「通訳手段なし群」(オッズ比 3.48;1.02 ~ 11.910) の「やさしい日本語」の使用あり群はなし群と比較して満足度が有意に高かった。本調査では、患者満足度の高低は、「やさしい日本語」の使用と関係することが示唆されたことから、今後は患者満足度を上げるために、医療者が「やさしい日本語」を使用して診療を行うことが重要であると考えられる。

キーワード：やさしい日本語、外国人患者、診療満足度

Original Articles

The research of satisfaction level for the diagnosis and treatment with easy Japanese to foreign patients

Zhuo LI^{1)*}, Yue WANG²⁾, Akira ONISHI³⁾, Anna KAZAMI⁴⁾, Ruriko SUMINAGA⁵⁾,
Enari DEN⁶⁾, Francois NIYONSABA⁷⁾, Ai NODA⁸⁾, Naoko ONO⁹⁾

【Abstract】

Easy Japanese is a tool for improving communication for patients who are not native Japanese speakers. Recently, this tool has been applied in diagnosis and treatment settings. However, the relationship between Easy Japanese and foreign patients' satisfaction with diagnosis and treatment has not been extensively studied. To examine this issue, data were collected from 194 patients who were not native Japanese speakers who received diagnosis and treatment in Japan. The results indicated that Easy Japanese could help to remove obstacles to improving patients' satisfaction. It is hoped that Easy Japanese can be promoted and widely applied in diagnosis and treatment.

Key words: Easy Japanese, foreign patient, satisfaction with diagnosis and treatment

¹⁾ 順天堂大学大学院医学研究科医療通訳 (Email: lzicesniper@gmail.com)

²⁾ 順天堂大学大学院医学研究科医療通訳 (Email: wangyuekyoto@yahoo.co.jp)

³⁾ 順天堂大学大学院医学研究科医療通訳 (Email: akira.oonishi@astellas.com)

⁴⁾ 順天堂大学大学院医学研究科医療通訳 (Email: anna19990823@icloud.com)

⁵⁾ 順天堂大学大学院医学研究科医療通訳 (Email: r.suminaga.ed@juntendo.ac.jp)

⁶⁾ 順天堂大学大学院医学研究科医療通訳 (Email: denena.0717@gmail.com)

⁷⁾ 順天堂大学大学院医学研究科医療通訳／順天堂大学国際教養学部 (Email: francois@juntendo.ac.jp)

⁸⁾ 順天堂大学大学院医学研究科医療通訳／順天堂大学国際教養学部 (Email: a-noda@juntendo.ac.jp)

⁹⁾ 順天堂大学大学院医学研究科医療通訳／順天堂大学国際教養学部 (Email: na-ono@juntendo.ac.jp)

* 責任者名：李 卓

[2023 年 9 月 15 日原稿受付] [2024 年 1 月 23 日掲載決定]

1. 緒言

近年、留学や仕事など様々な目的で来日する外国人が増加している。出入国在留管理庁(2022)の統計によると、在留外国人数は、2019年に過去最高の293万3137人となった。2020年からはコロナウイルスの感染拡大によって一時減少したが、2022年6月末の在留外国人数は296万1969人となり、2021年末に比べ20万1334人(7.3%)増加した。今後中国の出入国制限の緩和や外国人就労拡大によって、訪日観光客や短期滞在の外国人数も再び増加していくと予測される。

こうした背景をもとに、日本語母語話者のように自然に日本語が話せない外国人の日常生活を、言語的な側面から支えることが重要な課題となっている。しかし、日本語に慣れない外国人にとって、医療機関において日本語で意思疎通を行うことは困難であり、言葉によってトラブルになる例がある(新居, 2020)。また、言葉以外に文化、宗教、生活習慣、母国の医療制度との違いなど、外国人診療において様々な問題が起こりやすい(稲沢, 2007)。厚生労働省(2017)の「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」の結果によると、言語コミュニケーション上のトラブルや金銭・医療費に関するトラブルなど、実際の医療場面で起きた外国人患者をめぐるトラブルが挙げられた。そのため、日本における診療場面での外国人患者満足度は低いことが拝察される。

また、厚生労働省(2017)が発表した「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」の結果では、高い患者満足度を得るために、患者にもわかりやすい単語で、かつ適切な単語を用いて説明できるかどうかも重要であると指摘している。新居(2020)は、日本に在住する外国人特有の課題として、日本語が不自由なことによる「ことばの壁」、在留資格に起因する「法律・制度の壁」、差別や異文化ストレスなどに起因する「こころの壁」と

いう「三つの壁」を挙げ、在留外国人診療において、これらの壁を低くするための対策を取る必要性を主張している。

長嶺・森(2019)は、日本語でのやり取りが十分に行えない外国人患者への対応策の一つに医療通訳の利用を挙げている。さらに、医療通訳者は医療者・患者双方にとって相手との信頼関係形成の一助となり、言語の不安なく治療・看護を受けるためには医療通訳者の存在は不可欠であると指摘している。宇藤(2007)は、医療通訳者を利用した受診者と医療従事者に対して行った質問紙調査とインタビュー調査の結果から、受診者と医療従事者はそれぞれ「通訳がいれば医師と直接会話が出来るので安心できた」「医療通訳が有料でも利用したい」「患者とのコミュニケーションがスムーズに進み、診察時や検査結果の説明を十分にできた」「診療時間の短縮や患者の不安軽減につながった」などの肯定的な意見を挙げた。また、医療従事者76名のうちの86%が日常的な医療通訳者の配置を求めているという結果を報告している。先行研究の結果により、医療現場で医療者と外国人患者とのコミュニケーションの架け橋となるのは医療通訳者であり、医療通訳者がいるので診療がスムーズになるということが示唆されている。

外国人医療の対策として、劉(2021)は、医療機関において外国語で意思疎通を図ることは困難であり、医療通訳者の存在を抜きに考えることができないと指摘している。しかし、現状では医療通訳者の人数は不足しており、異なる言語や文化圏の患者に対する支援が十分とは言えない。大野ら(2023)は、現在日本の通訳学校や医療通訳養成機関は、主に英語や中国語と日本語間の通訳の学習環境を提供しており、英語と中国語以外の言語の通訳養成講座は十分に整備されているとは言えないと主張している。また、Frew・西村(2016)は、医療通訳者の現状に関して、若い人材や少数言語を中心に通訳人材が集まらない、レベルの確保には指導者

の存在が不可欠だが、地域によってはそうした指導人材が欠如しているなどの課題をあげた。

武田ら（2022）は在留外国人には、英語よりも日本語の方が通じると主張している。出入国在留管理庁（2022）の統計によると（図1）、2022年6月末における在日外国人の国籍・地域別では、上からの順番で中国25.1%、ベトナム16.1%、韓国13.9%、フィリピン9.8%、ブラジル7.0%であり、在日外国人数の半分以上を占める。この中で英語を公用語として使う国はタガログ語と併用するフィリピンしかない。これら五か国の成人の英語能力を調査したEPI（2022）によると、111か国および地域中、フィリピンは22位で5段階中2番目に良い「High」、韓国は36位で3番目の「Moderate」、ブラジル58位とベトナム60位は3番目の「Moderate」の一番下にある。中国は62位で4番目の「Low」

と評価されていた。また、日本は80位で中国と同じ「Low」にある。松浦ら（2021）は、英語の運用能力が担保されているとは言えない状況から、言葉の壁を越えた医療情報伝達の手段として、共通語としての英語ではなく、日本語の使用が検討されてきたと述べた。

それに対して、2022年に出入国在留管理庁が行った「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）調査結果報告書」（2022）の調査結果によると（図2）、日本語能力（話す・聞く）をみると、「幅広い話題について自由に会話ができる」の割合が最も高く、23.9%となっている。また、「日本語での会話はほとんどできない」と回答した割合は、3.4%である。在日外国人の中で8割以上の外国人が日常生活レベル以上の会話能力を持っていることがわかった。このことより、外国人医療において英語より日本語のほうが通じる可能性があるといえる。

そこで、日本語で外国人の情報入手やコミュニケーションを円滑にするために、「やさしい日本語」が提唱された。「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語のことである。医療×「やさしい日本語」研究会では、「やさしい日本語」を「難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと」と定義した。本論文では「やさしい日本語」を、難しい言葉（単語、文法など）を言い換えるなど（発話、文章、ジェスチャー、実物提示、字や

在留総数296万1969人（2022年6月）

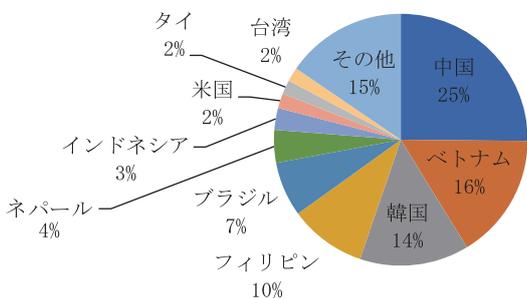


図1. 国籍・地域別 在留外国人の構成比（令和4年6月末）

出入国在留管理庁（2022）「令和4年6月末公表資料」より

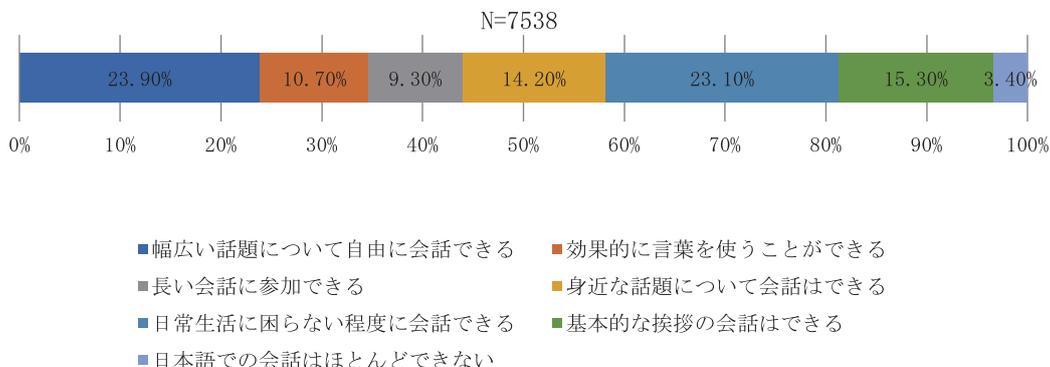


図2. 日本語能力（話す・聞く）

出入国在留管理庁（2022）「在留外国人に対する基礎調査（令和3年度）調査結果報告書」より

絵を描くことを含む)、相手に配慮したわかりやすい日本語と定義する。

「やさしい日本語」が提唱されたきっかけは1995年の阪神・淡路大震災である。震災当時日本にいた多くの外国人が被災したが、日本人と比べて100人当たりの死者数が1.8倍、負傷者数は2.4倍であった。その原因の一つはコミュニケーションの問題であり、緊急時の対応が十分行えず、必要な情報を得られないため適切な行動を取れなかったことであった。そこで、災害発生時に、日本語が不十分な外国人に素早く的確に情報を伝えるため、「やさしい日本語」が提案された(武田, 石川, 新居, 岩田, 2020)。東京都生活文化スポーツ局(2023)では、「やさしい日本語」は現在、災害時だけでなく、行政情報や生活情報、毎日のニュース発信など様々な分野で取組が広がっていると述べている。例えば、豊島区公式ホームページ(2022)では、新型コロナウイルス感染症関連情報などの区からのお知らせに、「やさしい日本語」版を使っている。

外国人医療のニーズが上昇するに伴い、医療通訳者の必要性もますます高くなっている。武田ら(2022)は、医療者が受付や簡単な検査などの場面で「やさしい日本語」を使用して会話を行えば、医療通訳者はより専門性が必要な場面で活躍することができると主張している。また、医療者が「やさしい日本語」を用いると、通訳のしやすさが各段に増すとされている。さらに、「やさしい日本語」と医療通訳者の活用の両方が、医療機関には求められていると主張している。

医療者や「やさしい日本語」を知らない人に宣伝し、医療機関への導入・普及を図る目的で、医療×「やさしい日本語」研究会(<https://easy-japanese.info/>)が設立された。研究会ホームページには、医療現場で用いられる「やさしい日本語」に関する様々な動画教材やセミナー資料を掲載している。また、医療関係者に「やさしい日本語」を実際に身につけられるよう、毎月、

外国人模擬患者と一緒にグループワークをする医療関係者のための「やさしい日本語」研修を行っている。

「やさしい日本語」の使用では医療場面においても有効であるという先行研究はあったが、「やさしい日本語」の使用と外国人患者の満足度についての先行研究は見当たらない。

本研究の目的は、「やさしい日本語」を使用した場合の、患者の診療満足度への影響を質問紙調査により明らかにすることである。

2. 方法

2.1. 調査対象と調査方法

2023年2月から4月に、全国にある国際交流協会、日本語教室、大学の留学生会、外国人コミュニティなどに在籍する日本語を母語としない18歳以上の利用者、留学生、技能実習生、本人またはその子どもの病気やけがのため、日本の医療機関を利用したことのある方3152人に対してGoogle Forms形式の質問紙を配布した。

2.2. 調査項目

調査票は、Google Forms上で対象者自身または自分の子どもが日本で病院に行ったときの経験について尋ねるもので、「やさしい日本語」、英語、中国語、ベトナム語の4言語版を作成し、対象者が回答時に言語を選択できるようにした。

1) 個人属性

日常言語(複数選択可)、出身国、年齢、在住期間、性別、在留資格、日本語能力を質問項目とした。

2) 受診状況

受診者(本人/子供)、受診の目的(一般外来/救急外来など)、治療時期、病院所在地、受診時の会話形式と言語、「やさしい日本語」の使用、受診時の理解度(4段階)を質問とした。

また、受信時の会話形式によって、追加した質問もある。

3) 患者満足度調査票

患者満足度調査票は医師の診察に関する自記式の患者満足度調査票で、竹村らが開発し、日本において妥当性と信頼性を検証したものであり (Takemura, Liu, Atsumi, & Tsuda, 2006)、患者満足度を調べるため既存の尺度として、「全体的満足度」「完全な診察」「全人的医療」「診察時間」「患者中心性」について聞いた。質問は全部で「今日受けた診察には非常に満足した」などの12項目で構成され、回答は「非常にそう思う」「そう思う」「どちらでもない」「そう思わない」「全くそう思わない」という五段階構成とした。

2.3. 分析方法

患者満足度調査票の選択肢について、「非常にそう思う」=5点、「そう思う」=4点、「どちらでもない」=3点、「そう思わない」=2点、「全くそう思わない」=1点とした。また、質問7~9は逆転項目のため、上述の各選択肢と配点が逆になるよう入れ替え、合計得点を計算した。そして、「患者満足度」の合計得点の中央値43.00を基準に、 $43 \geq$ を満足度が高い群とし、 $43 <$ を満足度が低い群とした。

まず、患者満足度の高低を目的変数とし、「年齢」を説明変数として、Mann-WhitneyのU検定を行った。次に、患者満足度の高低を目的変数とし「日常生活の使用言語」「出身国」「日本の在住期間」「性別」「在留資格の種類」「日本語能力」「やさしい日本語の使用の有無」を説明変数としてカイ2乗検定でデータの分布や有意差を分析した。

また、「日常生活で使用する言語」に日本語を選んだ122名を対象に「日本語能力」において「日本人と同程度に会話できる」を選択したかどうかによって、「日本人と同程度に会話できる群」と「日本人と同程度に会話できない群」

に分けた。さらに、全対象者194名を対象に、通訳手段の有無によって、「通訳手段あり群」と「通訳手段なし群」とし、それぞれの群に二項ロジスティック回帰分析で「やさしい日本語」の使用の有無と患者満足度の高低への関連を検討した。なお、統計学的有意水準は5%とした。

2.4. 倫理的配慮

アンケートを配る前に、協力団体の責任者に同意説明文書を送付したうえで、対面、電話またはオンラインで説明をしてから、協力への同意を得た。また、アンケートの冒頭に同意確認の選択肢を設け、協力者の自由意志による同意を得てから質問に進める設定とした。なお、本研究は、順天堂大学医学部医学系研究等倫理委員会による審査を受け、承認を得た (承認日: 2022年12月22日、実施許可番号: E21-0237-M04)。

3. 結果

195の有効回答を得た (回答率6.19%)。195件の回答中、日本語で診療を受けていない1件を除外し、本研究における研究対象は194であった。表1に、対象の基本的属性・「やさしい日本語」の使用有無と変数の割合の結果を示す。Mann-WhitneyのU検定とカイ2乗検定の結果、「やさしい日本語の使用の有無」に有意な差があった ($p=0.022$)。

調査対象は「男性」89名 (45.9%) 「女性」105 (54.1%) の割合で女性のほうがやや多かった。日常生活で「日本語を使用する」人は122名 (62.9%) で、出身国は「ベトナム」が最も多く109名 (56.2%)、その次は「中国」69名 (35.6%) であった。在住期間は「1~5年」の人が109名 (59.2%) で最も多く、在留資格は「技能実習生」84名 (43.3%) の次に、「留学」43名 (22.2%) が高い割合を占めた。また、日本語能力では「日常生活に困らない程度に会話できる」と「仕事や学業に差し支えない程度に会話できる」の割合が高かった。それぞれ73名

表 1. 対象の基本的属性・「やさしい日本語」の使用有無と変数の割合

| N=194 | 全部 | 満足度低い | 満足度高い | p 値 |
|----------------------|-------------|-----------|------------|-------|
| 【基本属性】 | | | | |
| ・使用言語 | | | | 0.973 |
| 日本語 | 122 (62.9) | 59 (48.4) | 63 (51.6) | |
| 日本語以外 | 72 (37.1) | 35 (48.6) | 37 (51.4) | |
| ・出身国 | | | | 0.147 |
| 中国 | 69 (35.6) | 29 (42.0) | 40 (58.0) | |
| ベトナム | 109 (56.2) | 54 (49.5) | 55 (50.5) | |
| その他 | 16 (8.2) | 11 (68.8) | 5 (31.2) | |
| ・年齢 | 194 (100.0) | 94 (48.5) | 100 (51.5) | 0.298 |
| ・在住期間 | | | | 0.949 |
| 1 年未満 | 41 (21.1) | 20 (48.8) | 21 (51.2) | |
| 1 ～ 5 年 | 109 (56.2) | 52 (47.7) | 57 (52.3) | |
| 6 ～ 10 年 | 28 (14.4) | 13 (46.4) | 15 (53.6) | |
| 11 ～ 20 年 | 8 (4.1) | 5 (62.5) | 3 (37.5) | |
| 21 年以上 | 8 (4.1) | 4 (50.0) | 4 (50.0) | |
| ・性別 | | | | 0.160 |
| 男性 | 89 (45.9) | 48 (53.9) | 41 (46.1) | |
| 女性 | 105 (54.1) | 46 (43.8) | 59 (56.2) | |
| ・在留資格 | | | | 0.073 |
| 専門的・技術的分野 | 16 (8.2) | 7 (43.8) | 9 (56.2) | |
| 特定技能 | 16 (8.2) | 11 (68.8) | 5 (31.2) | |
| 身分に基づくもの | 24 (12.4) | 15 (62.5) | 9 (37.5) | |
| 技能実習生 | 84 (43.3) | 43 (51.2) | 41 (48.8) | |
| 留学 | 43 (22.2) | 15 (34.9) | 28 (65.1) | |
| その他 | 11 (5.7) | 3 (27.3) | 8 (72.7) | |
| ・日本語能力 | | | | 0.922 |
| 日本語での会話はほとんどできない | 32 (16.5) | 17 (53.1) | 15 (46.9) | |
| 日常生活に困らない程度に会話できる | 73 (37.6) | 35 (47.9) | 38 (52.1) | |
| 仕事や学業に差し支えない程度に会話できる | 59 (30.4) | 27 (45.8) | 32 (54.2) | |
| 日本人と同程度に会話できる | 30 (15.5) | 15 (50.0) | 15 (50.0) | |
| 【やさしい日本の使用有無】 | | | | |
| ・「やさしい日本語」の使用 | | | | 0.022 |
| なし | 33 (17.0) | 22 (66.7) | 11 (33.3) | |
| あり | 161 (83.0) | 72 (44.7) | 89 (55.3) | |

(37.6%) と 59 名 (30.4%) であった。なお、「やさしい日本語」の使用の有無については、「あり」161 名 (83.0%) に対して、「なし」は 33 名 (17.0%) を占めた。

表 2 に日常生活で日本語を使用する 122 名の中で、「日本人と同程度に会話できる群」と「日本人と同程度に会話できない群」に単変量二項ロジスティック回帰分析で「やさしい日本語」の使用の有無と患者満足度の高低との関連を示した。結果は、「日本人と同程度に会話できない群」($p=0.020$ 、オッズ比 4.921、95% 信頼区間 1.284 ~ 18.868) に医療者が「やさしい日本語」を使用することによって、患者満足度が高かったという関連を認めた。

表 3 に全対象者 194 名を対象として、「通訳手段あり群」と「通訳手段なし群」に単変量二項ロジスティック回帰分析で「やさしい日本語」の使用の有無と患者満足度の高低との関連を示した。結果は「通訳手段なし群」($p=0.047$ 、オ

ズ比 3.484、95% 信頼区間 1.019 ~ 11.910) に医療者が「やさしい日本語」を使用することによって、患者満足度が高かったという関連を認めた。

4. 考察

4.1. 「やさしい日本語」の使用状況

本研究では、医療場面で医療者が「やさしい日本語」を使用して診療を行うことと患者の診療満足度との関連性を明らかにすることを目的とした。調査の結果では、194 件のうち「やさしい日本語」で診療を受けた人は 161 名 (83%) で、それに対し、「やさしい日本語」で診療を受けなかった人は 33 名 (17%) であった。今回の調査で約 8 割の外国人患者が「やさしい日本語」で診療を受けたことがわかった。しかし、その 8 割の中で、すべての医療者がやさしい日本語のことを知っているうえで、意識して使用したわけではないと想定される。新居 (2020) は、

表 2. 日常生活で日本語をする在留外国人において、日本語能力の群分け

| N=122 | オッズ比 | 95% 信頼区間 | | p 値 |
|-----------------------|-------|----------|--------|-------|
| | | 下限 | 上限 | |
| ・日本人と同程度に会話できない N=103 | | | | |
| 「やさしい日本語」の使用なし | 1.000 | | | |
| 「やさしい日本語」の使用あり | 4.921 | 1.284 | 18.868 | 0.020 |
| ・日本人と同程度に会話できる N=19 | | | | |
| 「やさしい日本語」の使用なし | 1.000 | | | |
| 「やさしい日本語」の使用あり | 3.429 | 0.287 | 40.946 | 0.330 |

表 3. 通訳手段の群分け

| N=194 | オッズ比 | 95% 信頼区間 | | p 値 |
|----------------|-------|----------|--------|-------|
| | | 下限 | 上限 | |
| ・通訳手段あり N=83 | | | | |
| 「やさしい日本語」の使用なし | 1.000 | | | |
| 「やさしい日本語」の使用あり | 1.847 | 0.647 | 5.269 | 0.251 |
| ・通訳手段なし N=111 | | | | |
| 「やさしい日本語」の使用なし | 1.000 | | | |
| 「やさしい日本語」の使用あり | 3.484 | 1.019 | 11.910 | 0.047 |

「やさしい日本語」を知らないまま、普通に意識せず使っていた医師もおり、日本に暮らす外国人であるなら「やさしい日本語」であればかなりコミュニケーションが取れるので、まずは医療者に「やさしい日本語」の存在を知ってほしいと指摘している。一方、2020年に医療×「やさしい日本語」研究会が設立されて以来、医療現場への「やさしい日本語」の導入や普及事業が進んでおり、その効果も見られるのではないかと考えられる。

4.2. 「やさしい日本語」と患者満足度

本研究では、医療者側の「やさしい日本語」の使用の有無と患者満足度の高低との有意な関連を認めた。医療者が「やさしい日本語」を使用して診療を行うことによって、患者満足度が高くなったことが明らかになった。本研究結果は、「やさしい日本語」は「ことばの壁」を越えていくための有効なコミュニケーション手段のひとつという先行研究（新居，2020）と一致していた。よって、外国人診療の質を上げるために、「やさしい日本語」の使用は有効な手段だと考察する。

一方、「やさしい日本語」の使用が必ずしも最適ではないケースも想定される。例えば、相手が最低限の日本語力さえ持っていなければ、当然「やさしい日本語」だけでは足りない。逆に、相手に相当の日本語力があれば、余計な「やさしい日本語」は相手に不快感を与える可能性もある。医療×「やさしい日本語」研究会では、相手の日本語力が高い場合は状況によって「やさしい日本語」を使用するかどうかを判断し、必要がなければ「やさしい日本語」をやめるという「やさしい日本語」を使用する際のポイントを主張している（武田，石川，新居，岩田，2020）。今回の調査では、日常生活で日本語を使用する在留外国人のうち、「日本人と同程度に会話できない群」に対し、医療者が「やさしい日本語」を使用することによって、患者の満足度が高くなったことがわかった。本研究結果

は、日常生活で日本語を使用する在留外国人のうち、「日本人と同程度に会話できる群」では有意な関連を認めなかった。日本人と同程度に会話できる人に対し、場合によって「やさしい日本語」をやめるという先行研究（武田，石川，新居，岩田，2020）と一致していた。

現在の外国人診療において、安藤（2021）は医療者と外国人患者の会話を支援するための手段として、医療通訳者が起用されると述べた。医療通訳の需要に応えるために、医療通訳を養成する機関が次々に設立され、事業が進められているが（大野，野田，フランソワ，2022）、武田ら（2020）は現状では、医療通訳者はいまだに絶対数が不足していると主張している。今回の調査では、「通訳手段なし群」に対し、医療者が「やさしい日本語」を使用することによって、患者の満足度が高くなったことがわかった。医療通訳が不足している中、「やさしい日本語」は外国人医療を支援するための手段として、患者の診療満足度を上げると考えられる。一方、通訳手段があるとしても、「やさしい日本語」の使用は無意味ではないことが先行研究ですでにわかっている（武田，石川，新居，岩田，2020）。言葉の複雑さを緩和することによって、医療通訳にとって通訳の難易度が減り、医療通訳者をより短時間で育成し、即戦力として外国人医療を支援するシステムで働ける。医療通訳の人材不足を緩和するために、医療通訳者にとっての「やさしい日本語」の使用も不可欠である。また、武田ら（2020）は、「やさしい日本語」は心がければ誰でも話すことができるが、臨床においてそれだけでは不十分であると指摘している。患者の状況によって、どうしても専門性が高い言葉で詳細に説明するとき、やはり医療通訳者の力を必要とする場合は少なくない。今回の調査では、「通訳手段あり群」の患者診療満足度に対し、有意な関連を認めなかったが、今後、さらにデータの件数を増やして検証していくことが望まれる。

本研究にはいくつかの限界がある。全国にあ

る国際交流協会、日本語教室、大学の留学生会、外国人コミュニティーなどに在籍する利用者、留学生、技能実習生で、日本語を母語としない18歳以上の方を対象としたが、これらの集団に所属しない対象者がいたと思われる。また、データ収集時期が2023年の2月から4月に限られていたことから、当該時期以外に入国した在留外国人を調査できなかった。今後対象者を増やし、期間を延長してデータを収集することが求められる。

しかし、医療者が「やさしい日本語」を使用して診療を行うことによって、患者満足度が高くなったことが明らかになった研究はこれまでに見当たらないため、本研究には意義があると考えられる。

5. 結論

本研究の結果、「日常生活で日本語を使用する在留外国人」のうち、日本語能力が「日本人と同程度に会話できない群」において、「やさしい日本語」は有効であった。医療通訳者の人材不足を緩和するための一つの手段として、外国人医療において「やさしい日本語」の使用が有効である可能性が示唆された。外国人患者の診療満足度を上げ、外国人医療の質を高めるため、今後は医療場面での「やさしい日本語」の普及や医療通訳者と「やさしい日本語」との併用が望まれる。

謝辞

本研究を進めるにあたり、質問紙調査に快く応じて下さった諸団体、医療通訳者の皆様に深く感謝申し上げます。

引用文献

安藤晴恵 (2022). 「言語的障壁の解決手段が外国人患者の満足度に与える影響についての調査」 順天堂大学大学院医学研究科医科学専攻 修士論文
Education First (2023). 「EF EPI 2023 edition, The

world's largest ranking of countries and regions by English skills」 <https://www.ef.com/wwen/epi/> 最終閲覧日 2023年5月16日

FREW G. Abuloph Nicola・西村明夫 (2016). 「日本における医療通訳システムの進展と課題」『移民政策研究』8, 193-203 頁.

稲沢正士 (2007). 「外国人患者の医療と通訳レベル1から始まる医療通訳」『看護』59, 50-53 頁.

新居みどり (2020). 「多文化共生社会における医療者育成への期待」『医学教育』51(6), 639-642 頁.

医療×「やさしい日本語」研究会 <https://easy-japanese.info/about-easy-japanese> 最終閲覧日: 2023年5月16日

カレイラ松崎順子・杉山明枝 (2012). 「日本の医療通訳システムの現状と今後の展望」『東京未来大学研究紀要』5(0), 21-29 頁.

厚生労働省 (2017). 「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」

劉雨桐 (2021). 「日本語ネイティブ医療通訳者と中国語ネイティブ医療通訳者の特性比較研究」杏林大学国際協力研究科博士論文 / 杏林大学国際協力研究科.

松浦未来・荒川若葉・服部記奈・樋口倫代 (2021). 「日本語を母語としない人びとへ医療情報を伝達するための看護学生のスキルおよび知識: 予備調査と試験的介入」『国際保健医療』36(4), 181-194 頁.

長嶺めぐみ・森淑江 (2019). 「日本の医療通訳を取り巻く現状と課題に関する文献検討」『日本国際看護学会誌』2(1), 8-17 頁.

大野直子・濱井妙子・岡部純子 (2023). 「医療通訳学習環境に関する一考察」『国際基督教大学学報 1-A 教育研究』65, 79-85 頁.

大野直子・野田愛・ニョンサバ フランソワ (2022). 「順天堂大学大学院医学研究科ヘルスコミュニケーションコースにおける医療通訳概論の授業報告」『Journal of Medical

- English Education』27(1), 65-68 頁.
- 出入国在留管理庁 (2022). 「令和4年6月末公表資料」4 頁.
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00028.html 最終閲覧日 2022 年 12 月 31 日
- 出入国在留管理庁 (2022). 「在留外国人に対する基礎調査 (令和3年度) 調査結果報告」6-7 頁 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001377400.pdf> 最終閲覧日 2022 年 12 月 31 日
- Takemura, Y., Liu, J., Atsumi, R., & Tsuda, T. (2006). 「Development of a Questionnaire to Evaluate Patient Satisfaction with Medical Encounter」『The Tohoku Journal of Experimental Medicine』210, 73-381.
- 武田裕子・石川ひろの・新居みどり・岩田一成 (2020). 「外国人診療に役立つ「やさしい日本語」: 医療における協働を可能にするコミュニケーション」『医学教育』51 (6), 655-662 頁.
- 東京都生活文化スポーツ局「やさしい日本語」
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000001389.html 最終閲覧日 2023 年 6 月 22 日
- 豊島区公式ホームページ「外国人のかたへ新型コロナウイルス感染症について」
<https://www.city.toshima.lg.jp/543/kenko/2002051039.html> 最終閲覧日 2023 年 6 月 22 日
- 宇藤美帆 (2007). 「鈴鹿中央総合病院における医療通訳パイロット事業の実施」『文化連情報』351, 46-49 頁.

研究ノート

コンゴへの主権移譲に伴うベルギーの権益維持戦略と法的枠組みの策定
—「基本法」および「友好援助条約」の制定過程を中心に

玉村 健志^{1)*}

【要 旨】

脱植民地化研究では、主権移譲が必ずしも断絶を意味せず、支配者と被支配者の関係には継続の側面もあったことが指摘されてきた。しかし、ベルギーの政策については解明が遅れてきた。本稿は、近年公開された外交史料を基に、基本法と友好援助条約の策定をめぐるベルギーの意図と戦略を分析し、ベルギーがいかにして植民地への影響力維持を図ったのか明らかにした。

ベルギーは表向きには完全な主権移譲を謳いながら、コンゴの対外関係を監督下におき、実質的な国の運営の継続を企図した。同政府は、基地と本国軍駐留の維持、対外代表権の代行、白人官吏の維持を特に重視し、主権移譲前にこれらを法的拘束力のある法律と条約に書き込んだ。

このような意図は公表されず、友好援助条約はコンゴ政府への支援として提示された。このため、同条約は上記の観点からは捉えられてこなかった。本稿は、ベルギーがコンゴの対外関係を統制するうえで、基本法と同条約が重要な意味を持ったことを明らかにした。

隠された意図は、主権移譲後に発生した紛争への軍事介入として顕在化した。それがコンゴ政府からの国交断絶を招き、国際的な危機へと発展する一因となった。

キーワード：脱植民地化史、ベルギー政治外交史、ベルギーコンゴ関係

Research Notes

Belgium's Strategy for Maintaining Its Colonial Interests during the Transfer of Sovereignty to the Congo: The Process of Drafting the "Fundamental Law" and the "General Treaty of Friendship, Assistance, and Technical Cooperation"

Takeshi TAMAMURA^{1)*}

【Abstract】

The study of decolonization could be seen as bridging the gap between colonial systems and post-colonial states. Researchers have pointed out that the transfer of sovereignty entailed not only severance but also continuation of the relationship between the colonizer and the colonized. Research on Belgian policies during decolonization, however, has not kept pace with studies on those of other metropolitan powers. Based on diplomatic documents, this paper analyzes the drafting process of the "Fundamental Law" and the "General Treaty of Friendship." It clarifies how Belgium attempted to maintain influence over the colony.

While ostensibly claiming "complete" transfer of sovereignty, Belgium attempted to supervise the external relations of the Congo and to retain control over its essential governmental functions. Belgium placed particular emphasis on the maintenance of their military bases, troops, and white officials. It also aimed to assume foreign representation in the place of the Congolese. Belgium wrote these interests into legally binding laws and treaties prior to the transfer of sovereignty.

The Belgians concealed their intentions, assuring the Congolese that these provisions were designed to provide the assistance to the Congo. For this reason, this treaty has not been analyzed from the critical perspective I mentioned above.

¹⁾ Faculty of International Liberal Arts, Juntendo University (Email: tama-kenkyu@outlook.jp)

[2023年9月15日原稿受付] [2024年1月23日掲載決定]

This paper elucidates the significant role of the Fundamental Law and the General Treaty played in Belgium's attempt to control the Congo's relations with other countries.

The concealed purpose came out as Belgian military intervention in the conflict erupted soon after the transfer of sovereignty. The intervention caused the severance of diplomatic relations between both countries, prompting an international crisis.

Key words: History of decolonisation, Belgian diplomatic history, Belgium-Congo relations

はじめに

かつてガーナのクワメ・エンクルマ元大統領 (Kwame Nkrumah) は、アフリカ国家が「理論的には独立しており、国際法上の主権のあらゆる外面上の装飾を有し」ながらも、「現実には、その経済体制、政治政策は外部から指揮されている」と述べた (エンクルマ, 1971, p.11)。このように、アフリカでの主権移譲は必ずしも断絶を意味せず、支配者と被支配者の関係には継続の側面も見られた (Nugent, 2012, p.57; Kennedy, 2016, chp.5)。ゆえに、本稿では法的な主権移譲を経ても「独立」は未完であったという見方を採り、コンゴの事例において、宗主国が主権移譲の過程で、どのように植民地における影響力と権益を温存しようとしたのかを解明することを目的とする。

コンゴの事例は、主権移譲過程が極端に短いことに特質がある。周辺の英仏のアフリカ植民地では、長期間の自治や人材育成を経て主権移譲が達成されたのに比して、ベルギーは周辺地域の脱植民地化が進み始めてから、ようやく検討を始めたからである。その代償が拙速な主権移譲過程として現れた。従来の研究では、コンゴ人たちの不服従運動に直面すると、ベルギーは武力で抑え込むことを放棄し、即時独立を求めるコンゴ人たちの要求を受け入れたとされてきた (Stengers, 1982; Omasombo Tshonda & Vanthemsche, 2020)。クワンテンは、ベルギー政府による全面的降伏が、主権移譲後の友好関係を期待した危険な賭けであったと断じている (Kwanten, 2001, pp.541-543)。

この点に関し、筆者は本紀要前々号において、武力行使の回避は必ずしも全面的降伏を意味しないことを明らかにした。同政府は、「独立」を形骸化し、外交、国防 (軍の指揮を含む)、経済、金融、通信など、コンゴの「対外関係」に関わる権限の移譲を留保しようとした。コンゴ人たちの批判により、表向きにはこの方針は撤回されたが、実際にはより見えづらい形でこの目的は追求された (玉村, 2022)。本稿はその補論として、ベルギー政府がコンゴの対外関係を監督下に置くうえで、コンゴの暫定憲法と両国間の二国間条約をいかにして利用したのかを明らかにする。

コンゴへの主権移譲に伴い、ベルギー政府にとって二つの重要な法的文書が必要となった。一つは、「コンゴの国家構造に関する基本法」 (la Loi Fondamentale aux Structures du Congo、以下「基本法」) である。主権移譲時におけるコンゴの暫定憲法である。同法は植民地統治を締めくくる重要な法令としてベルギー政府が発議し、ベルギー議会で審議され、ベルギーの法律として発布された。ベルギー憲法をベースにしていたが、本稿で示すように主権移譲をめぐるベルギー代表とコンゴ代表との合意も反映された。基本的にはコンゴの内政を規律する法律であり、ベルギーとコンゴの関係については別の法的枠組み¹⁾が必要であった。それが「友好、援助、技術協力の包括的条約 (le Traité Général d'amitié, d'Assistance et de Coopération Technique、以下「友好援助条約」)」である。ジェラルドとククリックも述べるように、基本法と友好援助

条約は「独立へのロードマップを形作った」重要な文書であった (Gerard & Kuklick, 2015, p.18)。

本稿の目的は、この二つの法的枠組みを策定したベルギー政府の意図と手法を解明することにある。同政府が権益の維持を拘束力のある法的枠組みへと落とし込んでいった過程と、その意図をコンゴ側に察知されないようにした手法を示したい。

なお、本稿はコンゴ政府が成立する以前の時期を扱っており、単に「政府」と書く場合はベルギー政府を指し、「大臣」や「閣議」はベルギーのそれらを指す。また、「新政府」は主権移譲後に成立したコンゴ政府を指す。

1. 「完全な」主権移譲の決定と戦略の練り直しに至る経緯

1956年の段階でベルギーでは主権移譲は30年以上かかると考えられた。コンゴを別個の主権国家とせず、ベルギーとコンゴを一つの共同体にする構想もあった。1959年1月のコンゴの首都での暴動を受け、ベルギー政府は同月に初めて「独立」を付与する計画を発表し、10月には主権移譲過程は4年間に短縮された。1960年1月にブリュッセルで円卓会議が開催され、即時独立を求めるコンゴ人に譲歩する形で、ベルギー代表は同年6月30日の主権移譲で合意した。

もっとも、ベルギー政府は「独立」を対内自治権の付与に留め、「対外関係」に関わる権限を「留保」しようとした。円卓会議には、ベルギー領コンゴおよびルアンダウルンディ担当大臣 (以下「コンゴ担当相」) であるオーギュスト・ドゥスフレイフェル (August De Schryver) が参加したが、この方針についてコンゴ側から猛烈な反対に遭った。これを受け、同相は留保のない全主権の移譲に同意するに至った (Dumont, 1961)。

しかし、ドゥスフレイフェルは留保撤回後もなお、アメリカの駐ベルギー大使ウィリアム・バーデン (William Burden) に対し、「暫定期間

においてベルギーが重要な機能を維持」するとともに、「(ベルギーが) 満足できるような長期的なベルギーとコンゴの関係の確立 (括弧内は筆者、以下同様)」を目指す方針を明らかにしている。同相は、この目的のために「ベルギー政府は言葉や意味上の要求には容易に屈する用意があり」、良い雰囲気を作るつもりであることを認めた (Lexis-Nexis, reel2, 在ブリュッセル米国大使館発急送公文書 817 号, 1960年2月2日)。

「完全な」主権移譲を認めながら従前の目標を追求する理屈が、外交、国防、経済、金融など、権限留保に失敗した分野での「共同政策 (politique commune)」であった。対外政策の権限は移譲するが、その行使は共同で行う考え方である。コンゴ担当相によれば、コンゴ側は「(留保される分野はないという意味で) 完全な権限は得るが、権限の行使は完全 (に自由) では」なかった。しかし、主権とは「国家が他国からの干渉を受けずに意思決定を行う権利」 (小学館, デジタル大辞泉, 第二版) であり、外国から制限を受けるような権限行使のあり方とは相容れない。上記のような苦しい理屈が世間に公表されることはなく、コンゴ側にも伝えられなかった。

ガストン・エイスケンズ首相 (Gaston Eyskens) もこの考え方を支持し、「重要な権限」や「ベルギーとの最終的なつながり」に関して、コンゴ側から「かなりの保証」が得られない限り主権を移譲すべきでないと述べた。ゆえに主権移譲前にコンゴ政府を成立させ、条約を結ぶ必要があった (玉村, 2022, pp.48-49)。

このようにベルギー政府は、コンゴの「対外的な」政策を、「共同で」行うという名目の下に監督下におくことを企図した。そして、それを規定する条約を必要とした。以下で見るように、それが友好援助条約として具体化する。

2. 円卓会議決議と「基本法」の策定

2.1. 円卓会議の決議に向けた方針

主権移譲の期日が合意された後、エイスケンズ政権の関心は、軍事、外交、経済分野の行使権限、軍事基地やベルギー官吏の維持、そして個人や企業の財産など、様々な権益の維持の方法に移った。

もっとも、ベルギー政府がコンゴ側から得ようとした「保証」の中には、人権のように新政府が外国人に対して当然保証すべき事柄もあれば、対外政策の行使権限のように主権移譲とは相容れないものも含まれていた。また、人や文脈によっても「保証」を得るべき内容は異なり、その中身がはっきりしないことも多かった。同政府はそれらの漠然とした権益の維持を確保しようとした。それを確保する手段として基本法と友好援助条約が必要となる。これらの法的枠組みで規定する基本原則を、円卓会議の決議で言及することがベルギーの目下の戦略であった。

2.2. 円卓会議の閉幕と決議の採択

円卓会議の決議ではコンゴの国家構造や選挙制度などと並んで、ベルギーとコンゴの関係に関わる条項も盛り込まれた。

決議3では6月30日以前の政府成立が明記された。主権移譲前に新政府と友好援助条約を結ぶためである。同条約とその補助協約は決議13で言及され、その枠内で技術援助使節がコンゴに派遣されることとなった。またベルギー政府は決議15と16で、実質的に行政を動かすベルギー人官吏の身分保障と、ベルギー人裁判官が主権移譲時の法令の番人となる体制を確保した(AGR, PV, 1960年2月22日)。

円卓会議では、主権移譲までの移行期間、コンゴの行政はベルギー人のコンゴ総督と6人のコンゴ人の合議で担うことが合意された。この「行政評議会 (Collegè Executifs)」のコンゴ人構成員には、6月に成立する政府で初代首相となるパトリス・ルムンバ (Patrice Lumumba) や、

初代大統領となるジョゼフ・カサヴブ (Joseph Kasavubu) が選出された。

決議12では円卓会議決議の法制化に携わる「委員会」(後に「政治委員会 (Commission Politique)」と名づけられた)の設立も盛り込まれ、同委員会がベルギー外務省と協議を行うこととなった。新政府で外相となるジュスタン・ボンボコ (Justin Bomboko) を含む6名が委員として選出された。

エイスケンズ内閣は、決議内容の法制化作業、とりわけ基本法草案の作成をコンゴ担当相に任せることで合意した (AGR, PV, 1960年2月22日)。

2.3. 基本法の策定

ベルギー政府は、基本法の中に様々な権益に関わる条項を盛り込んだ。エイスケンズ内閣は3月11日から4回に渡って条文の検討を行い、28日に議会に提出する法案を閣議決定した。法案は3月31日に下院に提出され、4月にかけて審議が行われた後、5月10日に下院、18日に上院で可決され、19日にベルギー国王によって公布された (CRISP, pp.104-105)。

ベルギー政府にとって主権移譲前にコンゴ政府を成立させ、条約を結ぶことが重要であった。このため、新コンゴ政府は元首の任命以前でもベルギー政府と友好援助条約を結ぶタスクを持つとされた。その条約を補完する協約も6月30日以降に結ばれることが明記された (第49条)。6月30日までに政府が成立しなかった場合、憲法が制定されるまでの期間、行政評議会が引き続き行政を担うとされた (第256条)。そして、ベルギー人の公務員、公安軍将校、司法官等は、6月30日にコンゴ政府の指揮下に入り、その身分や待遇は両国間の協定で決めることが定められた (第250条)。

このように、ベルギー政府は植民地行政の実質的な継続を念頭に、ベルギー官吏の維持と身分保障を基本法によって法制化した。そして、援助と引換えにベルギーの権益を維持するため

の条約が主権移譲前に締結されることを基本法に明記した。

3. コンゴの対外関係を統制する手段

ベルギー政府がコンゴの対外政策を監督下におくうえで、軍事外交分野で特に重視したのが、軍事基地と本国軍駐留の維持、対外代表権の代行、それらの行政を担うベルギー人官吏の維持である。

3.1. 基地と本国軍駐留の維持

当時コンゴには、総督の指揮下におかれた公安軍 (*force publique*) と本国から派遣された本国軍 (*force métropolitaine*) という、別個の軍事組織があった。ベルギー政府は、コンゴ政府に移譲される公安軍ではベルギー人将校の維持を、ベルギー軍指揮下に留まる本国軍では駐留の継続と基地の使用を目指した。しかし、提示の仕方を間違えればコンゴ側に拒絶される可能性があり、支援の問題として提示されることになった。

2月の閣議では、ベルギー人の生命と財産保護のために基地維持を検討すべきだという意見が出た。アルテュール・ジルソン国防相 (Arthur Gilson) も、国の威信という理由から主権移譲後もベルギー軍基地の維持を期待した (AGR, PV, 1960年2月5日及び12日)。

3月4日の閣議でジルソンは、「基地のインフラにこれまで35億フラン以上を投資しており、「ベルギーには基地の維持にあらゆる利益がある」と述べ、「我々は撤退することはできない」と改めて主張した。ドゥスフレイフェルも「(新たな)協約が規定するまでは7月1日以降も現在の状態が継続する」と述べ、当面の現状維持は確保されていることを確認した。コンゴ側との交渉では、駐留への同意を得るべく、基地の生み出す経済効果やコンゴ人兵士の訓練、コンゴの防衛等、コンゴ側のメリットを強調することがコンゴ担当相の提案であった (AGR, PV, 1960年3月4日)。

10日、政府の植民地政策に関する下院の質疑で、ドゥスフレイフェルは新生コンゴ政府成立後に両国間で協定が結ばれ、公安軍はベルギー人将校の指揮下に留まるとの見解を示した。

次にジルソンが1949年の軍事委員会報告書より、ベルギー軍の補助基地がコンゴにおかれることになった経緯を説明した。ナチスドイツとの戦争の経験を踏まえ、軍隊を一か所に固めておくのではなく、コンゴに補助的な基地をおくのが望ましいという「砦」理論と呼ばれる考え方である。

さらに同相は、在コンゴ基地維持の理由として、次の三点を挙げた。一つ目は基地の「経済的社会的役割」で、15000人のコンゴ人を雇用し、住居、医療、子息の学校教育などを提供し、中心街に電力を供給している点である。二つ目は「コンゴ国にとっての戦略的な価値」で、基地がアフリカにおける陸路と空路の要衝にある点である。三つ目がコンゴへの「技術的軍事的援助」で、ベルギー軍が現地公安軍の基幹要員を提供していること、コンゴ人幹部や技術者の養成を支援できること等である。また同相は、コンゴ政府が将来的にベルギー軍による治安維持を求める可能性にも触れた。(CR, AP, 1960年3月10日)。

このように表向きにはベルギー軍基地がコンゴに役立つことが強調されたが、イエフ・ファンビルゼン教授 (Jef van Bilsen) は、アメリカの在ベルギー大使館員に対し、「旧友」ジルソンが基地維持の目的として、基地の経済的効果、空軍および陸軍の訓練地、「砦」理論、白人保護を挙げたことを伝えている (Lexis-Nexis, reel1, ブリュッセル発急送公文書1245号, 1960年5月13日)。

事務レベルでは、軍事協定の内容や形式をめぐり検討がなされた。3月4日の閣議を受け、在コンゴ基地の問題は外務省と国防省が協働して当たることになり、ジルソンの求めで「軍事支援とコンゴにおける本国軍基地の維持に係る

問題を検討する作業部会」が発足することとなった。

形式面では、軍事同盟に特化した協定を締結する方法と友好援助条約の中で協定に言及する方法が検討された。前者はコンゴ政府が警戒して拒否される可能性があった。後者には「目立たない (*discrète*)」という利点があり、同作業部会は友好援助条約の中で、人員及び装備の提供や、国防へのベルギー軍の貢献として基地の問題に触れる方式を推した。

コンゴ政府がいずれの提案にも同意しない場合は「コンゴにおけるベルギー本国軍基地の存在は事実である (下線は原文ママ)」ことが理解されなければならない、この問題は二国間協定によってのみ解決されるとされた。これは、主権移譲後であってもコンゴ政府による現状変更を認めない立場を示していた。

またコンゴ側には、国防に対する支援や幹部士官の訓練の問題として提示し、治安維持の問題はベルギー側から切り出すべきではないとされた (AMAE, AF I-1, Mars 1960, 作業部会文書, 日付不明)。

このように、ベルギー政府は対外的には基地維持がコンゴに資することを強調したが、その裏には異なる意図があった。残留するベルギー人の保護はコンゴ政府に移管される公安軍の役割であり、外国の軍隊が駐留する必然性はなかった。また、基地への投資や「砦」理論など、自国の都合による基地維持は、主権移譲の概念とは相容れなかった。

3.2. 対外代表権問題と両国間の紐帯維持

コンゴが独自の対外代表権を持つことは、ベルギーとは独立した主体であることを意味する。対外代表権はベルギーが円卓会議で留保しようとした権限の一つでもあった。しかし、ベルギー外交官がコンゴの外国使節を兼務すれば、コンゴの対外関係に直接的な影響を及ぼせる。他方で、3月18日の閣議でドゥスフレイフェルが述べたように、ベルギーとコンゴの「組織

的な紐帯 (*liens organiques*)」を維持するためには、「単なる大使館以上の何かが必要」だと考えられた。それは技術援助使節という形を採ることになる (AGR, PV, 1960年3月18日)。

3月8日から11日にかけて、外務省内で会議が開かれ、アフリカ各国の駐在大使と植民地政府関係者が集められた。議長であるジャン・ファンデンボシュ事務次官 (Jean van den Bosch) が、主権移譲に至った経緯とベルギー政府の方針を説明し、争点の一つとして「6月30日以降の外交的代表的組織化」の問題を挙げた。これには「ベルギーとコンゴの関係」と「外国におけるコンゴの代表権」という下位項目があり、両者が結びつけて捉えられていたことがわかる。

下位項目の前者について、同事務次官は「ベルギーは (コンゴと特別な関係を持たない) 第三者の国としてみなされることを望まない」と述べ、高等弁務官の創設や「特殊な性質を持つ大使館」など、通常の主権国家同士とは異なる関係を持つ案を挙げた。

下位項目の后者には、(1) コンゴ独自の在外公館にベルギー人が外交官を「提供」する方式と、(2) ベルギーの在外公館がコンゴの対外代表も兼務し代行する方式があった。(2)の方式が後に採用された。同事務次官は、ベルギーの外交使節がコンゴの利益を代表して行動する際にはコンゴの外務省に従属するとの考えを示した (AMAE, AF I-1, Mars 1960, 外交会議議事録, 日付不明)。しかし、現実に両国の利益が相反した場合、同事務次官が自国の外交官に自国を犠牲にしてコンゴの利益を優先することを求めていたとは考えにくい。

ベルギーがコンゴの対外代表を代行する案は、4月14日の政治委員会でコンゴ人委員に諮られた。ボンボコは概ね好意的な反応を示しつつ、ベルギーがそのような排他的権利を持つわけではないとの見解を示した。議長であるピエール・ドゥシャン外相官房副室長 (Pierre Deschamps) も、コンゴが他国からも支援を受

ける権利を持つことは認めたが、そのような場合にはベルギーが支援を再考することを示唆した（KADOC, 11.3.16, 政治委員会第1回限定会合議事録, 1960年4月14日）。

4月6日の外務通商省の文書では、「ベルギーとコンゴの関係に特有の問題」に関して、技術援助使節の創設が提起され、大使館や領事館等の通常の外交使節とは異なる役割を持つとされた。同文書は、外交使節と技術援助使節の結びつきによって「コンゴにおいて（諸外国に比して）ベルギーが特権的地位」を確保することを企図していた。また、外交使節の役割の一つとして、コンゴ政府の権限下に移管されるベルギー人官吏の保護が挙げられた。それら官吏の身分に関する条項が守られない場合は、外国使節が介入する方針であった（AGR-Leuven, 4912, 1960年4月6日）。

3.3. ベルギー人官吏と将校の維持

主権移譲後にコンゴ政府の対外政策を監督下におくには、当面の間ベルギー官吏をコンゴに維持する必要があった。ドゥスフレイフェルが閣議で述べたように、官吏維持の「当然の帰結は官吏の身分保障」であった（AGR, PV, 1960年2月1日）。

この点は既に円卓会議の決議と基本法で言及されていたが、官吏の具体的な処遇については、両国間の協定で別途定めることになっていた。行政機構は新生コンゴ政府に移管されるため、同相は官吏に対し、彼らの身分や権利を保障するようコンゴ政府に働きかけることを請け合った（AGR, PV, 1960年5月13日及び27日）。

行政機関の幹部は引き続きベルギー人たちによって占められることになった。ルムンバは公安、司法、警察、軍がベルギー人の手にありながら独立することを疑問視し、コンゴ人が上級職に就くことを主張した（KADOC, 11.3.28/2, La Dernière Heure 紙, 1960年6月8日）。同様の不満は、公安軍のコンゴ兵がコンゴ人将校の任命を要求する投書を新聞社に送ったことにも表

れた。黒人公務員組合も、欧州人技術者の削減と非技術者の即時帰国を求める声明を出した（CRISP, vol.1, pp.349-357; vol.2, p.522）。

公安軍も新政府に移管されることになったが、エミール・ジャンサン将軍（Emile Janssens）の指揮下に留まった。ジャンサンは行政評議会の場で、公安軍を幹部も含めて現在のままコンゴ政府に引き継ぐべきだとの考えをコンゴ人評議員に示した。評議員からは公安軍の変革を求める声が相次ぎ、カザヴブはコンゴ人将校の少なさに驚き、引継ぎのための要員訓練を求めた。そのうえで、「（主権移譲に）適応できないヨーロッパ人要員は公安軍から排除されるべきだ」と主張した。ルムンバも「即刻何がなされるべきであり、6月30日までには世界はコンゴが真に独立したことを目撃しなければならない」と求めた（AMAE, MINAG(2810), 行政評議会議事録, 1960年4月23日）。

このように、行政機構と軍を極力そのままの形で維持しようとするベルギー側と「アフリカ人化」を求めるコンゴ側とは意識の隔たりがあった。

4. 条約の策定と締結

ベルギー政府はコンゴの対外政策を監督下におくうえで、友好援助条約を結び、援助や人員の提供と引換えに、基地や行政機構の実質的な現状維持を目指した。このため同政府は、協力の枠組みは友好援助条約の中で言及することを4月11日に閣議決定した（AGR, PV, 1960年4月11日）。

25日の閣議で、ピエール・ウィニー外相（Pierre Wigny）が外交通商省の草案概要を示したが、ドゥスフレイフェルは、コンゴ政府成立から主権移譲まで条約交渉期間が数日しかないことを挙げ、内容が詳しすぎるため、期日までの合意が難しくなると指摘した（AGR, PV, 1960年4月25日）。

29日の閣議で外交通商省の修正案が審議され、政府案として閣議決定された。第2条では、

ベルギーが行政、司法、文化、科学、教育の分野で人員を提供し、白人官吏の身分については別に合意で定めるとされた。外交代表権は、第4条で「コンゴの対外的な代表とコンゴ人の保護」のために、ベルギーがコンゴ政府の対外代表権を請け負うとされた。軍事基地は第5条で、コンゴの「軍事的なポテンシャルを主権国家の義務と責任を果たすために必要なレベルにする」ために、ベルギーが人員や装備、要員の訓練を提供し、「コンゴにおける既存の軍事施設は現在の状態を維持」すると婉曲的に言及された(AGR, PV, 1960年4月29日)。いずれもコンゴへの支援として提示された。

5月に入り、コンゴでの選挙戦が熱を帯びるのに伴い、民族対立や政党支持者間の対立も激しくなり、治安が悪化した。5月13日の閣議では、ドゥスフレイフェルが本国軍増派の必要性に触れ、首相も法的に可能な限り、秩序維持力の増強が優先事項だと同意した。国防相も、白人保護の観点から24000人の公安軍が切り札だと述べ、白人退避のための介入計画が必要だと主張した。但し、採られる措置は「黒人の(主導という)覆い」が必要であった(AGR, PV, 1960年5月13日)。

白人保護のための駐留の必要性が認識される一方、コンゴ側にはコンゴのための駐留だと説明された。政治委員会の27日の会合で、第5条を除いた条約草案がコンゴ人委員たちに示され、若干の修正意見と概ねの了解を得た(KADOC, 11.3.16, 政治委員会第4回会合議事録, 1960年5月27日)。

第5条は6月1日の会合で提示され、軍事分野でも支援を提供し、コンゴ防衛のために人員、物資、施設などで相互支援を行うとされた。これに対しボンボコから、コンゴの国防だけなら軍事同盟の締結で足りるため、基地を提供せずとも協力は可能との意見が出された。もっとも、ボンボコも「インフラや社会的側面などでの基地の有用性²⁾」は認識し、基地の法的位置づけを規定する条約が必要だと同意した(KADOC,

11.3.16, 政治委員会第7回限定会合議事録, 1960年6月1日)。

政治委員会での審議と並行し、ドゥスフレイフェルがコンゴに赴き、行政評議会で条約の骨子を説明した。ここでも基地維持は、コンゴの国防が理由とされた。同相はこの説明でコンゴ人たちの態度が変わったと帰国後の閣議で報告している。行政評議会では、両国の協力方式や対外代表権の代行等も受け入れられた。同相の言によれば「独立をしていながら外国ではない視点」での解決が目指された(AGR, PV, 1960年5月27日)。

6月3日の閣議では、コンゴ防衛をベルギー軍駐留の理由として挙げてきたにも関わらず、戦闘時に増派を迫られることに懸念が示された。結局、コンゴ防衛が駐留の名目であるにも関わらず、コンゴ防衛への関与はベルギーの主権として決定するとの結論に至った。しかし、駐留軍が防衛義務を負わないのであれば、コンゴ側にとって駐留を認めるメリットは少ない。駐留の権利だけ持ち、防衛の義務を負わないというベルギーに都合の良い方針であった。第5条の文言はさらに漠然とした「一般的な」ものに修正され、詳細は別途協定で定めることとされた(AGR, PV, 1960年5月27日)。

6月23日、ルムンバを首班とする内閣がコンゴ下院で信任され、翌日上院でも信任を受けた。これを受け、条約締結交渉がなされ、懸案だった軍事協力に関する条項は、大幅に文言が修正された。駐留ベルギー軍による軍事介入には、コンゴの国防省の要請が必要である旨が明記されたのである。友好援助条約は主権移譲前日に署名されたが、すぐに紛争が発生し、同条約は両国議会で批准されずに終わった(CRISP, vol.1, pp.310-317)。

主権移譲に伴う変化を求めるコンゴ側と、実質的な継続を模索するベルギー側との齟齬は、主権移譲数日後にコンゴ兵の蜂起の形で現れた。待遇が改善されないことに不満を持った兵に向かって、ジャンセンが「独立前=独立後」

と書いたことに兵士の怒りが爆発した。反乱は各地へと波及し、ベルギー人市民に対する暴力も発生した。大使としてコンゴに赴任したファンデンボシュは、友好援助条約に沿ってコンゴ政府の同意を得ることを主張した。だが、ベルギー政府はコンゴ政府の同意なく軍事介入へと踏み切り、コンゴ政府からの国交断絶通告を招くことになる。

こうして始まった「コンゴ危機」は、ベルギー政府とコンゴ政府の対立に留まらず、コンゴの各地での民族紛争にも波及し、更には米ソをも巻き込んだ国際的な危機にまで発展していくこととなる。

おわりに

本稿は、ベルギー政府が植民地における影響力と権益の維持を、どのように法的拘束力を持つ文書に落とし込んだのかを分析した。言葉上は完全な主権移譲を謳いながら、ベルギーには「重要な（行政）機能」を担い続ける企図があったことが改めて浮き彫りになった。本稿は、閣議録や機密文書の分析を通じて、基本法や友好援助条約が単なる暫定憲法や援助条約に留まらず、ベルギーのプレゼンスと権益維持という目的が込められていたことを明らかにした。

ベルギーは、表向きには対等な主権国家間の「共同政策」として、新生コンゴ政府のために支援を提供するという形式を採った。実際の目的は、「独立」を実質的に内政上の権限の付与に留め、コンゴ新政府の対外政策をベルギーの監督下におくことであった。

しかし、ベルギー軍基地と駐留の維持がコンゴのためとは言えず、自国民の生命や財産の保護、基地につき込んだ資金等を理由に駐留を続けるのであれば、主権移譲の意味が真に理解されていたかは疑わしい。

コンゴの外交代表権は、ベルギーとコンゴの紐帯維持と密接なかわりを持つ問題だと捉えられた。ベルギーは自国が完全な外国と見做されるのを望まず、「完全に独立しているが外国

ではないという視点」という形容矛盾を孕む解決が目指された。この方針に沿って、通常的外交使節とは別個の技術援助使節が創設された。また、コンゴの外交使節をベルギー人外交官が兼務することで、コンゴの対外政策をベルギーの直接的な監督下に置くことも可能となった。

ベルギー政府は、コンゴへの主権移譲にはコンゴ人の準備がまだ整ってないと考えていたが、そもそもそのような状況になったのはベルギーによる脱植民地化の遅れに因るところが大きい。

そして、「完全な」主権移譲が不可避だと悟ったベルギー政府は、従前の体制を極力変えない「保証」を拘束力のある法的枠組みにより確保しようとした。このように、本稿はベルギーがコンゴの対外関係を統制し続けるうえで、基本法と上記条約が不可欠であったことを明らかにした。

表向きの「完全な独立」と実質的な体制継続にはずれがあった。そのずれは、主権を移譲する側と得る側の意識のずれも生んだ。ジャンセンには「独立前＝独立後」は当然のことと認識された。しかし、それにコンゴ兵の不満は爆発した。ベルギー政府の軍事介入は、主権移譲の意味を理解していなかったことを改めて露呈した。意識のずれは、紛争の勃発や拡大の一因ともなった。

英仏の事例に比して、機密文書に依拠したベルギーの脱植民地化政策の研究は遅れている。更なる解明が俟たれる。

註

- 1) 条約は国際法の法源の一つだとされている。この意味で、本稿は条約も法的枠組みの一つと捉える。
- 2) 「有用性」の具体的内容は言及されなかったが、第3節第1項で触れたような住居、医療、教育、電力の提供などを指すと考えられる。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費 JP22K01358 (基盤研究 (C)、代表者筆者) の助成を受けたものです。

引用文献

一次資料

ベルギー王立資料館 (AGR). *Procès-Verbaux du Conseil des Ministres (PV)*, 1960 1er semestre.

同館ルーフェン分館 (AGR-Leuven). Archief G. Eyskens.

ベルギー外務省史料室 (AMAE).

Archives diplomatiques, AF I-1.

Archives africains, MINAG (2810), 562.

ベルギー議会下院 (CHR). *Annales Parlementaires (AP)*

Gerard-Libois, J. & Verhaegen, B (Eds.). (n.d.) *Congo 1960: Les Dossiers du C.R.I.S.P.*, 2 vols. Bruxelles: Centre de Recherche et d'Information Socio-Politiques. (CRISP)

Lester, R. (Ed.). (2002). *Confidential U.S. State Department central files, Congo, 1960-January 1963*, Bethesda: LexisNexis. Microfilm. (LexisNexis)

ルーフェンカトリック大学宗教文化社会文書研究センター (KADOC). Archief De Schryver.

二次文献

Dumont, G-H. (1961). *La Table ronde belgo-congolaise (janvier-février 1960)*. Paris: Edition universitaires.

Gerard, E. & Kuklick, B. (2015). *Death in the Congo: Murdering Patrice Lumumba*. Cambridge: Harvard Univ. Press.

Kennedy, D. (2016). *Decolonization: A Very Short Introduction*. London: Oxford Univ. Press.

Kwanten, G. (2001). *August-Edmund De Schryver: Politieke biografie van een gentleman-staatsman*. Leuven: Universitaire Pers Leuven.

Le Sueur, J. (2003). Introduction. In J. Le Sueur (Ed.), *The Decolonization Reader*. London: Routledge.

エンクルマ, K. (1971). 『新植民地主義』 (家正治・松井芳郎・訳) 理論社. (原著 1965 年).

Nugent, P. (2012). *Africa since independence: a comparative history*. New York: Palgrave Macmillan.

Omasombo Tshonda, J. & Vanthemsche, G. (2020). 1960: la fin de la colonisation du Congo? In D. Goddeeris, A. Lauro, & G. Vanthemsche (Eds.), *Le Congo Colonial: une histoire en questions*. Waterloo: Renaissance du Livre.

Stengers, J. (1982). Precipitous Decolonization: The Case of the Belgian Congo. In P. Gifford & W. Louis (Eds.), *The Transfer of power in Africa: decolonization, 1940-1960*. New Haven: Yale University Press.

Tamamura, T. (2022). Belgian Strategy on Granting the “Independence” of the Congo and the Round Table Conference. 『順天堂グローバル教養論集』 第 7 巻, 35-52.

Research Notes

**Snake and fox in medieval literature:
Depiction of otherness issue in literary trope of human-animal unions**

Chloé VIATTE^{1)*}

【Abstract】

The literary genre of *sekkyō* marks a crucial moment in the history of traditional Japanese performing arts. It is both the “father” of traditional Japanese *ningyō-jōruri* puppet theater and the “mother” of kabuki theater. The “Five *sekkyō*” is a collection of representative librettos popular from the late medieval to early modern periods, among which “She Fox (*Shinoda-duma*)”, that features a vixen, has not yet been translated in its 1674 version. Its analysis is essential to understanding how literary imaginations gradually shifted and shaped the breeding ground from which the emblematic arts of Japanese culture have drawn. Considering that interspecies weddings are at the heart of popular literature, this study will focus on two major traditions. The first features snake deities, while the second features metamorphosed foxes. This paper will show that the shift from the figure of the snake to that of the fox marks a turning point in the history of Japanese literature and thought and will attempt to shed light on what this evolution tells us about the perception of otherness in Muromachi Japan, just before the explosion of Edo culture.

Key words: performing arts, *sekkyō*, traditional puppet theater, she fox trope

研究ノート

中世文学における蛇と狐
－異類婚姻譚を文学的に描写する中での「他者認識」問題－

ヴィアート・クロエ^{1)*}

【要 旨】

日本の伝統芸能である「説教」は、人形浄瑠璃や歌舞伎の源流として極めて重要な位置付けにある。特に「五説経」は中世から近世に広く流布した正本集であり、その中の一つ「信太妻」は1674年版の翻訳がまだない。大衆文学の異類婚姻譚の系譜を分析することは、日本文化の象徴的芸術がどのように育まれてきたかを解明する手掛かりとなるだろう。本研究ではその中心をなす2つの主要な伝統、すなわち蛇と狐の伝承の変遷に焦点を当てる。これらの変遷は室町時代の他者認識を反映したものと捉えられることにより、江戸時代に大きく開化する芸能文化の萌芽を示唆している。

キーワード：舞台芸術、説経、人形劇、狐女房

¹⁾ Faculty of International Liberal Arts, Juntendo University (Email: v-chloe@juntendo.ac.jp)

[Received on August 29, 2023] [Accepted on February 6, 2024]

Introduction

In the 17th century, the compilation known as “Five sekkyō” (*Go sekkyō*, 1674) was codified, amalgamating five seminal works in the theatrical genre known as *sekkyō-bushi*. The term *sekkyō* refers to a mode of performative storytelling, replete with sung dialogues and public enactments. Emerging as a derivative of traditional medieval arts, these narrative compositions bearing Buddhist moral imperatives reached their apogee between the Kamakura (1185-1333) and Muromachi (1336-1573) periods. They served not merely as vehicles for entertainment but also as efficacious mediums for the dissemination of Buddhist tenets and the veneration of specific temples and sacred effigies. While noh theater was largely sequestered within the domain of the warrior elite, *sekkyō* offered more populist avenues, initially accompanied by the strumming of the biwa and later adorned with puppetry and shamisen melodies, particularly after the 16th century when the shamisen superseded the biwa.

The establishment of the “Five sekkyō” anthology facilitated the consolidation of a textual canon, whose provenance has been traced back to the early Kamakura period by scholars such as Inumaru Osamu and Shinoda Jun’ichi (Mizukami, 1999, p. 301 & Shinoda, 1999, p. 566). Among the constituent tales is the “She Fox” (*Shinoda-duma*), a narrative that offers fecund ground for elucidating a specific epoch in Japanese folklore. This tale underwent various permutations, spawning kabuki adaptations, engi narratives (explanatory tales about the origins of temples), and fine arts. It is commonly posited that the sekkyō genre serves as the “progenitor” of traditional Japanese ningyō-jōruri puppet theater and the “matriarch” of kabuki theater (Mizukami, 1999, p. 301). However, it is imperative to underscore that the *sekkyō* form is not necessarily the origin of traditional performing arts texts. Our endeavor here

is not to ascertain an ‘original’ or ‘pure’ form of these narratives, particularly during a historical juncture when the concept of authorship was fluid and not firmly entrenched. To perceive this anthology as an archetypal or foundational corpus would be intellectually specious. Rather, it provides invaluable insights into a distinctive cultural moment, the nuances of which we aim to explicate and isolate.

What is *Shinoda-duma*?

The theatrical work known as “She Fox” (*Shinoda-duma*) is an intricate tapestry that weaves elements from the aureate legend of the historical persona Abe no Seimei (921-1005). Noted for his prowess in chiromancy and divination, Abe no Seimei’s extraordinary capabilities provoked speculative whispers, which were subsequently canonized in literary chronicles. Such suppositions led to the construction of the legend that posited him as the progeny of a valorous archer of distinguished lineage, a scion of the poet Fujiwara no Nakamaro and a vixen lady by the name of Kusunoha.

The foundational narrative of “She Fox” appears to have coalesced during the Muromachi epoch (1336-1573), synchronous with the burgeoning legend of Abe no Seimei. This period, especially the years 1392-1573, witnessed a surge in the popularity of *otogi-zōshi*, a genre of prose narratives. Within this literary milieu, fox characters gained pronounced prominence, as exemplified by “Kowata-gitsune”, one of the 23 focal tales within the expansive *otogi-zōshi* corpus that numbers approximately 350 texts. These narratives often explore wondrous unions between humans and transmuted animals, thereby creating a self-contained ontological sphere. Furthermore, the tale has been reinterpreted through a gamut of artistic forms. Notably, it exists in a variation entitled “Mirror of the Great Household of the Holy Magus Ashiya” (*Ashiya Dōman Ōuchikagami*),

penned by Takeda Izumo, first enacted in *ningyō-jōruri* puppet theater in 1734 and subsequently adapted for kabuki in 1735. Of additional interest is the 1913 opera libretto “The White Fox”, composed by Okakura Tenshin (1863-1913), initially performed in the Japanese language in 2013 under the title “White Fox” (*Byakko*) at Myoko City Cultural Hall to commemorate the centennial of Okakura’s passing.

As a result, “She Fox” (*Shinoda-duma*) enjoys its status as one of the quintessential masterworks within the *sekkyō-bushi* genre, along with “Sanshō the Bailiff” (*Sanshō-dayū*), “Karukaya”, “Shintokumarū” and “Oguri”.

Synopsis of the play

The narrative arc of this tale delineates the life and extraordinary accomplishments of Abe no Seimei, an eminent practitioner of divination and esoteric cosmology who served the imperial court during Japan’s Heian period (794-1185). Perhaps owing to his prodigious abilities in the occult sciences, a legend emerged proposing that he must be of non-human lineage, specifically, a fox. The renowned ethnographer and poet Orikuchi Shinobu (1887-1953) even invoked the concept of totemism in contextualizing this claim (Orikuchi, 2016, pp. 41-44). The earliest extant reference to Abe no Seimei’s purported animal ancestry is found in the daily records of a 15th-century monk, penned in “Daily Notes of Cloud-Lying Days” (*Ga-un Nikken Roku*), compiled in 1562, but originally written between 1446 and 1448. Within this source, Seimei is described as an enigmatic “monster”, devoid of human parentage.

Further adding to the intricacy of this legend, a Taoist divination treatise known as “Hoki-naiden”, published in the late 17th century, asserts that the manuscript—which traces the aureate legend of this fabled magus—was penned by Abe no Seimei himself. Herein, he is characterized as the progeny

of an aristocrat from Osaka and a vixen dwelling in the Shinoda forest.

Regarding the *sekkyō* text “She Fox”, the earliest compilation dates back to 1674. In its third act, labeled “The Farewell of Kuzunoha to Her Son” (*Kuzunoha Ko-wakare no Dan*), the narrative unfolds as follows:

In the province of Izumi, in close proximity to the Shinoda forest, resided a family in a state of seclusion. On a particular autumnal day, the patriarch, Abe Yasuna, ventured forth to engage in agricultural endeavors. Concurrently, his spouse, Kuzunoha, tucked their seven-year-old progeny, Abe no Dōji, into bed and occupied herself with the task of weaving. However, as she paused to admire the chrysanthemums in full bloom within their garden, her true, non-human nature was inadvertently, yet irrevocably, unmasked.

Captivated by the resplendent hues and ethereal aroma of the chrysanthemums adorning her garden fence, Kuzunoha momentarily lapses into a state of reverie. In this unguarded interlude, she inadvertently relinquishes her assumed human visage, undergoing a transient metamorphosis. At this juncture, the somnolent child, Abe no Dōji, rouses from his slumber. Groping behind her, he ambles toward what he presumes to be his mother. Upon confronting her transformed countenance, however, he utters an anguished cry, exclaiming, “What a fright!”

In actuality, Kuzunoha represents an avatar of the vixen whose existence had once been preserved through the merciful intervention of her husband, Yasuna. When their son, Abe no Dōji, awakens and witnesses her in this liminal state—oscillating between human and fox—the implicit covenant that enabled her sojourn in

the human realm is irrevocably shattered. Recognizing that her tenure among humans can no longer be sustained, the vixen-turned-mother inscribes an elegiac poem on a *shōji*, the traditional sliding paper door.

“If you yearn for my presence,
seek me out in Izumi,
within the woods of Shinoda
—resentful Kuzunoha.” (“She Fox”,
Saruhachi-za libretto, original work circa
1674)



Figure 1. The character of Kuzunoha calligraphizes her farewell message (Saruhachi-za).

In the dimming light of evening, the father and son search the forest for Kuzunoha but do not find her. Overwhelmed by grief, they consider taking their own lives to hopefully reunite with her in another world. Just then, Kuzunoha appears one last time in her human form. She says her final goodbyes and leaves them gifts before vanishing into the forest. The gift for her son is a special box from the Dragon’s palace that grants him knowledge of the stars and human life. Her husband receives a magical ball that lets him understand the songs of birds and animals. According to the story, when the son grows up, he uses the gift to diagnose and cure the Emperor’s illness, eventually becoming the official diviner at court.

In a moment of deep sadness and confusion, Yasuna feels his energy draining away as he says, “So the time has come. If you are an animal, show yourself. Hiding like this shows you don’t care. It’s clear, we’ll wait forever. I will end our child’s life and then my own. This will break our ties to this world.” Turning to his child, he adds, “Your mother is gone, and your father chooses to die to find her again. Should we die together?” Tears in his eyes, the child says, “If it means joining her, go ahead and end my life.” Feeling more confused and weaker, Yasuna takes out his sword, ready to end it all. Just then, he sees her appearing behind him. The vixen appears, crying. Seeing her, the child shouts, “Terrible!” and hides behind his father. Yasuna says, “Little one, this is your mother. But you scare him in this form. Can you metamorphose to look human again?” The fox obliges, transforming beside a lake under a tree. The child, relieved, runs to hug her. She embraces him tightly and says, “What brought you here? Your presence reconnects me to this complicated world, and it’s sad.” Tears in his eyes, Yasuna pleads, “He misses you. Can you please come back to take care of him until he’s at least ten years old?” She replies, also crying, “I wish I could, but I can’t stay in the human world. I can’t come back to our home once I return to my natural habitat. But I have gifts for you before you go.” She hands her son a golden box and says, “This box from the Dragon Palace will give you the knowledge of stars and the world.” Then she shows her husband a crystal ball, saying, “With this, you’ll understand the language of birds and animals. It’s a powerful gift.” Yasuna responds, “I understand, but I still feel lost and confused. I hope you find peace where you are.” They all share a final moment before

going their separate ways. (“She Fox”, Saruhachi-za libretto, original work circa 1674)



Figure 2. Rehearsal scene, Yasuna is about to kill his son (Saruhachi-za)



Figure 3. Poster for the play “She Fox” performed by the Saruhachi-za troupe in November 2022¹).

In the Interstices of Folklore and Literary Tradition: The Motif of Interspecies Unions in Japanese Narratives

Situated at the confluence of several quintessential topoi within the broader Japanese literary milieu, the narrative of the “She Fox” serves as a fertile ground for interdisciplinary examination. This tale straddles the categories of “Gratitude Tales” (known in Japanese as either “*megumi*” or “*on*”) and

“Reciprocity Narratives” (*on-gaeshi*), in which an animal undergoes anthropomorphic transformation to benefit its human benefactor. In this particular account, Abe no Yasuna saves a fox being pursued by hunters, ultimately falling in love with the transformed creature and fathering a child with her.

Furthermore, the story nestles itself within the expansive category of “Tales of Interspecies Matrimony” (*irui kon'in tan*). These are narratives wherein a human being engages in matrimonial union with an animal, the species of which can range from foxes to snakes, monkeys, wild boars, bears, horses, otters, frogs, spiders, flies, and whelks, among others. The diverse array of possible animal partners serves to underscore the tale’s cultural elasticity and the breadth of its anthropological implications. The variability in the narratives is also contingent on the gender dynamics associated with the animal figure involved.

Noted Japanese folklorist Seki Keigo (1899–1990), a heterodox disciple of Yanagita Kunio—regarded as the progenitor of folklore studies in Japan—offers a structuralist interpretation of these interspecies narratives. According to Seki, the recurring pattern in these tales is often bifurcated into six main thematic elements:

- (1) Opportunistic Encounter: A human being either aids or rescues an animal in a moment of serendipitous interaction.
- (2) Transformation and Subsequent Engagement: The saved animal, in a metamorphic gesture, assumes human form and visits its savior as a mark of gratitude, thus initiating further developments in the narrative.
- (3) Thanks: the animal offers to live with its rescuer and assist in daily tasks, with the stipulation that a certain prohibition be respected, such as avoiding looking in private chambers.
- (4) Blessing: the animal’s presence leads to

blessings of material wealth or familial growth for its savior.

- (5) Epiphany: an epiphany occurs when the prohibition is violated, whether deliberately due to curiosity or accidentally, revealing the spouse's true identity and non-human nature.
- (6) Farewell: finally, the magical partner reverts to animal form and departs to the wild.

In contrast to the archetypal folkloric structure, this particular narrative lacks an explicit prohibition that is violated. Rather, it is the child born of the union between human and animal who inadvertently uncovers the true nature of the non-human parent. The subsequent farewell then leads to an intense reunion.

Unlike many folkloric traditions that frame such revelations as dread-invoking transgressions, this story conveys an empathy and pity that should extend to all suffering beings, regardless of form. The narrative underscores the strength of familial bonds spanning life and death, allowing reunification in an afterlife. Here, love supersedes any mystical pact, as the vixen overcomes her ordained departure to resume human form out of maternal concern. Familial love thus surpasses mythical order. Whether animal or outcast, love and faith suggest that any rifts unresolved in life may find reparation in death. Much like Lewis Carroll's Alice, the vixen Kuzunoha passes back through the looking glass via shapeshifting, reflecting in the waters. As scholar Orikuchi highlights, this tale centers primarily on a mother's love rather than the son's glory.

Despite the ubiquitous presence of fox statues at the entrance to many Shinto shrines dedicated to Inari, the fox was not always a salient figure in Japan's rice-growing folklore. The fox's enduring association with Inari and status as the deity's messenger was not firmly established until the 16th century.

In Japan's earliest classical texts, the fox is conspicuously absent or scarcely represented. No fox appears in the "Chronicle of Ancient Matters" (Kojiki, circa 711-712), and mentions are sparse in the "Japan Chronicle" (Nihonshoki, 720). Chapter XXVI of the Nihonshoki, chronicling Empress Saimei's Korean military campaign, lists two foxes (one white) among various calamitous omens, but without explicit ties to any deity. Such isolated fox sightings frequently feature amidst accounts of unexpected or anomalous animals, hinting at perceived causality. The absence of white foxes in particular aligns with their lack of endemic status in the contemporary Kansai-centered cultural realm. In "She Fox", the white fox is termed *yakan* rather than the modern *kitsune*, reflecting divergent lexical associations.

The other metamorphosis, the case of the snake

In the "Five sekkyō" tales, the fox is not the sole animal capable of metamorphosis and interacting with the human realm. The snake woman represents another significant case. Historically, in the provincial folklore compendiums "Fūdoki", serpents feature more prominently alongside deer, boars, wolves, and mythical *wani*. These narratives abound with fauna harnessing mysterious powers while mediating as deities, shapeshifting into human form.

Contrastingly, foxes appear absent from the oldest texts, while snake gods prove especially numerous. Their legends bear importance for agrarian rituals involving lightning and rain, yet also render them violent, threatening entities that transform to seduce and slay women. Folklore held that the mountain snake god taught blood rites in rice paddies to improve harvests (Sasaki, 2020, pp. 169-170). Once feared and venerated until the Nara period, this deity later fell from favor. During Heian times, particularly in the "Konjaku Monogatari-shū", serpents persist in tales, but largely as tricks of Kannon or repugnant,

pitiable beasts (Sasaki, 2020, pp. 187, 208, 213).

In the “Five sekkyō” tale “Oguri” (later adapted by Chikamatsu in 1698 and Takeda in 1738), a snake rather than fox transforms into a beautiful woman, marrying the protagonist. In the mid-17th century, these archaic serpent narratives still coexisted with more modern fox metamorphosis stories. Unlike the indebted fox spouse, this ophidian falls for the hero’s flute, shapeshifting out of romantic passion. No violated taboo precipitates their separation; only familial objections to the scandalous union. Clearly, the mythical snake woman’s sexuality threatens not her partner but societal order (Orikuchi, 2016, pp. 48-49). Orikuchi interprets such textual deviations as rejecting exogamy, with the animal symbolizing sociocultural otherness. Transformed snakes fleetingly consume then abandon human spouses, disturbing and dangerous outsider figures. Only divinely protected individuals like Oguri reportedly survive these unions unharmed.

“Oguri must take a wife”, they insisted. But he found fault with the first candidate, reproaching her for her towering height. He sent away another who resembled a tree from the deepest mountains. The second was too short, missing a cubit. The third had hair so long she looked snakelike. One suitor had a face as red as a demon, while another was so pale he derided her as a “snow woman”. Yet another with dark skin he scorned as inferior. In this manner, he dismissed them all. From his eighteenth birthday to the spring of his twenty-first year, no fewer than seventy-two prospective brides came calling, only to be rejected. One rainy day, as the downpour refused to let up, Oguri thought to himself: “I’m the son of Kurama, so I ought to go there to find a wife.”

Leaving his family’s Nijō residence on the

outskirts of Ichiharanobe, he took out his bamboo flute and moistened its eight holes. For half an hour he played *gagaku* tunes, a Chinese melody, a dance number, and a *shishi* song. When the mighty serpent of Lake Mizoro heard these tunes, it thought: “What interesting flute music! I’ll go thank the musician.” The hundred-and-sixty-cubit snake stretched to two hundred cubits in length. In awe, Oguri thought: “What a handsome fellow! I shall unite with him for a night.”

The serpent transformed into a gorgeous sixteen -or seventeen-year-old woman, while Oguri had the advantage of age. At the foot of a Kurama staircase, circumstance showed its face. Oguri figured this must be the answer to his prayers at Kurama. He loaded her onto a pearl-laden palanquin and headed for his family’s Nijō residence. He took care to prepare rare dishes from the mountains and sea, as well as sweets from every region. His joy was endless. But as the saying goes, “Bad news travels quick while good news stays put.” The town’s children spread word of Oguri’s nightly trysts with the great Mizoro serpent.

When Oguri’s father Kane’ie heard the rumor, he declared: “Though he’s my son, his behavior flouts propriety. Banish him to Iki and Tsushima.” But his wife replied: “If you cast him so far away, we’ll never see him again. Send him instead to my hometown in Hitachi, where we can be kept informed.” Kane’ie nodded in agreement. With the consent of Oguri’s maternal relatives, he was exiled to the Tojo Tamatsukuri in Hitachi. (“Oguri”, act two, Saruhachi-za libretto, Original work circa 16th century & Shinoda (1999))

This passage does not constitute a central episode in the play, but rather serves to establish Oguri’s

character and ground him in his cultural context. Interestingly, the protagonist has strong connections to Hitachi province. The “Fūdoki of Hitachi” (8th century) famously recounts the Yato-no-kami, a serpent deity inhabiting Namegata. This malevolent snake, evoking Medusa, brought misfortune to any who saw it. According to legend, any man meeting its gaze would perish, his lineage destroyed over two generations (Sasaki, 2020, p. 17).

Progressive advent of the fox figure

In contrast, the “Nihon Ryōiki” (compiled circa 787-822), Japan’s earliest Buddhist setsuwa collection formally titled “Nihonkoku Genpō Zen’aku Ryōiki” (and also called “Nihon Reiki”), incorporates stories of seductive foxes transforming into human form within its 116 tales.

Pre-Buddhist Hindu mythology in India already contained accounts of interspecies unions between humans and elephants or buffaloes. In China, legends of supernatural foxes (*yōkai*) proliferated extensively during the Later Han dynasty (25-220) and flourished further under the Wei and Jin dynasties (220-420). Thus, these fox tales arrived concurrently with Buddhism in Japan, firmly embedding themselves in local folklore by the 9th century. Through setsuwa like the “Nihon Ryōiki”, such narratives were well-established in popular culture by the Muromachi period.

Specifically, the “Nihon Ryōiki” twice recounts (II.8, II.12) the story of a woman named Okisome no Omi Tahime confronted by a snake about to kill and consume a frog. She promises unity if it spares the frog, and after agreeing, the snake returns to claim her. Seeking monk Gyōgi’s (668-749) counsel, he advises the Buddhist faith. Thereafter, she purchases and liberates a crab that dismembers the snake when it comes for her. Here, the masculine snake makes selfish demands, while the woman leverages faith to defeat it (Burton, 2013, pp.79-80

& 84-86).

The folkloric imagery surrounding foxes differs from other shapeshifters. In fox-woman tales, metamorphosis enables the animal, an outsider to the human realm, to gain acceptance rather than deceive victims. The transformation functions more as protection than allure. For instance, the second narrative in the inaugural “Ryōiki” volume recounts that during Emperor Kinmei’s reign (6th century), a single man in Mino Province (present-day Gifu Prefecture) sought marriage. While walking, he encountered and wed a beautiful woman who later bore a son. Concurrently, his female dog birthed puppies which endlessly barked in rage at the wife until the dog bit her leg. In shock and pain, the wife reverted to fox form and fled to the roof. Despite the man’s pleas, she vanished, leaving their child who was named Kitsune and became the ancestor of the Kitsune-no-atai family in Mino province (Burton, 2013, pp.14-15). This aligns closely with the “She Fox” plot, portraying the fox as a benevolent interfering figure, indexed as feminine.

Fox love section

The notion of foxes transforming into alluring women to seduce men likely originated in Tang China. The inaugural novelistic text, “Taiping Guangji” (977-978), contains 83 fox-centered tales, 69 borrowed directly from Tang literature. Tamamo-no-Mae exemplifies this folkloric motif. By the late Heian period (794-1185), legend held that Emperor Toba’s favored consort was in fact a vixen. After ravaging numerous Asian kingdoms, she allegedly metamorphosed into a woman to seduce and destroy Japan’s emperor. However, court diviner Abe no Yasunari saw through her disguise, forcing Tamamo-no-Mae to flee to Nasu Plain, where two warriors killed her. Notably, the many-tailed fox in human form was unmasked by a descendant of legendary mystic Abe no Seimei, subduing the sinister vixen.

As shown in the appendix, the pattern of animal metamorphosis enabling human unions recurs in East Asia. In Japan, mythical snakes have gradually ceded imaginative ground to foxes. The latter first benefited from the advent of Buddhist culture, then around the 10th century as tales lost religious dimensions and acquired amorous overtones, launching the literary trope of fox romance (Arakawa, 2015, p. 232). Of 60,000 stories in the 29-volume “Anthology of Japanese Folktales”, Kawamori Hiroshi’s comparative analysis of Japanese and Korean folktales identifies 1,170 accounts of interspecies unions, including 211 lady fox, 167 crane, and 159 snake tales featuring metamorphosis and eventual reversion (Kawamura, 1993, p. 401 & Appendix).

The 11th-century text “Brief History of Fusang” (*Fusōryakuki*) first links a female fox deity named Tōme to Inari worship, marking the genesis of their pairing. Thereafter, foxes began to be venerated as deities in Japan during the 11th and the 12th centuries, although the fox was not firmly associated with Inari until the 14th century. Inari was the protective agriculture and harvest deity, supplanting the previously ominous snake god long revered by peasants as the thunder, lightning, and rain bringer vital for crops. With the flourishing of Edo period culture, the exuberance of *yōkai* imagery finally transformed the fox into an enduring figure within Japanese literature and art.

Conclusion

This analysis aims to reflect on the seminal role of the “Five *sekkyō*” collection by comparing the serpentine woman motif in *Oguri* to the pioneering “She Fox” narrative. The latter marks a frontier in literary imagination, intertwined with the ascendancy of Abe no Seimei lore over snake myths. While intransigent prohibitions underpin mythology, this

play delighted commoners by suggesting love can partially tame nature and otherness. Unlike Korean tales where fox-human offspring lack special abilities, Japanese stories like “She Fox” portray benevolent metamorphosis. Though the non-human and strange may frighten children, enlightened souls discover happiness and gifts. As morality plays promoting temples through puppetry, *sekkyō* tales feature faith overcoming taboos. The fox epitomizes openness to outsiders and the promise of a sweeter life for the devout.

This analysis explores how the ancient literary trope of human-animal unions, when merged with Buddhist ideals, yields a more reasoned depiction of engaging with otherness. Rather than solely posing a terrifying threat, the non-human or outcast viewed with compassion represents a hopeful future. This study offers the first translation of the seminal yet previously untranslated *Shinoda-duma* text from the oldest known “Five *sekkyō*” version. Tracing the imaginative shift from snake to fox wives illustrates the syncretic intermingling and evolving mindsets of pre-Edo Japan.

Footnote

- 1) The 1674 *sekkyō* “She Fox” was first performed in 1984 by the Saruhachi-za traditional Japanese puppet company. It was also performed in London and Edinburgh (1998), in Poznan (2004), in Yuzhno-Sakhalinsk (2011), Lyon Paris for the Festival de l’Imaginaire (2014), in Ukraine in Lviv Kyiv and Dnipro (2017) and for the 34th Niigata National Cultural Festival (2019).

Reference List

- Arakawa, Y. (2015). *Chūsei iruinyōbō-tan no ichikeisei: otogi-zōshi* “Kawatagitsune” wo *chūshin* [Formation of stories of union between human and animal metamorphosed into woman,

- the case of the *Otogi-zōshi* tale entitled “Kowata’s vixen”]. *Kokubun-meijiro*, 54, 231-241.
- Kawamura, H. (1993). Iru kon-in tan no shurui bunseki: Nikkan hikaku no shiten kara [Classification of Wondrous wedding - Comparison between Japan and Korea]. *Kokuritsu rekishi minzoku hakubutsukan kenkyū hōkoku* - [Research Report of the National Museum of Japanese History], 50, 385-406.
- Kyōkai, (1995). *Nihon ryōiki* [Record of Miraculous and Strange Things in Japan]. Nihon koten bungaku zenshū, Shogakukan. (Original work circa 822)
- Kyōkai, (2013). *Record of Miraculous Events in Japan, The Nihon ryōiki*. Translated by Burton W., Columbia University Press. (Original work circa 822)
- Mizumami, T. (1999). *Sekkyō bushi wo yomu* [Reading sekkyō]. Iwanami.
- Orikuchi, S. (2016). *Shinoda-duma no hanashi* [Around the Vixen Lady]. Gomabooks.
- Sasaki, T. (2020). *Hebigami wo meguru denshō: Kodaijin no kokoro wo yomu* [Legends of Snake deity - Reading the heart of Ancient]. Seidosha.
- Seki, K. (1978). *Nihon mukashibanashi taisei* [Great anthology of tales from Japan]. Kadokawa Shoten.
- Seki, K. (1981). *Seki Keigo chōsakushū* [Collection of the writings of Seki Keigo]. Dōhōsha.
- Shinoda, J. & Sakaguchi, H. (Ed.). (1999). *Kojōruri sekkyō shū* [Collection of sekkyō style kojōruri]. Shin nihon koten bungaku taikai, Iwanami Shoten.

Table 1 Typology of Japanese Tales. Adapted from Kawamura p. 401, *sekkyō* pieces highlighted, with category added

| | Marriage types | Metamorphosis types | Husband undergoes a metamorphosis | | Wife undergoes a metamorphosis | |
|-----------------|---|-------------------------|-----------------------------------|-----------------|---|------------------------|
| | | | Title or category | Number of tales | Title or category | Number of tales |
| With wedding | Simple wedding | human → animal | Snake husband | 5 | | |
| | Métamorphosis | human ← animal | Snail husband Frog husband | 89 8 | Cat wife | 1 |
| | Metamorphosis, union & reunion | animal → human → animal | | | | |
| | Metamorphosis, union & separation | human ← animal | | | | |
| | Union and separation | human ← animal | | | Dragon wife | 27 |
| Without wedding | With descendants | human ← animal | Snake husband | 13 | | |
| | With descendants | animal → human → animal | | | | |
| | With abortion | human ← animal | Snake husband | 277 | | |
| | With premeditated death | human ← animal | Monkey husband Snake husband | 672 401 | | |
| | Separation following an epiphany, taboo broken | human → animal → human | | | Snake wife Crane wife Fox wife “She Fox“ | 159 167 211 1 |
| | Failed metamorphosis, then separation | animal → human → animal | | | | |
| | Metamorphosis, union then séparation | human ← animal | | | | |
| | Metamorphosis, union then separation | animal → human → animal | | | “Oguri” Snake wife | 1 |
| | Marriage and elopement | human → animal → human | <i>Oni</i> demon | 28 | | |
| | With sacrifice | human ← animal | | | | |

Table 2 Typology of Korean Tales, Adapted from Kawamura p. 401

| | Marriage types | Metamorphosis types | Husband undergoes a metamorphosis | | Wife undergoes a metamorphosis | |
|-----------------|--|-------------------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------|
| | | | Title or category | Number of tales | Title or category | Number of tales |
| With wedding | Simple wedding | human → animal | | | | |
| | Metamorphosis | human ← animal | Frog husband | 6 | Snail wife Scolopendridae wife | 9 21 |
| | Metamorphosis, union and reunion | animal → human → animal | Blue general husband | 49 | | |
| | Metamorphosis, union and separation | human ← animal | | | Snail wife | 12 |
| | Union and separation | human ← animal | | | | |
| Without wedding | With descendants | human ← animal | One-night husband | 16 | | |
| | With descendants | human → animal → human | | | Fox wife | 19 |
| | With abortion | human ← animal | One-night husband | 1 | | |
| | With premeditated death | human ← animal | | | | |
| | Separation following an epiphany, taboo broken | animal → human → animal | | | Dragon wife | 8 |
| | Failed metamorphosis, then separation | animal → human → animal | | | Scolopendridae wife | 47 |
| | Metamorphosis, union then separation | human ← animal | | | Snail wife | 11 |
| | Marriage and elopement | human → animal → human | | | Bear wife | 11 |
| | With sacrifice | human ← animal | | | Tiger wife | 11 |

Book Review

The Impact of a Sense of Belonging in College
Erin M. Bentrin and Gavin W. Henning (2022) Routledge

Tetsuya FUKUDA¹⁾

【Abstract】

The impact of a sense of belonging in college, edited by Bentrin and Henning (2022), comprises 26 chapters written by American educators. It begins by elaborating theories of school belonging, then addresses specific issues related to student alienation and isolation, next discusses measures taken to solve such challenges to sense of belonging, and concludes with future implications for education. The psychological concept of school belonging has been extensively researched for several decades, and its main purpose is to conceptualize how students can feel comfortable at school, which can lead to academic success and completion of degrees. This review summarizes Bentrin and Henning's volume section by section, describes some differences among three important related books about school belonging, and finally comments on the volume's potential implications for the Japanese educational context, both pedagogical and academic.

Key words: educational psychology, school belonging, academic success, dropout, COVID-19 pandemic

書 評

大学における学校帰属意識の効果
ベントリム、ヘニング (2022) ラウトレッジ

福田 哲哉¹⁾

【要 旨】

ベントリムとヘニングが編集した「大学における帰属意識の効果」(2022年)は、アメリカの教育者によって書かれた26章から構成されている。本書は、まず学校帰属意識の理論を詳しく説明し、次に学生の疎外感や孤立感に関する具体的な問題を取り上げ、次にそのような帰属意識の課題を解決するために取られた対策を論じ、最後に教育への今後の示唆を述べている。学校帰属感という心理学的概念は、数十年にわたり幅広く研究されており、その主な目的は、生徒がどのようにすれば学校で快適に過ごすことができ、学業での成功や学位取得につながるかを概念化することである。この書評では、ベントリムとヘニングの著書をセクションごとに要約し、学校帰属意識に関する重要な関連書3冊との相違点を述べ、最後に、教育学的、学術的両方の観点から、本書が日本の教育状況に与える潜在的な影響について見解を述べる。

キーワード: 教育心理学、学校帰属意識、学業の成功、退学、コロナ禍

¹⁾ 順天堂大学・国際教養学部 (Email: t.fukuda.wv@juntendo.ac.jp)

[2023年9月15日原稿受付] [2023年12月22日掲載決定]

1. What is school belonging?

There have always been students who have felt alienated and lonely. These feelings were especially widespread during the COVID-19 pandemic both in Japan (Asahi Shimbun, 2021) and elsewhere (Lu, 2023). This kind of loneliness can lead to low academic performance and high dropout rates. If schools help students feel less lonely by connecting with other people, the students would be less likely to quit and more likely to study hard. Roughly, the connection with other people at school is called school belonging, and the implementation of measures to raise the connection is considered significant in education.

School belonging is probably most often defined as “the extent to which students feel personally accepted, respected, included, and supported by others in the school social environment” (Goodenow, 1993, p. 80). Although this definition mainly concerns human relationships, it is possible to add how students feel about their school, such as “pride in membership” (Fukuda, 2020). However, all definitions at least agree that a feeling of connectedness comprises the core of the concept of school belonging (e.g., Strayhorn, 2019). When students feel that they are connected with other people, they are likely to study more and then graduate. On the other hand, when students feel that they are alienated or marginalized, they are less likely to do so.

The importance of a sense of belonging has been recognized for a long time. According to the well-known theory of hierarchy of needs developed by Maslow (1943), after meeting the most basic physiological needs such as air and food, and the second level of needs such as security and law, comes the need for “love” such as friendship and affiliation. Later, Maslow (1970) updated this third level from “love” to “belonging and love”. Then, in the 1990s, researchers began to seek evidence to support the idea that people need to belong. After extensive

review of the literature of belonging, Baumeister and Leary (1995) presented the *belongingness hypothesis*, which states that people need to interact with others and that people need to perceive that the relationship will be kept in the future.

School belonging, a specific type of sense of belonging, came to be recognized as an important psychological factor in the 1980s, when teachers and administrators at the middle school level sought for ways they could help their students to persist at school, instead of quitting. That is why literature about school belonging in the first few decades was predominantly about adolescents. Nonetheless, it is obvious that school belonging can be a significant factor for university students’ success, and some scholars called for more attention to university students’ school belonging. For example, Pittman and Richmond (2008), who examined relationships with friends and self-competence, modified a survey originally developed for middle school students to suit university students. In the 2000s and 2010s, more and more studies were conducted about university students’ school belonging. Subsequently, in 2012, Strayhorn published the first book exclusively about school belonging among university students (Strayhorn, 2012), and its second edition was published in 2019. Then, based on the conceptualization in Strayhorn’s *College students’ sense of belonging: A key to educational success for all students* (2019), Bentrin and Henning’s *The impact of a sense of belonging in college* (2022) was published with many more viewpoints about school belonging than its predecessors.

2. Summary of Bentrin and Henning

Bentrin and Henning (2022) comprises three parts: Part One (Chapters 1 to 3), Part Two (Chapters 4 to 18), and Part Three (Chapters 19A to 23). In Part One, entitled *Theories and Foundations*, three chapters discuss fundamental theories about school

belonging. In the first chapter, there is an overview of the history and current discussions regarding the psychological factor of belonging. The second chapter moves on to the specific groups of university students, followed by the third chapter, which elaborates on how institutions should be committed to the students' welfare in terms of school belonging.

Part Two, entitled *Sense of Belonging across Student Populations*, concerns the sense of school belonging that different groups of university students experience because feelings of belonging to school are not experienced equally across student groups. The groups of students discussed separately in this part include cultural and racial groups such as Black students (Chapter 6 and Chapter 10), Native American students (Chapter 7), Asian American students (Chapter 8), and Latinx students (Chapter 9). The groups of students can also be other types of groups, such as students identifying themselves as LGBTQs (Chapter 5), students from low socioeconomic status (Chapter 11), and those unaccustomed to the most common type of English including international students (Chapter 12). In addition, groups of students according to enrollment types, such as first-year students (Chapter 14), transfer students (Chapter 15), and students employed on campus (Chapter 18), are separately discussed. One thing to note is that some viewpoints can be found about groups of students hardly mentioned in the Japanese setting, such as commuting students versus campus-residing students (Chapter 16) and veteran students who were in military service before coming to university (Chapter 17). In discussing these different groups of students, it should be remembered that a certain student can be categorized into two or more such groups. For example, a Black student who once served in the military may be employed by his or her university and happens to be gay. This issue of multiple identities is discussed independently (Chapter 4),

where it is argued that stakeholders should proactively be involved in a "multiple-conscious way" (p. 67) in providing tailored support and opportunities. It should be noted as well that no chapters were written about White students. It is because most universities are designed to support White students in the first place; as a result, they tend to feel that they belong on campus (p. 60).

Part Three, entitled *Implications and Applications*, includes chapters regarding the ways in which school belonging is measured and implemented. Some successful examples of giving sessions to raise school belonging among first-year students are explained, such as the programs of North Dakota State University (Chapter 19A), Fitchburg State University in Massachusetts (Chapter 19B), and the University of Maryland, College Park (Chapter 19C). Other implications on school belonging are made about online classes (Chapter 19D) and use of social media (Chapter 20). Another chapter specifically discusses the issues of school belonging during COVID-19 (Chapter 21), followed by a chapter dedicated to the measurement of school belonging (Chapter 22). Then in the last chapter, the editors summarize the discussions of the previous chapters holistically.

3. Comparison of books on school belonging

Bentrin and Henning's *The impact of a sense of belonging in college* is not the first book written about school belonging. While some books have been published on this topic, I will compare and contrast Bentrin and Henning (2022) with two previous books, Allen and Kern's *School belonging in adolescents: Theory, research, and practice* (2017) and Strayhorn's *College students' sense of belonging: A key to educational success for all students* (2019), which have often been cited when school belonging is discussed. Allen and Kern's work summarized theories and research about

school belonging in general. In other words, the book did not limit the research subjects to university students. Rather, most of the discussion in this book was about younger students, such as middle school and high school students. As previously mentioned, most studies about school belonging were conducted on students before entering university until recently, and even now, school belonging as a psychological construct often targets how teenagers feel. Additionally, Allen and Kern (2017), both of whom are professors at the University of Melbourne, discussed the issues about school belonging as global ones, citing studies from around the world, while Bentrin and Henning (2022) focus on the issues in the United States.

Strayhorn (2019), which is the second edition of Strayhorn (2012), illustrated how a sense of belonging is experienced among marginalized populations at universities in the United States. It was written by a single author, Strayhorn, while Bentrin and Henning (2022) is an edited volume with contributions from more than 50 other authors. Nevertheless, it does not mean that Bentrin and Henning (2022) argue against Strayhorn. Rather, 19 of the 26 chapters of Bentrin and Henning (2022) cite or mention Strayhorn (2012; 2019) for theoretical background or specific examples. In fact, Strayhorn summarized the theories in his book in the chapter he contributed to Bentrin and Henning (2022). Thus, it can be said that Bentrin and Henning (2022) expand the discussions in Strayhorn (2019) with more nuanced and detailed explanations of different groups and many more examples.

4. Conclusion

One possible limitation of Bentrin and Henning should be pointed out. Although it is not indicated in its title or any pages in the preface, the entire book is written about higher education in the United States only. The autobiographies of the two editors

and 55 other authors suggest that all of them teach at universities in the United States, or in case their affiliation is not a university, they at least received their PhD in the United States.

Still, teachers and researchers based in other countries such as Japan can learn much about the concept of school belonging and its implications. There may be many such issues, but two points are discussed here: minority students and the COVID-19 situation. First, Japanese universities can learn how to help their students feel comfortable and complete their degrees. Although the ethnicities are often different, Japanese universities have students from minority groups, such as Korean-Japanese students. Additionally, students with multiple identities exist in Japanese universities, who might seek help about their belonging. Second, as mentioned at the beginning of this review, Japanese university students suffer from loneliness more than before (Asahi Shimbun, 2021), and in 2022, it was reported that the dropout rates in Japanese tertiary educational institutions rose by 40% due to the COVID-19 pandemic (Jiji Press, 2022). As of the time of writing, most university classes are back on campus, but another pandemic can happen at any time, and Japanese universities should consider multiple ways to help students avoid feeling lonely at school.

Lastly, as one of the chapters by Johnson and Kennedy (2022) points out, we should not expect marginalized students to take the responsibility of finding or creating a sense of school belonging. It is the institution that is responsible for creating a school where all the students, including minorities, feel safe and connected to other people. Much should be learned from previous research, such as Bentrin and Henning (2022), and further research should be conducted in the context of Japan.

References

- Allen, K., & Kern, M. L. (2017). *School belonging in adolescents: Theory, research and practice*. Springer.
- Asahi Shimbun (2021, August 29). Pandemic survey finds students in college cut off, alone, and depressed. *The Asahi Shimbun*. <https://www.asahi.com/ajw/articles/14417200>
- Baumeister, R. F., & Leary, M. R. (1995). The need to belong: Desire for interpersonal attachments as a fundamental human motivation. *Psychological Bulletin*, 117(3), 497-528. 1037/0033-2909.117.3.497
- Bentrin, E. M., & Henning, G. W. (2022). *The impact of a sense of belonging in college*. Routledge.
- Fukuda, T. (2020). *School belonging and L2 motivation of first-year students at four Japanese universities*. Available from ProQuest Dissertations & Theses Global. (2444884403). <https://search.proquest.com/docview/2444884403?accountid=10105>
- Goodenow, C. (1993). The psychological sense of school membership among adolescents: Scale development and educational correlates. *Psychology in the Schools*, 30(1), 79-90. 10.1002/1520-6807(199301)30:1<79::AID-PITS2310300113>3.0.CO;2-X
- Jiji Press (2022, March 2). Pandemic-related university dropouts up 40% in Japan. *The Japan News*. <https://japannews.yomiuri.co.jp/society/coronavirus/20220302-15009/>
- Johnson, R. M. & Kennedy, A. (2022). Sense of belonging among Black college students: A socioecological perspective. In E. M. Bentrin & G. W. Henning (Eds.), *The impact of a sense of belonging in college*. Routledge.
- Lu, A. (2023, February 23). Everyone is talking about ‘belonging,’ but what does it really mean? *The Chronicle of Higher Education*. <https://www.chronicle.com/article/everyone-is-talking-about-belonging>
- Maslow, A. H. (1943). A theory of human motivation. *Psychological Review*, 50(4), 370-396. 10.1037/h0054346
- Maslow, A. H. (1970). *Motivation and personality* (2nd ed.). Harper & Row.
- Pittman, L. D., & Richmond, A. (2008). University belonging, friendship quality, and psychological adjustment during the transition to college. *The Journal of Experimental Education*, 76(4), 343-362. 10.3200/JEXE.76.4.343-362
- Strayhorn, T. L. (2012). *College students’ sense of belonging: A key to educational success for all students* (1st ed.). Routledge. <https://doi.org/10.4324/9780203118924>
- Strayhorn, T. L. (2019). *College students’ sense of belonging: A key to educational success for all students* (2nd ed.). Routledge. <https://doi.org/10.4324/9781315297293>

社会環境変化の影響による小中学生の健康課題の解決を図る健康教育の考察

一木 陽菜

【要 旨】

現代社会において、健康は重要なテーマとなっている。小中学校における健康教育は、子どもたちの生涯にわたる健康の礎を築く不可欠な要素である。今日、小学生や中学生の取り巻く社会・生活環境は、都市化、少子化、情報化、国際化などにより大きく変化している。このような変化は、子供たちの心身の健康状態や健康行動に大きな影響をもたらしている。変化が激しい時代に生きる子どもたちが受ける健康に関する影響を少しでも減らしていくために、これから生きる子どもたちが少しでも健康的な生活を送る基礎を築いていけるように、変化に対応した健康教育を導入し、課題を解決していく必要がある。

そこで本研究では、小学生・中学生の健康教育を対象として、社会や環境の変化による社会的課題から不足している健康教育の内容と課題を明らかにする。そしてこれらに対応すべく、今後の新たな健康教育の内容を検討していくことを目的とした。

文献考証の結果、小中学生の健康教育を対象とし、現代社会において多様性、デジタル・情報化、食環境の変化によって明らかになった健康教育の問題と課題から、今後の健康教育の提案をした。児童生徒が学校において健康で安心して生活できるように、生涯を通して健康な生活を送るために必要な能力や資質を育む健康教育の重要性が明らかとなった。多様性への教育の不足やデジタルデバイス利用の健康課題、食環境の変化による健康課題などの問題が明らかになった。課題に対応するために、児童生徒が異文化理解力や異文化共生力、食やデジタルツール利用の自己管理能力などの能力や資質を身に付ける必要があり、それらを育む教育を導入しなくてはならない。社会変化による課題に対応した教育を十分に行うには、家庭や地域との協力・連携が必要となる。学校は、児童生徒が安心できる学校づくりをし、少しでも多く安心できる居場所を子どもたちに提供する必要があるため、地域と連携して対応していくことが求められる。変化に対応した教育やサポートを児童生徒にしていくために、教員も常日頃からの学びが必要となる。そして、各家庭状況に配慮しつつ、個々の生活や状況、好みに合わせたアプローチをし、異なる背景や価値観を持つ生徒達に対応していくことが重要である。

現代の健康教育における不足点と課題について、対応が遅れることにより健康被害の拡大や問題が多様化、深刻化する可能性がある。そのため、少しでも被害を少なくし予防していけるように、順次対応していく必要がある。そして生徒をとりまく社会・生活環境が変化することにより、新たな健康課題が生まれることから、課題に対処するために新たな教育を順次導入していく必要性が示唆された。

ブラック企業の人心掌握術
－大学生アルバイトに対する「やりがい搾取」を中心に－

遠藤 千紘

【要 旨】

本論文では、ブラック企業やブラックバイトの労働環境の実態を調査した上で、ブラック企業に勤め続ける人々の心理と企業が用いている人心掌握術相互の関係を分析した。

低賃金や長時間労働をともなうパワーハラスメントが広まり若者が将来に希望を見いだせなくなれば、日本の未来は明るいものとはならないであろう。ブラック企業の問題は若者だけでなく、日本社会全体に悪影響を与える可能性があることが先行研究で明らかになった。

調査は、学習塾で働く大学生アルバイト4名を対象にインタビュー形式でおこなった。調査の結果、①従業員側の自分が受け取る報酬よりも顧客側の満足感を優先するマインドと、②企業側の従業員の自己犠牲の精神を誉め称える文化を作り上げる企業運営の2つの要因によって「やりがい搾取」が行われていることが明らかになった。学習塾を利用する生徒との心的距離が近い環境であるため、生徒からの直接的なフィードバックによってアルバイト学生は承認欲求が満たされやすい。そのため、生徒や保護者の満足感向上のために「無理」や「我慢」をしやすい心理状態に陥りやすくなる。また、報酬が発生する「業務」と善意で成り立つ無償の「お手伝い」の境界線が曖昧な労働環境ではサービス残業が生じやすい。「生徒のため」という理屈によってサービス残業が賞賛される環境では、「サービス残業を行うことは素晴らしいことだ」という誤った美德感覚が大学生アルバイト側に育まれる傾向があった。その結果、従業員が報酬を求めることなく働かされる仕組みが形成されることにより「やりがい搾取」が発生しやすくなり、企業は忠誠心の強い人材を安価、かつ違法に働かせることが出来てしまうというメカニズムができあがる。

本論文の調査結果は上記のようになったが、「業務とお手伝いの境界線」を雇用主と従業員の双方がしっかりと確認・合意する必要がある。企業はもちろんのこと、これから社会に出ていく大学生としてもそれを見極める労働リテラシーが求められているのである。

企業が抱える課題と経営者の苦悩
－東京都内のものづくり中小企業に焦点を当てて－

岡田 悠人

【要 旨】

本論文では、「ものづくり中小企業が抱える課題及びその後継者の苦悩」に焦点を当てて、東京都内の製造業を営む中小企業を対象にヒアリング調査をおこなった。対象企業は、筆者が大学4年の夏休みに参加した複数のものづくり中小企業が主催するインターンシップ先の企業5社の経営者もしくはその後継者である。先行研究では、日本の製造業及び中小企業の現状を明らかにするとともに「ものづくり中小企業が抱える課題」を提示した。

本論文では、経済産業省（2023）をもとに「政府が出しているデータおよび今後の課題と、実際の現場が抱えている目の前の課題には差異があるのではないか」、「作る製品が違っていても、ものづくり中小企業の後継者が抱える悩みには近いものがあるのではないか」という問題意識のもと、以下の2つの仮説を提示した。

仮説1：同じ「ものづくり中小企業」でも、抱える課題や展望は違う。

仮説2：「ものづくり中小企業」の後継者は、事業承継の中で皆同じような壁にぶつかっている。

調査の結果、先行研究で示された政府のデータが示す「ものづくり製造企業の課題」は、現場の社員が抱えている課題とは異なることが判明した。また、ものづくり中小企業の後継者は事業承継をおこなうなかでどの企業でも同じ壁にぶつかることも明らかとなり、2つの仮説は概ね妥当性が検証できた。

さらにどの後継経営者も先代の経営者および自らの想いを昇華させた「経営理念」の作成に尽力して「ぶれない軸」を持っていること、先代経営者の偉大さに気づき自らの力量との違いに大いに悩んだ過去を持っていることなども判明した。

本論文の調査対象企業は同じものづくり中小企業とはいえ、扱う製品や業態、企業規模をあえて統一しなかったために結果に偏りが生じた可能性は否めない。また、今回調査した「後継者の苦悩」で得た結果は、特にものづくり中小企業の後継者だけが抱えているものではなく、第三次産業の後継者でも抱えている可能性があることも指摘しておきたい。

現代のメンタルヘルスにおける課題と対応策

垣野内 未奈

【要 旨】

近年「メンタルヘルス」という形で、人々がいかに心の健康を保ちながら生活していくかが注目されている中で、疾患や自殺につながる要因については様々な視点からの分析が必要であり、複雑化しているのが現状である。メンタルヘルス不調が発生すると日常生活に支障をきたすことも少なくない。学生や社会人など年齢や性別問わずどんな人にも起こり得るメンタルヘルス不調は、ストレスが原因ともいわれている。また近年は新型コロナウイルスの流行なども関係し、再び自殺者数が増加しているという背景がある。そこで本論文では、メンタルヘルスにおける「不安」(不調)から生じる精神的・身体的疾患の原因と「自殺」への因果関係及び対応策を見つけることを目的とした。

文献考証から、①強いストレスを感じるにより精神的に追い込まれ、メンタルヘルス不調を発症する。②こころと身体は密接に関係しており、様々な原因が重なることで何らかの症状が現れるようになり、重症化すると日常生活に支障をきたすようになる。③近年の自殺率は再び増加傾向にあり、心理的に追い込まれた結果、自殺以外の選択肢が考えられなくなることがある。④国や自治体、職場や学校などの幅広いコミュニティにおいて自殺対策が実施されている。⑤ジェンダーの悩みを抱えている人は自殺念慮の割合が高く、ソーシャルサポートが不足している。⑥ジェンダーに関する正しい知識を普及し、偏見や差別を無くしていくことが重要であるということが示唆された。

ジェンダーに関して問題を抱える人の多くは就学前から性別違和を感じ始めており、歳を重ねるにつれて自己肯定感が低下する傾向にある。さらにLGBTQ+である人はそうでない人よりも自傷行為の経験が約3-4倍高く、心身へ負担がかかり精神疾患が高い割合で併発される。

これらの結果から、日常生活の中に存在する多様なストレスによって人々が精神的に追い詰められることにより、メンタルヘルス不調が発症することが明らかになった。

さらに、現代社会においてこころの健康を保持促進していくためには3つのことが重要であると示唆された。1つ目は学校や職場でのメンタルヘルス対策を推進し、実行することである。2つ目はソーシャルサポートの充実である。国や自治体だけでなく、身近な家族や友人に悩みを相談できる環境があることが重要である。3つ目はストレスに対処するためのコーピングを理解することである。メンタルヘルス対策には、様々な疾患について人びとの理解を深めると共に、こころの病をどのように未然に防ぎ、自殺率を減らすための戦略について検討することが重要であることが明らかになった。

子宮頸がんとヘルスリテラシー

片柳 琴音

【要 旨】

子宮頸がんはヒトパピローマウイルス (Human Papillomavirus, HPV) というウイルス感染によって引き起こされるがんであり、世界では女性が罹患しやすい病気の4位となっている。子宮頸がんを予防する1つの手段としてワクチンや検診がある。先進国ではワクチンの接種率は高く、海外では約8割の女性が接種をしている。しかし、日本では20%にも満たない。その背景として、ワクチンによる副反応の健康被害が問題となり、一時的に接種の積極的推奨を廃止していたことがある。未だにワクチン接種に対する不安や偏見が残っており、インターネットが普及している現在、様々な側面から書かれた子宮頸がんやワクチンに関する情報が氾濫している。

本研究では、日本における子宮頸がんワクチンの接種率の低さの要因が、国民のヘルスリテラシーの低さにあることを明らかにし、日本の子宮頸がんワクチンの接種率を上げるための重要点を検討する。厚生労働省や世界保健機関 (World Health Organization, WHO) などの公的機関や病院のウェブサイトなどを用いて子宮頸がんワクチンの接種の状況やヘルスリテラシーについての調査をした後、独自のアンケート調査を女子大学生と保護者を対象として行った。

調査の結果、女子大学生と保護者は子宮頸がんやその予防に関する基本情報は知っているものの、実際に接種をした者は少なかった。さらに、保護者への調査では、副反応が心配なため、ワクチンの接種を自身の子供に推奨したくないと回答する者が多かった。現在の親世代はワクチンによる副反応に関する報道から接種を懸念していることが明らかになった。さらに、ヘルスリテラシーは両者共に低いことが分かった。

製薬会社により、テレビやインターネットを通じて子宮頸がん予防啓発キャンペーンが日本全国で実施され、厚生労働省は各家庭にパンフレットなどを郵送している。こうした取り組みが存在するにもかかわらず、ヘルスリテ低い結果となった。情報が交錯する中では、正しい健康情報を入手し、理解し、活用する能力が求められる。ヘルスリテラシーを高めることにより、日本の子宮頸がんワクチンの接種率が上がり、子宮頸がんの予防に繋がると考察する。

洋画を使用した英語教育の効果 －高等学校での調査を軸として－

川崎 円花

【要 旨】

現代の日本人は小・中・高の学校教育において約10年間の英語の授業を受けているが、日本人の英語能力は相対的に高いとは言えない。2022年EF英語能力指数ランキングでは、世界112カ国中78位と極めて低い。この結果を受け、生徒が自主的に英語学習に取り組む必要があると考え、その動機づけの一つの方法として、本研究では洋画の有効的な活用法を提示する。

研究の背景として、上述したように国際的に見ても日本人の英語能力が低いことが分かることが挙げられる。また、令和4年度に実施された英語教育実施状況調査では、CEFR B1レベルに到達している高校生の割合は全体の21.2%と極めて低い割合であることが分かった。日本人が英語習得することが難しい原因は、3点ある。まず、学校教育における授業時間の少なさである。高等学校の英語学習環境は、1週間10,080分のうちわずか300分しか設けられていない。(吉田, 2014, P.3) 2点目は、日本語と英語の言語距離の遠さである。日本人が体系も言語構造も違う英語を習得するには相当な時間を要する。3点目は、ESL環境(English as a Second Language)と違い、日本は日常的に英語を使用しないEFL環境(English as a Foreign Language)である。このため、学校外での英語を学習する機会を増やすことが大切である。筆者は英語を学習する機会を増やすために、洋画を使用することで内発的動機付けを行い、学習者の英語学習に対する意欲を向上させることができると考えた。以上のことを踏まえて、本研究の目的は4点ある。1点目は、動機付けが英語学習にどのように関連するかを明らかにすること、2点目は、洋画鑑賞が学習者にとって比較的容易な英語学習方法の1つであることを明らかにすること、3点目は高等学校における英語教育において洋画を使用した授業の効果を明らかにすること、4点目は、どの洋画が英語学習への動機づけに最適であるかを授業案と共に提示することである。これらの目的を達成するために、本論第1章において動機付け理論や内的報酬の心理実験等の先行文献を精査する。本論第2章において、洋画と英語リスニングの関連性について述べる。本論第3章において、東京都の都立高等学校の1年生を対象とした英語学習への意識調査と洋画を使用した英語学習に関するアンケートの分析結果と考察を示し、第4章では、分析結果をもとに英語学習への動機付けに最適であると考えられる作品と授業案を提示する。

結論として、洋画鑑賞は英語学習への動機づけに最適であることが判明した。また、日本人が苦手とするListeningも楽しみながら学習でき、題材を考慮すれば教科横断的な学習も可能であることも示唆している。

Decisive Cultural Elements of Motivation in Second Language Materials

— A Study of Japanese EFL Learners

Qiu Chengyue

[Abstract]

In recent years, Japan has witnessed a paradigm shift in foreign language education, moving away from rote memorization to a focus on communicative components and informative content, with the shift increasingly accentuating the role of intrinsic motivation in the psychological mechanism of language learning. The cultural elements in second language learning materials directly impact students' intrinsic motivation, stemming from learners' curiosity and interests. However, when the content of learning materials is highlighted, significant cultural divergences between Asia and the West present unique challenges for Japanese learners, ranging from linguistic habits to ideological differences, which may influence their motivational levels.

This study aims to identify specific cultural elements that elicit particularly high or low motivational responses among a cohort of Japanese students and to examine the consistency and generalizability of these elements within this group. The methodology involved surveying 73 first and third-year students (35 males and 38 females) from the Faculty of International Liberal Arts at a university in Tokyo, followed by a quantitative analysis of the results. The survey comprised 40 preference questions (questions answered directly based on the individual circumstances of the participants) and 20 reading questions (questions answered based on the participants' level of preference for the content of reading materials), with responses rated on a scale from 1 to 6, where 1 indicates the lowest level of interest and six the highest. During data analysis, each question was tagged with labels indicating two groups in terms of their cultural attributes. Two distinct labels were employed to identify and conceptualize eight cultural elements and four cultural categories. The study utilized various statistical methods, including the computation of means, Pearson correlation coefficients, standard deviations, and linear regression analysis.

Additionally, visual data representations such as violin and scatter plots were employed to identify cultural elements that significantly elevate motivational levels. The research further examined the ubiquity of these results, scrutinized the learners' subjective perceptions of various cultural elements about specific reading materials, and assessed gender-based variations in the outcomes. The study revealed a generally positive response to all cultural elements, suggesting a strong preference for culturally rich content. Notable gender-based variations were observed, with female students typically demonstrating higher interest levels in certain cultural elements than their male counterparts. This positive response to culturally rich and varied content suggests the need for educators to carefully consider cultural relevance in material design and selection.

学校教育での LGBTQ 教育の課題と可能性
－ LGBTQ 教育と性的マイノリティへのいじめとスティグマ軽減－

児玉 真鈴

【要 旨】

LGBTQ 当事者（性的少数者）に対するいじめや差別、スティグマ（偏見）は、未だ日本に根強く蔓延している。近年でも、LGBTQ であることが原因でいじめや差別を受けたことがある人、それによって自殺や自傷行為に走る人が後を絶たない。

近年では、令和 4 年 12 月に文部科学省によって公表された改訂版生徒指導提要において、新たに性的マイノリティに関する課題やその対応について記されたほか、教職員向けに理解啓発のパンフレットを作成するなど様々な取組が行われ始めている。さらに令和 5 年 6 月 16 日には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」が国会で可決され、同月 23 日に公布、施行された。

しかしながら、性的マイノリティに関する施策には、悩みを抱えている生徒への教員側のアプローチの仕方や、それによって起こった問題への対応策について書かれているのみであり、指導に関する明記は無い。このように、日本では LGBTQ 教育を進める環境が十分に整っていないことがわかる。

そこで本研究は、LGBTQ 教育の課題と LGBTQ 教育が LGBTQ 当事者へのいじめ・スティグマを軽減する可能性を明らかにするため、先行研究や資料の調査・分析および日本の大学生（92 人）に対する Google Forms を用いた Web アンケート調査を行った。

文献調査からは、学習指導要領において「思春期になると異性への関心が芽生える」と記載されており、性の多様性に関する記述がなされていないことが、日本において LGBTQ 教育が十分に進んでいない要因の 1 つであり、歯止めとなってしまっている可能性があることが明らかになった。学習指導要領改訂の際に性の多様性に関する記述が盛り込まれない限り、教育現場において全面的に LGBTQ 教育を行うことは難しい点が必要な課題である。

Web アンケート調査からは、LGBTQ 教育が LGBTQ 当事者に対する受容度や意識の改善、いじめ行為を行ったことのある人の行動の改善に繋がったことが明らかになり、LGBTQ 教育がスティグマの軽減といじめの軽減に効果的であり、教育によるいじめの助長の危険性は極めて少ないことが示唆された。

英語音素のリスニング訓練の効果測定

－日本人学習者の観点から－

小林 未璃愛

【要 旨】

本研究では、日本人英語学習者を対象に、リスニング訓練による効果測定を実施した。本研究の目的は、日本語母語話者が英語を聴取する際に困難である5つの音素ペア、/r/ と /l/、/b/ と /v/、/s/ と /θ/、/s/ と /ʃ/、/z/ と /ð/ に関し、リスニング訓練を実施し、訓練効果を検証することであった。

本研究の実験は、訓練前テスト、訓練、訓練後テストの3つの手順で構成された。被験者として、日本語を母語とする日本人大学生で、TOEFL ITP テストのスコアを持っている被験者を用意した。訓練前テストとして、日本人英語学習者にとって、聴取が困難であるとされる音素が含まれる英単語をランダムに並べたテストを作成した。また、訓練後テストとして、別のリスニングテストを作成した。リスニングテストは、米国人のネイティブスピーカーに読み上げてもらった。訓練は、テストに含まれる英単語を、Initial、Initial consonant cluster、Intervocalic、Final consonant cluster、Final の5つの位置ごとに並べたリストと音声を用意し、1日1回、1週間継続して、訓練を実施してもらった。

実験の結果、被験者全員にリスニング訓練によるリスニング力の向上の効果が示された。特に、/r/ と /l/、/b/ と /v/、/z/ と /ð/ のペアにおいて著しい向上が観察された。一方、/s/ と /θ/、/s/ と /ʃ/ の2つのペアにおいては、スコアの上昇が見られたものの、向上率は低い結果となった。訓練前テストでスコアが低かった被験者は、訓練後のテストで著しい上昇を示した。一方、訓練前テストにおいてスコアが高かった被験者もリスニングスコアは上昇したが、訓練後のテストの上昇率が低かった。

本研究により、日本人英語学習者において、リスニング訓練は第二言語としての英語音素獲得に効果があることが示された。また、音素のペアにより、リスニング力の上昇率が異なっていたことから、短期間で獲得できる音素と短期間では獲得しにくい音素があることが示された。訓練前のテストでリスニング力が低かった学習者ほど、訓練後の向上が高く、訓練効果が示された。

現代日本の漫才における「オチ」の特徴と種類

－ M-1 グランプリを対象として－

小林 由佳

【要 旨】

漫才は日本の伝統的な笑いの形式の一つであり、その特徴的な要素であるボケとツッコミの対話から生まれるオチは、観客の笑いを引き出す重要な要素である。しかし、先行研究では、日本の伝統的な笑いである落語のオチの分類や漫才におけるツッコミの分類はなされているが、現代日本の漫才におけるオチの分類は十分に行われていない。そこで本研究では、M-1 グランプリから抜粋した漫才のテキストを対象に、漫才におけるオチの分類を行った。M-1 グランプリは、日本で最も注目される漫才のコンテストであり、その中で繰り出されるオチは、現代日本の笑いのトレンドを反映していると言える。

2020年から2022年の間の3年間に行われたM-1 グランプリにおいて、決勝戦ファースト・ラウンドを勝ち上がった上位3組、計9組の漫才の台詞を書き起こしたものをテキスト・データとし、内容分析を試みた。データの抽出にあたっては、演者の「フリ」と「オチ」になる発話に注目し、そこに観客の笑いが発生したものを対象として件数をカウントした。その後、各データにコード化を行い、それに基づいてカテゴリ化を行った。分析の結果、「単発型」、「繰り返し型」、「観客巻き込み型」、「伏線回収型」、「つかみ」、「最終オチ」という、6つのカテゴリと、さらに「軸となるストーリーに関連するか否か」というサブカテゴリが抽出された。この分類について考察を行った結果、漫才においては、最後の終わり方よりも、全体を通して、多くの落としどころ(笑いどころ)を作ることが重要視されるということが示された。これは、漫才が一つのストーリーを描く形式であり、その中で多くの笑いを引き出すことが求められるためである。

漫才のオチの分類は、多角的な視点から可能であり、その要素は内容、形式、パフォーマンスのスタイルなど多岐にわたる。今後の研究の展望として、これらの要素を基に新たな分類法が生み出され、既存の研究をさらに深めることが期待される。また、M-1 グランプリのような話題性と時代性が高い映像資料を用いることで、時代背景や観客の反応も考慮に入れることができるため、現代日本の漫才における新たなオチの分類法を提示することが可能となると考えられる。

「表現する」ということ

齋藤 祐太郎

【要 旨】

多くの人が「表現する」という言葉を耳にしたことや目にしたことがあるのではないかと思う。しかし「表現する」という言葉の意味は曖昧であり、私自身も、なんとなく理解していた。普段から行っているサーフィンをきっかけに、「表現する」こととは何なのかが気になり、今回卒業論文という良い機会を活かし、この主題を決めた。

まず「表現する」ことの意味から始めたい。「表現する」ことはアーティストなどが職業として行うものでもあるが、アーティストという職業でない人々も意識的、もしくは無意識的に行っていることである。「表現する」ことには3つのステップがあり、1つ目は経験するということである。人は生きていれば、必ず何かしらを経験する。これはインプットの作業に値する。この経験を通じて獲得した感情は個人的なものであり、世界に一つも同じものはない。その感情の蓄積が内側の自分を作っていく。次に2つ目のステップが、その蓄積を、他者が経験できるように現実世界に、形や音などにするということである。これはアウトプットの作業に値する。音楽を作ったり、絵を描いたりするだけがアウトプットではない。どのような服を着るか、どのような車に乗るかなどもアウトプットの一つである。自分の中の蓄積が自分はどうありたいか、どう見せたいか、何を伝えたいか、などに影響を与える。そして最後の3つ目のステップは、自分の中の蓄積を現実世界に表した時に、他者（自分自身の場合もある）が感じることである。この一連の流れが「表現する」ことであると考えられる。

さて、「表現する」ことの意義として、まず「表現する」ことは一種のコミュニケーションであり、人間はコミュニケーションする生き物である。従って「表現する」ことは人間の本質的な部分でもある。次に「表現する」ことを通じてネガティブな感情をポジティブに変換することが可能である。ネガティブな感情を材料として捉え、作品として昇華することができれば、ネガティブな感情は、むしろ、その人の強い特徴となり得るのである。そして私にとって「表現する」ことは、モチベーションでもあり、心の拠り所でもある。「表現する」ことが、肉体的にはではないが、精神的に、そして社会的にも、人間が健康であるために必要なものであると言えるのではないだろうか。そして「表現する」というこの考え方は、今の時代において必要な考え方でもある。グローバル化が進行している今の時代、日常的に異文化交流が行われる。「表現する」ためには、常識や正解にとらわれず、自分の視点を養うことが必要であり、それは、異文化交流を円滑に進めるための鍵となるのである。

第2のパートは「実践編」として、私が「表現する」ことを、コンピュータ・グラフィックスを使って絵に描くことで実行している。「グラデーション」と言うコンセプトを主題とし、実験的に様々なグラデーションの実例を描き、最終的に自分にとっての「日常」という作品に至った。

この論文の目的は、読者に表現を概念的に理解してもらうことではない。私が論文を通して「表現する」ことを実行しただけである。読者には「表現する」ことは何かを認識してもらい、そのことに少しでも意識を向けてもらうことで、読者の人生に何かの役に立てば良いと思う。

How to promote household-related food loss reduction

Kohki Daigo

【Abstract】

Food loss has become a serious topic in recent years due to the increase in the world population and the effects of global warming. The United Nations has introduced the 2030 Agenda for Sustainable Development, and countries are working to reduce food loss. Japan has introduced laws against food loss generated by restaurants and other businesses. Measures against food loss generated by households, however, mostly involve raising consumer awareness, although the Act on Promotion of Food Loss and Waste Reduction was enacted in 2019. Since households have more people than businesses, it is difficult to formulate effective measures. To achieve a significant reduction in the overall amount of food loss, food loss must be reduced not only from businesses, but also from households.

This study is intended to advance household food loss reduction and promote overall food loss reduction in Japan. Furthermore, this paper evaluates the consumer behavior in Japan and initiatives in various countries to determine what suggestions can be made regarding the causes of household-related food loss and remedial measures. Through a literature review, the paper compares Japan with South Korea, France, and the United Kingdom and analyzes the behavior of Japanese consumers. Information was gathered about each country through research papers, websites, and data from the Consumer Affairs Agency and the Ministry of Agriculture, Forestry, and Fisheries.

The results revealed that the causes of household-related food loss in Japan, in addition to leftovers, over-removal of food, and direct disposal by consumers, are still insufficient consumer awareness, inadequate preservation of ingredients and food, and a lack of education, as consumers are suspicious of recommended practices due to their concern about food loss. As improvement measures, the introduction of a pay-as-you-go system and food waste prevention applications (apps) and the expansion of supermarkets that sell imperfect foods that unevenly shaped or expiration date was approaching were found to be effective in changing consumer behavior, as well as the initiatives from other countries. The study concludes that education has a significant effect on consumers and that new social education for consumers who have already completed compulsory education or school and a review of current home economics education is needed.

青年期の透明性錯覚と親からの期待に関する研究

竹内 あやか

【要 旨】

青年期は親から自立し、自我（アイデンティティ）を確立していくことが課題である。しかしながら、両親との関係性や心理的距離に問題を抱えたまま青年期を迎えると対人場面において同じパターンの問題を繰り返してしまふ。他者とのコミュニケーションにおいて、相手の考えていることや、発言に込められた意味を推測しながら自分のメッセージを伝える必要がある。透明性の錯覚と呼ばれる現象がある。これは、まるで自分が透明になってしまったかのように、思考や感情など、外からは見えないはずの自分の内的経験が他者に見抜かれる程度を過大に見積る傾向のことである（Gilovich, Savitsky, & Medvec, 1998）。観察者の側にも透明性錯覚があり、自分は行為者の心的経験を正しく認識していると過大推定する傾向のことであり、他者の心を見透かしているという錯覚である（鎌田・堀・伊藤・吉野, 1999; 武田・沼崎, 2007）。本研究は、親の過度な期待が、青年期の対人交流に与える影響を明らかにすることで、親の期待の影響を見直し、他者とのコミュニケーションで起きてしまう透明性錯覚という状態を問題として提起することを目的としている。

調査対象者は、18歳から25歳の男女であり、計101名にGoogleフォームを用いて調査を行った。透明性錯覚を扱った尺度が存在しなかったため類似概念として対象関係尺度における「一体性の過剰希求」という下次元（井梅・平井・青木, 2006）を使用した。分析の結果、過度の期待と一体性の過剰希求との間に正の相関が認められ（ $r=.19, p<.01$ ）、「親子の信頼関係」との間に負の相関が認められた（ $r=-.17, p<.01$ ）。よって、親から過度に期待されていると感じている学生ほど親が自分の要求や行動を100%共有しようとしていくと感ずる傾向があるとともに、親への信頼感は薄かった。また、一体性の過剰希求を目的変数とし、過度の期待、共感性、親子の信頼関係を説明変数として重回帰分析を行った結果、親からの期待が弱いが有意な変数であることが判明した（ $\beta =.19, p<.10$ ）。

これらの結果から、親から過度な期待を受けた子どもは、そうでない人に比べて、対人交流の仕方である対象関係が影響を受け、透明性錯覚のような特異な対人認知にいたるといふ可能性が示唆された。その一方で、調査対象者数の確保や属性の偏り、使用尺度の項目数など調査の段階における課題点が残された。また、属性ごとの比較研究や、親からの期待を高群と低群に分けた分析も今後の課題となった。

日本における医療通訳ニーズ、人材確保、雇用体制に関する文献検討

趙 亦瑋

【要 旨】

日本の病院に来院する外国人数は増加している。外国人医療の増加にともない、医療通訳に対する需要が高まる一方で、医療通訳者の専門知識が系統的に教育されておらず、医療通訳者の認知度や給与は依然として低い。本論文では、医療通訳業界の課題と医療通訳のニーズ、人材確保、雇用体制について文献検討し、解決策を検討する。

医療通訳の利用率と認知度について、厚生労働省ホームページ、CiNii, google scholar を用いて調査した。キーワードは「医療通訳 課題」「医療通訳の発展」「医療通訳 利用度」「医療通訳の現状」「医療通訳者 ニーズ」「医療通訳者 雇用」として、2010年から2023年8月までに発行された文献を抽出した。

該当文献はCiNiiで0件、google scholarで4,810件であった。厚生労働省ホームページからの検索結果は5,310件であった。その中から原著論文を抽出した結果、合計14件であった。

文献検討の結果、医療通訳業界の課題としては、医療通訳の人数配置が足りないことや事務職員の兼職率が高いことが挙げられた。医療通訳のニーズは中小病院より大病院において高い一方、大病院ではより複雑な治療プロセスがあるため、医療通訳者の専門性を確保することと医療機関が医療通訳に対する認識を高めていくことが重要であることが示唆された。また、外国人患者への対応が小病院では少ないため、専門人材の確保が困難と考えられた。雇用体制では、専業で正職員の医療通訳者が少ないことが挙げられた。

日本における医療通訳のニーズ、人材確保、雇用体制について、今後医療通訳業界が好循環になる為には、政府機関と自治体の協力、医療通訳者と患者と医療機関のニーズを知ること、医療通訳の需要に対する認識を高め利用率を上げることが重要であると考えられる。医療通訳者の利用率を向上し、より質の高い医療通訳を提供することが今後の日本の外国人医療の発展に重要な役割を果たすと考える。

現代社会における伝統工芸品の存在意義：南部鉄器が創り出す日常生活の「ゆとり」

中村 蓮

【要 旨】

本研究では、私の生家である岩手県盛岡市の伝統工芸品である南部鉄器を例にして、伝統工芸品がもつ長い歴史や、それに伴う職人の技術がどのように今日まで受け継がれ、それが、現代を生きる私たちの日常生活の中で、どのような影響を与えているのかを論じる。この卒業論文の中心的テーマである南部鉄器は、大きなくくりとしては、芸術分野を扱う学問領域に属する対象ではあるが、「役に立つかどうか」と言う視点から見ると、低く評価される傾向があるのではないだろうか。芸術分野を志す人々のなかには、人々の「役に立つ」というよりは、自己表現を追求したいために、芸術活動に奮励している層があると感じる。結果として、自分の表現したものが、だれかの「役に立つ」ことはあるかもしれないが、表現自体がもともとの目的だった場合、そこに「役に立つ」と言う意図は本来含まれていないのではないだろうか。そもそも、芸術は相対的に評価されるものではなく、絶対的にそれ自体のもつ価値を認めるものであり、そこに優劣をつけることこそ無粋であると私は考える。近年のコロナ渦において、芸術活動が、しばしば不要不急の事柄として報道されることがあったのは確かである。しかし、芸術は人々にとって本当に不要不急のものだろうか。極端な話、芸術がなくても人々は生きていくことができるだろう。しかし、芸術は人々の心に深く浸透し、生活をより豊かにするだけでなく、時として人々をつらい現実から切り離す力がある。つまり、目に見える形で「役に立つか」どうかではなく、人々の心を動かすものであるが故に、芸術の存在意義があるのではないだろうか。

おそらく、南部鉄器も、それ自体がなくても生活できるし、万人にとって「役に立つ」ものとは言えないかもしれない。しかし、それを理由に、学問の研究対象としての評価を低く見積もるのであれば、人々が長年築き上げた芸術や文化はいずれ廃れてしまうだろう。また、それらを「役に立たない」といっしょくたにして排除してしまえば、受け継がれてきた生活そのものを壊すことを意味するのではないか。だからこそ、芸術文化を保護し、後世に伝えていくことは、現代を生きる私たちの使命であり、それが芸術文化を研究していく意義と呼べるのではないだろうか。

人々の日常生活の中で親しまれて来た伝統工芸品は、多くの試練を乗り越え、今日まで受け継がれてきた。そして、現代に生きる職人たちが、その伝統にさらなる研磨を加え、後世につないでゆく。「役に立たない」と言われてしまえばそれまでだが、私たちの今ある日常の文化は、こうした営みが昔からなされてきた結果であり、むしろ、「役に立たない」と言われるものこそ、人間にとって価値あるものであり、私たちはそれらを保護し、子孫に残していくことが重要ではないだろうか。この卒業論文では、南部鉄器がどのようにして今日まで受け継がれてきたのか、そしてそれらは、現代を生きる私たちにとってどのように「役立っている」のかを論じている。南部鉄器に代表される芸術文化が「役に立たない」と分類され、それ故に、それらが排除されたならば、世の中は非常につまらないものになるだろう。そんな世の中ではなく、人々の生活に彩をもたらし、多くの人々が豊かな人生を歩むことのできる指針を示すことが、この研究の究極的な目的である。

課外活動が小学生に与える影響 －教育大国シンガポールを事例として－

二宮 紫緒里

【要 旨】

本論文では、「教育大国シンガポールでの課外活動」に焦点を当てて、学力だけではなく、グレード化されつつある課外活動が子供にどのような学びを与えるのか、ということ进行调查した。

先行研究では、シンガポールの建国の背景を踏まえ、現在に至るまでの教育の変化や、課外活動への捉え方、習い事や課外活動によって引き起こる課題について明らかにされている。

本研究の仮説は以下の2つとした。

仮説1：生徒の人格形成のための課外活動がグレード化によってストレス増大に繋がり、本来の目的である「楽しさ」が減少している。

仮説2：たとえ課外活動がグレード化されていても課外活動は生徒の人格形成や成長にとっては有効であった。

本研究の調査方法は、25歳から30歳の中華系シンガポール人の男女6名を対象に半構造化面接によるインタビューを1人平均30分間行った。

本調査の結果、仮説1の「生徒の人格形成のための課外活動がグレード化によってストレス増大に繋がり、本来の目的である「楽しさ」が減少している」ことの妥当性は検証できなかったが、「ストレス増大を引き起こしているものは課外活動ではなく家庭環境である」ことが確認できた。仮説2の「たとえ課外活動がグレード化されていても課外活動は生徒の人格形成や成長にとっては有効であった」ことの妥当性は検証することができた。さらに、「忍耐力やチームワーク力、気配り、客観的視点の獲得以外にも、課外活動によって自身の性格を変えることができた」という結果も得られた。そしてこのような変化や獲得した能力はその後の仕事の面で有効に発揮されたという回答が多かった。

以上の調査を行ったことにより、シンガポールの教育の一環である課外活動はグレード化という課題が発生している一方で、子供のストレス増大を引き起こしているものではなく人格形成や成長に必要な要素であるということが確認できた。これは、自分が将来子供の育て方を考える際に、1つの参考になるであろう。

実店舗における陳列棚の形状及び配置が消費者のワクワク感に与える影響

波多野 想

【要 旨】

近年、インターネットの普及による購買行動の多様化によって消費者のニーズには大きな変化が見られるようになってきた。商品入手のためだけではなく、新奇性や非日常性の追求のために実店舗での買物を選択する消費者が増えつつある現在、消費者の心理的側面に焦点を当てた店舗内環境づくりを行うことはより一層重要になってきているといえるであろう。とりわけ店舗内で体験する楽しさ・喜び・感動などのワクワク感を高めることは、来店願望や購買行動に変化をもたらし、消費者と企業の双方の有益性の向上に繋がると考えられる。店舗内での感情と店舗内での刺激の関係を扱った多くの先行研究によって、消費者の感情が店舗内の行動を説明・予測する重要な概念であることが確認されている。しかし、実店舗における陳列棚の造形と消費者の心理的側面の関係性について取り上げた研究例は乏しい。そこで本研究では店舗空間の構成要素の一つである陳列棚の形態に着目し、陳列棚の形状及び配置と消費者のワクワク感との関係性について検討した。具体的には、実店舗における陳列棚の曲線比率の変化が、消費者のワクワク感を構成する快・覚醒と好感度にどのような影響を与えるかを明らかにすることを目的とした。

大学生と社会人 51 名（男性 18 名、女性 33 名、平均年齢 28.0 歳）を対象に、7 段階の SD 法を用いた集団調査形式の印象評価実験を実施した。陳列されている商品の影響が統制されており、陳列棚が多く配置されている「書籍や雑誌の販売を行う書店」の画像を評価対象として設定し、画像生成 AI ツールによって陳列棚の曲線比率が異なる 3 パターンの店舗画像を作成した。各店舗画像をスクリーン上に順次提示し、快に関する項目、覚醒に関する項目、好感度に関する項目の合計 9 の評価項目について回答を求めた。

1 要因分散分析の結果、曲線比率の異なる陳列棚を含む店舗画像が快、覚醒、好感度全てに有意な影響を与えており、陳列棚の曲線比率が高いほど期待感や楽しさ、感動などのワクワク感と好感度が高まることが明らかになった。陳列棚の曲線比率が最も高い店舗では、特に満足感（満足する）や期待感（何かありそう）、楽しさ（楽しい）、感動（ハッとする）などの印象が好感度に影響を与えていた。消費者のワクワク感及び好感度を高める店舗内環境の構築には、陳列棚の形態決定が重要な意味を持つことが示唆された。

在日外国人が経験する精神文化的なカルチャーショックの特徴について

林 菜帆

【要 旨】

日本に在住する外国人の異文化適応は、その必要性が重視されており、長年にわたり、異文化適応、カルチャーショック研究は進められてきた。石井（1984; 2013）によれば、文化は精神、行動、物質の三層から構成されているが、これまでのカルチャーショック研究は主に文化の構成要素の1つである行動文化における適応に焦点が当てられており、行動文化の基盤となる精神文化とのかかわりについての分析が十分になされていない。また、調査対象となるコンテキストは、学校内・職場内と言った特定の場面が多く、日常生活内での調査はあまり行われてこなかった。

そこで本研究は、日常生活内における精神文化的なカルチャーショックの特徴を明らかにすることを試みた。日本在住の外国人10名を対象とし、質的及び量的研究の視点から分析を試みた。日本での肯定的及び否定的なカルチャーショックの経験について、半構造化面接により語ってもらい、そのショックの程度を5件法のリッカート尺度を用いて測定してもらった。そして、インタビューから得られた回答に対して、精神文化の視点からコード化を試みた。そしてすべてのコードをカテゴリー化した。カテゴライズの過程では、原（2013）が提唱する日本的価値観である「人間関係本位主義」、「現世主義・実益主義・行動主義」、「自然との共存」、「情緒的感性」、さらには岩男・荻原（1988）で明らかにされた「排他的意識」を参照した。その結果、外国人の日本文化への適応に影響を及ぼす精神文化的なカルチャーショックは、人間関係を重んじる「人間関係本位主義」、外国人に対する差別意識を表す「排他的意識」、そして現世での利益を大切であるとする「現世主義・実益主義・行動主義」といった価値観から引き起こされることが分かった。

しかし、本研究には限界があったのも事実である。調査対象者は、主にアメリカ国籍であり、日本滞在年数は2年から5年程度であり、精神文化的なカルチャーショックを深く経験しているとは限らなかった。今後の展望として、ソーシャルメディアなどがより普及し、日本文化がより学びやすくなった環境や、日本に居ながらにして祖国と交流が継続できる環境において生じる、新たな種類のカルチャーショックの特徴を研究していくことが課題となるであろう。

中学時代の短期海外経験はレジリエンスの育成のどう関わるのか

兵頭 和磨

【要 旨】

本研究の目的は、中学時代の短期海外経験がレジリエンスの育成にどう関わるのかを明らかにしていくことである。

近年、中学生を対象とした海外体験プログラムも多く見られ、中学生でも海外体験プログラムに参加できる機会は増えている。中学時代の海外経験に着目した研究も、数は少ないが存在し、平井 et al. (2019) の研究では、中学時代の短期海外経験によって参加者の行動や意識、キャリア形成などに影響を及ぼすと言及されている。

海外経験に関する研究の中で、野崎 et al. (2019) の研究では長期の海外滞在によって、近年注目されている「レジリエンス」の育成に影響があると述べられた。先行研究では、短期の海外経験によってレジリエンスの育成に影響を及ぼすのかは明らかになっていない。しかし、小林 & 渡部 (2017) では、青少年初期の段階では、学校規模の活動でもレジリエンスの育成に有効であることが示されていることから、本研究では、多感な中学時代であれば短期海外経験でもレジリエンスの育成に関わりがあると仮定し、中学時代に短期の海外経験をした人を対象に調査を行うこととした。

本研究のリサーチクエスチョンとしては、「短期海外経験プログラムへの参加者らは、中学時代の短期海外経験が自身のレジリエンスをどう育てたと考えているか」を設定した。

具体的な研究方法として、本研究では、全国区で国際交流プログラムを実施している「ラボパーティー」の、1ヶ月ホームステイプログラムに中学時代に参加した成人を調査対象者とし、予備調査も含め5名の対象者に対して、zoomを用いオンライン上で半構造化インタビューを実施した。収集したデータを、グラウンデッド・セオリー・アプローチ (GTA) を用いて分析を行った。

分析の結果、調査対象者らが、海外での生活で生まれるあらゆる困難から精神的なストレスを抱える状態を乗り越える方法として、「立ち向かう」、「耐える」、「避ける」の大きく3つに分類でき、これらとレジリエンスとの関わりを検討した。

「立ち向かう」は、特に人間関係を克服するプロセスでレジリエンスとの関わりが強いと考えた。

「耐える」は、「状況が変わる明確な見込みがあることによる行為」という点で先行研究と類似していた一方で、「耐える」行為が「諦め」の感情から生まれている点が先行研究と違い、新たな発見だった。

「避ける」は、持続的なストレスを抱える状態であるか否かで異なる見解が見られた。

本研究では、中学時代の短期海外経験が自分自身への認識や、行動を変化に影響し、間接的なレジリエンスとの関わりがあることも示唆された。さらに、レジリエンスの育成には、本人を受け入れてくれる存在の重要性が再認識された。

正社員の仕事におけるコントロール感がリカバリー経験へもたらす影響

帆足 沙世

【要 旨】

近年、IT 技術の発達やコロナ・パンデミックによるリモートワークの増加によって仕事と私生活の境界線は曖昧さを増すようになってきている。先行研究によると、仕事のパフォーマンスや well-being の向上には私生活や余暇の過ごし方が大きく影響することから、仕事と私生活の切り替えを重要視する動きが増している。就業中のストレスや疲労によって消費された個人資源を、元の水準に回復させるための就業時間以外の活動はリカバリー経験と呼ばれる。リカバリー経験は仕事によって減った内的資源を回復するためのプロセスの一つであり、この値が高いほど従業員のバーンアウト傾向は減少し、従業員の職務満足度は上昇することが先行研究より明らかになっている。リカバリー経験は、「心理的距離」「リラックス」「熟達」「コントロール」の4つの側面で構成される。仕事量などの仕事の負担や、仕事上のコントロールの低下によりリカバリー経験は阻害されやすく、仕事のコントロールなどの仕事の資源が多いとリカバリー経験が促進される。仕事をコントロールできていると感じるためには、仕事において「意味」、「能力」、「自己決定」、「インパクト」という4つの認知的な動機づけ要素からなる心理的エンパワメントが必要とされる。

本研究では、正社員 (n=221) を対象に質問紙調査を行った。質問紙では、回答者の属性 (年齢、婚姻状態、居住状況、職種、業種、社会人経験年数、所属会社の従業員数、仕事がある日の1日の平均家事時間、在宅勤務の頻度) と心理的エンパワメント尺度、リカバリー経験尺度についての回答を得た。

相関分析の結果、心理的エンパワメントと「心的距離」を除くリカバリー経験において弱い正の相関が、「心理的距離」とは弱い負の相関が確認された。特に、心理的エンパワメントの「能力」と「自己決定」とリカバリー経験の「コントロール」の相関が有意であったことから、仕事における自身の能力に自信と裁量権を持つことは、就業後の内的資源の回復において重要であると考えられる。また、リカバリー経験のコントロールは他の下位尺度と相関があることから、心理的エンパワメントが高まることによって就業後のコントロール感も高まり、そのコントロールの知覚が他のリカバリー経験の下位尺度を促進させる可能性がある。

『ドラゴンクエストXI』のゲーム内ムービーシーンにおける役割語の日英翻訳

－字幕及び音声进行分析対象に－

前田 悠吏

【要 旨】

本論は、ゲームソフト『ドラゴンクエストXI』(SQUARE ENIX, 2019)のムービーシーンにおける字幕と音声を対象に、日本版ではどのような「役割語」が使われており、北米版ではどのように訳出されているか、また両版の表現に対応関係はあるかという3点をリサーチクエスチョンとし、「役割語の翻訳のモデル」(文, 2017)を用いた分析を行う事例研究である。役割語とは、特定の人物像と結びつく特徴的な言葉づかいを指す概念であり(金水, 2009)、現実の会話では用いられないことが多く、フィクション作品などでよく観察される。日本語の役割語は、他言語で表すのが困難な場合も多い。役割語の翻訳のモデル(文, 2017)とは、翻訳の際に、起点テキスト(ST)と目標テキスト(TT)間で、発話から想像される人物像を近づけることにより、受け手が抱く印象や感じ方を近いものにしようとする翻訳方法である。

文学作品・マンガ・アニメ(字幕のみ)にみられる役割語の日中翻訳を分析対象とした文(2017)は、分析対象を拡大する必要性を説いた。そこで本研究は、『ドラゴンクエストXI』のムービーシーンを用い、字幕と音声の両方を扱った。分析方法は文(2017)に倣い、STとTTのセリフから人物像の特徴を特定し比較することで、対応関係の有無を調査した結果、次の3点が明らかになった。1つ目に、STでは8種類の役割語が観察され、キャラクターごとに異なる種類の役割語を組み合わせて使用することにより、人物像の特徴を表現していた。さらに、本論は〈司会者ことば〉と〈魔物ことば〉という2種類の役割語を新たに提案した。2つ目に、TTでは訳出方法に応じて①地域性をもつ英語に訳出されたグループ、②非標準的な英語に訳出されたグループ、③標準的な英語に訳出されたグループに分類することができた。①と②のグループはSTの人物像の特徴をTTでも表現できている場合が多かったが、③のグループはSTの人物像の特徴がTTでは失われたり異なるものになっていたりした。3つ目に、本作品では日本語の役割語に一对一に対応する英語の表現はみられなかったが、非標準的な表現や音声的な特徴を用いることで、役割語のもつ非標準性を表せるとわかった。今後より広い範囲でデータを収集することができれば、さらに多くの役割語及びその訳出事例を見出せると考える。また、本論が新たに創出した2つの役割語についても、事例を追加して検討することで、より実用的なものにすることができるだろう。

高校美術はいかなる「文化」理解を促進するか －検定教科書鑑賞セクションの批判的談話分析－

三上 明花

【要 旨】

本研究の目的は、高校美術検定教科書の言語表現、言語使用による文化の表象のされかたを分析し、上記教科書がもつ権力性を明らかにすることである。研究背景は、グローバル人材の育成が教育に求められ、美術でも、多様な文化理解の目標が設定されたことである。しかし、図版を中心に分析した先行研究では、西洋美術への偏りが報告され、文化理解としての機能は疑問視される。本研究では、文化理解促進の観点から、教科書の言語表現、言語使用による文化の表象を分析によって明らかにする。リサーチクエスションは、「高校美術検定教科書の作品解説文は、文化をどのように表現するか」である。本研究で使用した研究方法は、Fairclough が提示した批判的談話分析である。研究対象は、日本の高等学校教育科目「美術 I」の検定教科書「美術 1」（光村図書）、「高校生の美術 1」「高校美術」（日本文教出版）の 3 冊である。作品鑑賞を目的としたセクションを各教科書から抽出し、分析対象とした。先行研究を受け、西洋の文化、日本の文化、西洋・日本以外の文化に分けて分析した結果は次のとおりである。

①西洋文化の表象：近代、現代西洋美術の特徴である個人主義的価値観を前景化し、近代以前の西洋美術を抑圧することで、近代、現代西洋美術を西洋美術の全体のように表象する。

②日本文化の表象：日本伝統的美術の独自性を強調し、それが枠外の世界にまで影響を与えたことを表象する。また、読者を、日本伝統的美術の知識を持つコミュニティへ参与させる一方で、読者は仏教文化に精通していることが前提となる。そして、日本の伝統的美術は、読者にとっては歴史性の高いものであり、現代美術の材料となる。

③西洋・日本以外の文化の表象：美術教科書においては、掲載される領域はデザインと自画像に限定されており、文化の知識も表層的である。掲載作品の文化的意味や役割までは語られない。

上記の文化の表象から、先行研究と同様の、西洋偏重の傾向と日本のナショナリズム的なイデオロギー、第三世界が周縁的扱いを受ける構図が顕在化された。加えて、偏重傾向のある西洋文化では、近代、現代以降の文化が重視され、近代以前の文化は抑圧されていることが明らかとなった。美術は 5 科目と比較し必要性の低い科目として捉えられるが、マルチモーダル性が高く、文化を知る姿勢を提供する影響力は過小評価できない。上記の知見は、グローバル市民形成が強く意識される社会で、芸術の役割とともに継続して考察されるべきである。

家庭用オンラインゲームが大学生の対人認知能力に与える影響

山上 海志

【要 旨】

今日の日本社会において、ゲームを取り巻く環境は大きく様変わりしている。その1つとしてだれでも簡単に遊ぶことのできるスマホゲームの台頭が挙げられる。実際にこの数年でスマホゲーム市場は急激な成長を遂げている。一方でそれに伴う悪影響も存在している。それはスマホゲーム依存である。2018年にWHOはスマホゲーム依存を含むゲーム障害を国際疾病分類に追加した。日本では県の条例で対策が組まれるほど、ゲーム障害は健康を脅かすものとして注視されている。こうした現状からゲームに対するイメージはネガティブなものになっている。

ゲームの影響を検討したものとしてこれまで社会性や攻撃性などに注目した研究がなされてきた。しかし、その多くが第三者の介入があるオンラインゲームの検討が多かった。他にもゲームのジャンルや機種などによる影響の違いが示唆されており、また、自己概念との関連性を見出すものは少なかった。その領域に大きな検討の余地を残しており、本研究ではオフラインゲームで検証を行うことにより、オフラインゲームにおけるポジティブな影響を見出し、ゲームに対するステレオタイプ的なイメージを払拭することを目的とした。本研究ではゲームが自己概念に与える影響、オフラインゲームにおける攻撃性と社会性の変化、ゲームをプレイすることと罪悪感の関連を調べた。

本研究ではオフラインで行うアドベンチャーゲームにおいて、プレイ前と後でどのような心理的变化があるかについての実験検証を行った。19歳から22歳にわたる計10名の大学生を対象とした。5日間連続で1回15分ほど被験者にゲームをプレイしてもらい、その前後でアンケートやインタビューを行った。比較するために使用した尺度項目は自己効力感、社会志向性、罪悪感、攻撃性の計四つである。分析を行った結果、自己効力感と社会志向性に有意な差がみられ、その他の項目で有意な差はなかった。自己効力感はゲームプレイ前の方が得点が高く、一方で社会志向性はゲームプレイ後の方が高かった。これらの結果から、オフラインゲーム機でアドベンチャーゲームをすると社会志向性が上昇することが示され、ゲームのポジティブな影響が示唆された。

本研究から家庭用ゲーム機が攻撃性や罪悪感に与えるネガティブな影響は少なく、それに対して社会志向性にはポジティブな影響を与えることが判明した。自己概念との更なる関連やオンラインゲームとの比較検討など、様々な条件下での検討の余地があるといえる。

投稿規程 (2022年4月1日改正)

1. 目的:

本誌は、主に順天堂大学国際教養学部¹に所属する教員の研究を公開する媒体とし、国際教養に関する学術的研究の発展に寄与することを目指す。

2. 原稿の種類:

原稿の種類は、総説、研究論文、調査・実践報告、研究ノート、書評であり、内容は以下の通りである。投稿する原稿は、著者のオリジナルであり、且つ未発表のもの（学会等の口頭およびポスター発表はこの限りではない）に限り、多重投稿を禁ずる。

総説:

特定のテーマに関する内外の諸研究を幅広く収集し、それらを多角的かつ総合的に考察したもの。

研究論文:

研究結果の論証を経て新たな知見を提示し、独創性があり、学術的な意義が明らかである論文。

調査・実践報告:

研究または教育の調査・実践において、結果の重要性が高く、教育実践の向上・発展に寄与し、発表の意義が認められるもの。

研究ノート:

内容的に研究論文には及ばないが、得られた研究結果の重要性が高く、発表の意義が認められるもの。

書評:

書籍の宣伝ではなく、関連分野における当該書籍の重要性および位置づけを明らかにするもの。

その他:

上記の分類いずれにも入らず、かつ、編集委員会が必要と判断したもの。例えば資料等。

3. 投稿資格:

本誌に投稿または寄稿できる者は、以下の通りとする。共著者がいる場合は、筆頭著者のみが以

下の者であればよい。

- (1) 順天堂大学国際教養学部の専任教員
または非常勤教員
- (2) 順天堂大学教職員（非常勤も含む）、同大学学部生、同大学大学院生、同大学卒業生、同大学院修士生、同大学研究生、同大学専攻生、同大学協力研究員
- (3) 順天堂大学に所属しない場合には、編集委員会が認めた者

4. 使用言語と長さ:

原稿は、英語あるいは日本語で執筆されなければならない。原稿の長さは、要旨、参考文献など全てを含めて、以下の文字数を超えないものとする。

| | | |
|----------|---|---------------|
| ・総説 | } | 英文 16,000 語以内 |
| ・研究論文 | | 和文 32,000 字以内 |
| ・調査・実践報告 | } | 英文 6,000 語以内 |
| ・研究ノート | | 和文 12,000 字以内 |
| ・書評 | } | 英文 3,000 語以内 |
| ・その他 | | 和文 6,000 字以内 |

※やむを得ず上記の文字数を超える場合には、原稿提出時迄に原稿受付の可否を含め、編集委員会へ必ず問い合わせること。

要旨 (Abstract) は、原則としてすべての原稿の初めに英文と和文で記述することが必要である。英文は、200 語以内、和文は、500 字以内で記述すること。図・表は、十分な解像度とし (概ね 600dpi 以上) 数は表と図合併して 10 個までとする。原則モノクロ印刷となるためモノクロで判別可能な図・表を作成し使用すること。図表のサイズはワシコラム (1 ページ幅に対し 1/2) ダブルコラ

ム(1 ページ幅に対し 2/2)、フルページ (1 ページサイズ) のいずれかで作成すること。

また、索引検索用にキーワードを3~5つ、を要旨 (Abstract) の後に記すこと。キーワードは英文と和文の要旨 (Abstract) それぞれの後に要旨 (Abstract) と同じ言語で記すことが必要である。

書評の場合にも、初めに要旨 (Abstract) 及びキーワードは記述が必要である。要旨 (Abstract) の語数、文字数については前述の規程に則ること。

なお、使用する言語が、第一言語でない場合は、投稿前に必ず Native Speaker によるチェックを受けること。

5. 採否 :

投稿原稿の採否は、編集委員会の審査によって決定する。編集委員会は、著者に補筆や修正を求める場合がある。

6. 稿料・掲載料 :

稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。掲載原稿の著者には、抜き刷り30部を贈呈する。

7. 執筆要領 :

原稿は、編集委員会が指定したテンプレートを使用し作成すること。書式は、以下の原則による。引用文献の記載は、アルファベット順【例1】、または番号順【例2】で記載すること。

(1) 英文は最新の APA (*American Psychological Association*) に従うこと。雑誌引用は、著者名、発行年、題名、雑誌名、巻(号)、頁一頁の順に記述する。単行本引用は、著者名、発行年、題名、発行地、出版社名の順に記述する。欧文の書名はイタリック体にすること。和文の参考文献も、原則として、英文の様式と同様にすること。

【例1】

Karmiloff-Smith, A. (1992). *Beyond modularity: A developmental perspective on cognitive science*. Cambridge, MA: MIT Press.

Kaufman, J. M., & Burbach, H. J. (1988). Creating classroom civility. *Education Digest*, 63(1), 12-18.

【例2】

① マクルーハン, M. (1968). 『ゲーテンベルクの銀河系:活字的人間の形成』(高儀進・訳). 竹内書店.

② 北山忍・唐澤真弓 (1995). 「自己:文化心理学的視座」『実験社会心理学研究』第35巻, 第2号, 133-163頁.

(2) 論文の種類によってはAMA (*American Medical Association*) または MLA (*Modern Language Association*) に従った引用方法も認めることとする。

(3) 脚注については、本文中の該当個所の右肩に順に番号をうち、脚注自体は本文のあとにまとめて掲載する。

8. 校正・印刷 :

著者による校正は、原則再校までとし、以後は編集委員会に一任する。校正の段階での修正は、誤植、誤字・脱字の範囲内で行い、内容に関する加筆・修正は認めない。

図・表は原則としてモノクロ印刷とする。論文の性質上、特別な費用(カラー写真など)を必要とした場合は、著者負担とする。

9. 著作権 :

本誌に掲載された論文の著作権は著者に、版權は順天堂大学に属する。著者は、掲載された論文の電子化とその公開を承諾するものとする。

10. 投稿 :

投稿する際は、「投稿カード」を記入し、以下3点を確認すること。1) 多重投稿がないこと、2) 共著者全員から投稿の承諾が得られていること、3) 使用言語が第一言語ではない場合、Native Speaker によるチェックを受けていること。

原稿は、メールにて Word ファイル及び PDF ファイルを提出すること。尚、原稿にはメールアドレスの掲載を必須とする。

11. 原稿提出先 :

[Email] fila_journal@juntendo.ac.jp

12. 問い合わせ先 :

〒113-8421 東京都文京区本郷2-1-1

順天堂大学 国際教養学部

本郷・お茶の水キャンパス事務室
順天堂グローバル教養論集編集委員会

〔TEL〕 03-5802-1729

〔FAX〕 03-3818-1168

〔Email〕 fila_journal@juntendo.ac.jp

この規定は、2015年4月1日より発効する。

2017年4月1日一部改訂

2018年4月1日一部改訂

2019年6月1日一部改訂

2020年4月1日一部改訂

2021年4月1日一部改訂

2022年4月1日一部改訂

Submission Guidelines for *Juntendo Journal of Global Studies*

(revised April 1, 2022)

1. Objective

This journal aims to contribute to the development of academic research on global studies, mainly by serving as a medium for making public the research of Juntendo University faculty members in the Faculty of International Liberal Arts.

2. Categories of Manuscripts Accepted

The journal accepts reviews, research papers, investigation/practice reports, research notes and book reviews as defined below. Submitted manuscripts must be an original, unpublished work by the author(s). (In this context, “published” does not include verbal disclosure or poster presentations at an academic conference.) Duplicate submission is not allowed.

Review:

A review paper that brings together a wide range of domestic and international research on a specific topic and examines that research in a multifaceted and comprehensive manner.

Research Paper:

An original paper that presents new findings with demonstrated research results and has clear academic significance.

Investigation/Practice Report:

A report detailing important results from investigation/practice in terms of research or education, contributes to the improvement and development of educational practice and whose publication has discernible significance.

Research Notes:

Although the content is not to the level of a research paper, the obtained results are important and the content has discernible significance for publication.

Book Review:

The review article is not a promotion of the book, but a clarification of the importance and position in the related field(s).

Other:

Any manuscript that does not fall into any of the aforementioned categories and whose publication is deemed necessary by the Editorial Committee. An example would be Documents.

3. Eligibility to Submit

The following persons may submit or contribute manuscripts to the journal; for manuscripts with multiple authors, only the first author needs to meet the following criteria.

- (1) Academics from the Juntendo University Faculty of International Liberal Arts (including part-time faculty).
- (2) Faculty and staff from Juntendo University (including part-time faculty), or Juntendo University undergraduate students, graduate students, alumni, research students, specialized research students or collaborative researchers.
- (3) Those from other institutions who have been approved by the Editorial Committee.

4. Language and Length

Manuscripts must be written in either English or Japanese. The total length of the manuscript, including the abstract and references, shall not exceed the applicable word limit specified below.

- | | | |
|-------------------------------------|---|-----------------------------|
| • Review | } | English: 16,000 words |
| • Research Paper | | Japanese: 32,000 characters |
| • Investigation/ Practice Report | } | English: 6,000 words |
| • Research Notes | | Japanese: 12,000 characters |
| • Book Review | } | English: 3,000 words |
| • Other | | Japanese: 6,000 characters |

Note: When a manuscript necessarily exceeds the limit, the author must inquire with the Editorial Committee before submission as part of

determining whether or not the manuscript can be accepted for consideration.

In principle, all manuscripts are required to have both an English and Japanese abstract at the beginning. English abstracts must not exceed 200 words and Japanese abstracts must not exceed 500 words.

There should be no more than 10 figures and tables in total, and these items should have sufficient resolution (generally 600 dpi or more). Authors should prepare figures and tables for monochrome printing since the journal is generally printed in monochrome. The size of a figure/table should be (based on a two-column page) one column, two columns or a full page.

For index-searching purposes, manuscripts must also include 3–5 keywords after the abstract in the same language as the abstract. This requirement applies to both the English and Japanese abstracts.

Book reviews must also include an abstract and keywords at the beginning. The requirements for English/Japanese abstracts, word/character limits and number of keywords are the same as above.

Note that when the language used is not the author's first language, the author must have a native speaker check the manuscript before submission.

5. Acceptance

Acceptance or rejection of submitted manuscripts is decided through screening by the Editorial Committee. The Editorial Committee may request the author for additions or revisions to the manuscript.

6. Manuscript and Publication Fees

No manuscript fees are paid and no publication fees are charged. The author(s) of a published manuscript will receive 30 complementary printed excerpts.

7. Writing Guidelines

Manuscripts are to use the template specified by the Editorial Committee. The style shall follow the principles set out below. References should be

listed in either alphabetical order (Example 1) or numerical order (Example 2).

- (1) English-language reference are to follow the latest APA (American Psychological Association) guidelines. The order for journal references is: Author Name(s), Year of Publication, Title, Name of the Journal, Volume (Issue) and Page Number.

The order for book references is Author Name(s), Year of Publication, Title, Place of Publication and Publisher Name. The title of books in foreign languages should be italicized. Japanese references should in principle be in the same style as English references.

Example 1

Karmiloff-Smith, A. (1992). *Beyond modularity: A developmental perspective on cognitive science*. Cambridge, MA: MIT Press.

Kaufman, J. M., & Burbach, H. J. (1988). Creating classroom civility. *Education Digest*, 63(1), 12-18.

Example 2

① McLuhan, M. (1968). *The Gutenberg galaxy: The making of modern man* (translation by Susumu Takagi). Takeuchi Shoten.

② Kitayama, S. and Karasawa, M. (1995). Self: A cultural psychological perspective. *Japanese Journal of Experimental Social Psychology*, 35(2), 133–163.

- (2) Depending of the type of paper submitted, referencing that follows the AMA (American Medical Association) or MLA (Modern Language Association) guidelines are also acceptable.

- (3) Footnotes should be numbered using superscript at the relevant places in the main text, with the actual footnotes provided at the end of the main text.

[FAX] +81-3-3818-1168

[E-mail] fila_journal@juntendo.ac.jp

8. Proofreading and Printing

In principle, proofreading is done by the author(s) until the second stage of review by the Editorial Committee; proofreading thereafter is done by the Editorial Committee. Revisions made during proofreading are confined to the correction of typographical errors and incorrect characters or numerals. No additions or revisions related to the content will be allowed.

In principle, figures and tables are printed in monochrome. If publication of a manuscript will require high costs (e.g., for color photographs), those costs will be borne by the author(s).

9. Copyright

The copyright of papers published in the *Juntendo Journal of Global Studies* belongs to the author(s), and the printing rights belong to Juntendo University. Authors must consent to electronic reproduction and publication of their paper.

10. Manuscript Submission

When submitting a manuscript, fill in the Manuscript Submission Card and confirm the following three points: 1) it is not a duplication submission, 2) all coauthors have given approval for manuscript submission and 3) a native-speaker check has been carried out when the language of the submission is not the first language of the author.

Submit the manuscript as a Word file or PDF file by e-mail. E-mail address should be included in the manuscript.

11. Submission Address

[E-mail] fila_journal@juntendo.ac.jp

12. Inquiries

Editorial Committee, *Juntendo Journal of Global Studies*

Hongo/Ochanomizu Campus Office

Faculty of International Liberal Arts

Juntendo University

2-1-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo

〒113-8421

[TEL] +81-3-5802-1729

These Submission Guidelines are effective from April 1, 2015.

Partial Revisions April 1, 2017

April 1, 2018

June 1, 2019

April 1, 2020

April 1, 2021

April 1, 2022

編集後記

2023年5月、新型コロナウイルスの感染法上の分類は、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられました。アフターコロナのなかで、私たちは新しい生活様式への適応とさらなる発展を求められているといえます。そのような中で、『順天堂グローバル教養論集～Juntendo Journal of Global Studies～』の第9巻をご紹介できることを光栄に思います。本巻に研究成果をお寄せくださったすべての著者に感謝を申し上げます。また、本論集の査読に貢献してくださった査読者の先生方にも、この場でお礼申し上げます。多忙なスケジュールの中、論文の質向上のためにお時間を割いていただきありがとうございました。本巻の完成は、ひとえに先生方の献身のおかげです。本論集の完成にむけて、編集および査読等の全てのプロセスを通して貢献してくださった編集委員会の皆さまの、多大なるご尽力に心より感謝いたします。この第9巻には、研究論文3報、研究ノート2報、書評1報が掲載されています。研究論文の他にも、本巻には「教員推薦卒業論文」23報が掲載されています。『順天堂グローバル教養論集』のさらなる発展に向けて、今後ともご協力をお願い申し上げます。

(編集委員長 大野 直子)

編集委員

委員長 大野 直子
今井 純子
太田 有子
齊藤 美野
佐々木 優
シャルヴァ アドリアン
白川 正樹
ニヨンサバ フランソワ
野田 愛
湯浅 資之
吉武 尚美

事務局

藤本 幸雄
杉山 幸弘
國本 啓樹

順天堂グローバル教養論集

第九巻

Juntendo Journal of Global Studies

令和6年(2024年)3月28日 発行

発行人 順天堂大学国際教養学部

編集発行責任者 大野 直子

〒113-8421 東京都文京区本郷2-1-1

電話 03-3813-3111 (代)

印刷所 株式会社広稜社

〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-25 太陽ビル4F

TEL 03-3868-3352

順天堂グローバル教養論集
Juntendo Journal of Global Studies
第九巻 2024年3月 Vol. 9 March 2024



順天堂大学 国際教養学部
Juntendo University
Faculty of International Liberal Arts
〒113-8421 東京都文京区本郷2丁目1番1号
2-1-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-8421
Tel:03-3813-3111 <http://www.juntendo.ac.jp/>
